

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年5月2日
【発行者名】 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ
 (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)
【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 皆川 宏
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アールン通り
 287-289番
 (287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
 Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
 同 廣本 文晴
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
 同 廣本 文晴
 同 大西 信治
 同 中野 恵太
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
 MUGC GSケイマン・ファンドー
 GS エマージング・ハイ・イールド債券ファンド
 （マルチ・カレンシー型）
 (MUGC GS Cayman Fund -
 GS Emerging Markets High Yield Bond Fund)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
 (i) 当初申込期間
 (平成25年5月20日から平成25年6月6日まで)
 ブラジルリアルクラス受益証券：
 10億米ドル（約940億5,000万円）
 メキシコペソクラス受益証券：
 10億米ドル（約940億5,000万円）
 ロシアルーブルクラス受益証券：
 10億米ドル（約940億5,000万円）
 米ドルクラス受益証券：
 10億米ドル（約940億5,000万円）
 豪ドルクラス受益証券：
 10億豪ドル（約979億3,000万円）
 円クラス受益証券：
 1,000億円

(ii) 継続申込期間

（平成25年6月7日から平成26年6月30日まで）

ブラジルリアルクラス受益証券：

30億米ドル（約2,821億5,000万円）を上限とする。

メキシコペソクラス受益証券：

30億米ドル（約2,821億5,000万円）を上限とする。

ロシアルーブルクラス受益証券：

30億米ドル（約2,821億5,000万円）を上限とする。

米ドルクラス受益証券：

30億米ドル（約2,821億5,000万円）を上限とする。

豪ドルクラス受益証券：

30億豪ドル（約2,937億9,000万円）を上限とする。

円クラス受益証券：

3,000億円を上限とする。

（注1）各外国通貨の円貨換算は、平成25年3月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝94.05円および1豪ドル＝97.93円による。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

MUGC GSケイマン・ファンドー

GS エマージング・ハイ・イールド債券ファンド（マルチ・カレンシー型）

（MUGC GS Cayman Fund - GS Emerging Markets High Yield Bond Fund）

（注）MUGC GSケイマン・ファンドーGS エマージング・ハイ・イールド債券ファンド

（マルチ・カレンシー型）（MUGC GS Cayman Fund - GS Emerging Markets High Yield Bond Fund）（以下「本サブ・ファンド」または「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるMUGC GS ケイマン・ファンド（以下「トラスト」または

「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

サブ・ファンドの受益証券は記名式無額面受益証券であり、本書の日付現在、ブラジルリアルクラス受益証券、メキシコペソクラス受益証券、ロシアルーブルクラス受益証券、米ドルクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券および円クラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」という。）の6種類がある。

受益証券について、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

サブ・ファンドは、追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

（i）当初申込期間（平成25年5月20日から平成25年6月6日まで）

ブラジルリアルクラス受益証券： 10億米ドル（約940億5,000万円）

メキシコペソクラス受益証券： 10億米ドル（約940億5,000万円）

ロシアルーブルクラス受益証券： 10億米ドル（約940億5,000万円）

米ドルクラス受益証券： 10億米ドル（約940億5,000万円）

豪ドルクラス受益証券： 10億豪ドル（約979億3,000万円）

円クラス受益証券： 1,000億円

（ii）継続申込期間（平成25年6月7日から平成26年6月30日まで）

ブラジルリアルクラス受益証券： 30億米ドル（約2,821億5,000万円）を上限とする。

メキシコペソクラス受益証券： 30億米ドル（約2,821億5,000万円）を上限とする。

ロシアルーブルクラス受益証券： 30億米ドル（約2,821億5,000万円）を上限とする。

米ドルクラス受益証券： 30億米ドル（約2,821億5,000万円）を上限とする。

豪ドルクラス受益証券： 30億豪ドル（約2,937億9,000万円）を上限とする。

円クラス受益証券： 3,000億円を上限とする。

（４）【発行（売出）価格】

（i）当初申込期間（平成25年5月20日から平成25年6月6日まで）

ブラジルリアルクラス受益証券： 1口当たり10.00米ドル

メキシコペソクラス受益証券： 1口当たり10.00米ドル

ロシアルーブルクラス受益証券： 1口当たり10.00米ドル

米ドルクラス受益証券： 1口当たり10.00米ドル

豪ドルクラス受益証券： 1口当たり10.00豪ドル

円クラス受益証券： 1口当たり10,000円

（ii）継続申込期間（平成25年6月7日から平成26年6月30日まで）

管理会社、管理事務代行会社および販売会社が申込みを受け付けた取引日における受益証券1口

当たり純資産価格

（注１）「取引日」とは、以下の日をいう。

ブラジルレアルクラス：

サンパウロ証券取引所が営業をしているファンド営業日

メキシコペソクラス：

メキシコ証券取引所が営業をしているファンド営業日

ロシアルーブルクラス：

RTS証券取引所が営業をしているファンド営業日

米ドルクラス：

ファンド営業日

豪ドルクラス：

オーストラリア証券取引所が営業をしているファンド営業日

円クラス：

ファンド営業日

（注２）「ファンド営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、シンガポールおよび日本において銀行が営業している日で、かつ、ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびシンガポール証券取引所が営業をしている日（ただし12月24日を除く。）、または管理会社および受託会社が定める日をいう。

（５）【申込手数料】

日本国内における取得申込みについては、申込金額の4.2%（税抜4.0%）を上限として日本における販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算される。

（６）【申込単位】

販売取扱会社により異なる。申込単位の詳細については、販売取扱会社に照会することができる。

（７）【申込期間】**（i）当初申込期間**

平成25年5月20日（月曜日）から

平成25年6月6日（木曜日）まで

（ii）継続申込期間

平成25年6月7日（金曜日）から

平成26年6月30日（月曜日）まで

（注）継続申込期間における申込みは取引日に限り取り扱われる。

（８）【申込取扱場所】

サブ・ファンドの申込取扱場所については、下記に照会のこと。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

（９）【払込期日】**（i）当初申込期間**

投資者による払込みの方法については下記「(12)その他（ハ）申込みの方法」を参照のこと。

販売会社は平成25年6月7日（金曜日）（以下「当初払込日」ということがある。）に保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）（以下「保管会社」という。）のサブ・ファンドの口座に各クラスの表示通貨で払い込む。

（ii）継続申込期間

投資者による払込みの方法については下記「(12)その他（ハ）申込みの方法」を参照のこと。

日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社のサブ・ファンド口座に、適用される取引日から起算して4ファンド営業日目の日までに（関連する市場の銀行が決済のために営業を行っていない場合（例：豪ドルクラスに関しては、シドニーの連邦、州または都市銀行が営業を行っていない場合）には、その後可及的速やかに）（以下「払込期日」という。）各クラスの表示通貨で払い込まれる。

（１０）【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じ。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

- ① 管理会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）（以下「総販売会社」または文脈により「販売会社」という。）との間で受益証券総販売契約を平成22年2月10日付で締結し、総販売会社は、日本における販売会社との間で日本における受益証券販売契約を平成22年2月10日付で締結している。
- ② 日本における販売会社は、他の販売・買戻し取扱会社（以下「販売取扱会社」という。日本における販売会社が直接日本の受益者に販売する場合については、日本における販売会社も含むものとする。）を通じて間接的に受けたファンド証券の販売・買戻し請求の管理会社への取次ぎを行う。
（注）販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次ぎ業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻し請求を日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻し代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次ぎ金融商品取引業者および取次ぎ登録金融機関をいう。
- ③ 管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。
（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務を行う協会員をいう。

（ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う日本における投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い円貨または各クラスの表示通貨で支払われる。円貨で支払われた場合における円貨を除く表示通貨への換算は、当初申込期間中の取得申込みについては各申込日における、また継続申込期間中の取得申込みについては申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「国内約定日」という。）における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。）。申込金額は、当初申込期間中の取得申込みについては平成25年6月6日（木曜日）までに、また継続申込期間中の取得申込みについては原則として国内約定日から起算して4国内営業日目までに（ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。販売取扱会社に対して支払われ、日本における販売会社は当初申込期間中の取得申込みについては当初払込日に、また継続申込期間中の取得申込みについては払込期日に保管会社のサブ・ファンドの口座に各クラスの表示通貨で払い込む。

継続申込期間中における取得申込みについては、日本における販売会社においては、口座毎に申込金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出する（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。）。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの申込金額合計額を受益証券1口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計を算出する。

（ニ）日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

MUGC GSケイマン・ファンドーGS エマージング・ハイ・イールド債券ファンド（マルチ・カレンシー型）（MUGC GS Cayman Fund - GS Emerging Markets High Yield Bond Fund）（以下「本サブ・ファンド」又は「サブ・ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、平成22年2月10日付信託証書に従って同日付で設定されたアンブレラ・ファンドである、MUGC GSケイマン・ファンド（MUGC GS Cayman Fund）（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

サブ・ファンドは、ブラジルリアルクラス（BRL Class）、メキシコペソクラス（MXN Class）、ロシアルーブルクラス（RUB Class）、米ドルクラス（USD Class）、豪ドルクラス（AUD Class）および円クラス（JPY Class）で構成される。ブラジルリアルクラス、メキシコペソクラス、ロシアルーブルクラスおよび米ドルクラスは米ドル建てであり、豪ドルクラスは豪ドル建てであり、円クラスは円建てである。サブ・ファンドは、ブラジルリアルクラスに関してブラジルリアル、メキシコペソクラスに関してメキシコペソ、ロシアルーブルクラスに関してロシアルーブル、豪ドルクラスに関して豪ドル、および円クラスに関して日本円に対する通貨エクスポージャーを回避する予定である。

米ドル以外の通貨で為替取引を行うかまたは選択した米ドル以外の通貨に対するエクスポージャーを有する各クラスを「為替取引対象クラス」という。為替取引対象クラスが為替取引を行うかエクスポージャーを有する通貨を「クラス通貨」という。

信託金の限度額は、定められていない。

サブ・ファンドの投資目的は、投資顧問会社とその単独裁量により決定するところにより、通常の市況の下において、主として、エマージング諸国の企業またはエマージング諸国に大幅なエクスポージャーを持つ企業もしくはエマージング諸国の経済成長から収益を得ることが期待される企業の米ドル建ての非投資適格債券、ならびに、エマージング諸国の政府、政府機関および政府関連機関が発行する米ドル建ての非投資適格債券への分散投資を通じて、長期的なキャピタル・ゲインとインカム・ゲインを実現することである。詳しくは、後記「2 投資方針（1）投資方針」を参照されたい。

② ファンドの性格

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社は、サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社を通じて管理会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、適用される評価日において計算される、サブ・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格（適用がある限りにおいて手数料および税金控除後）である。

管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、平成35年（2023年）9月29日をもって終了する。

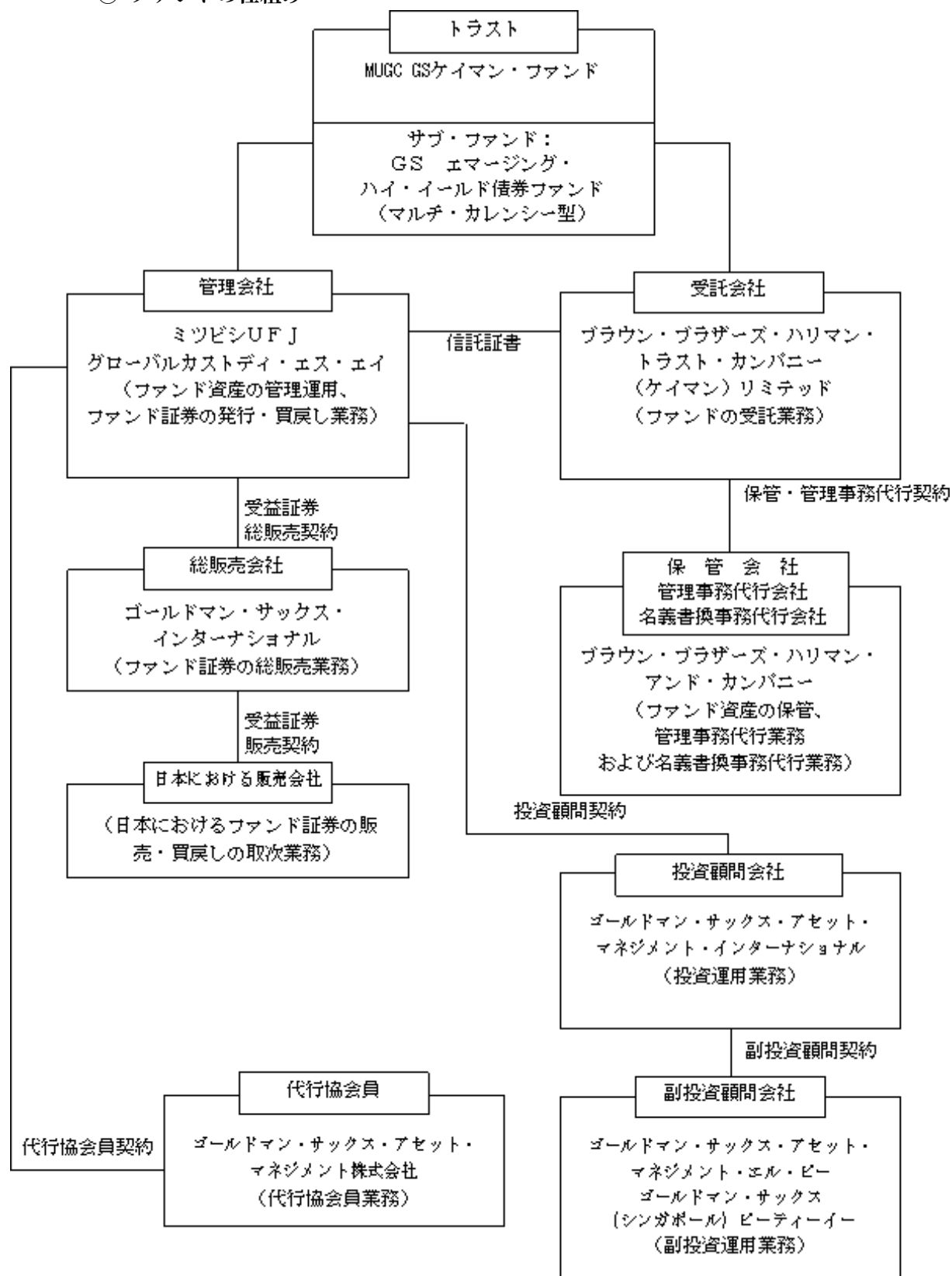
（注）「評価日」とはファンド営業日をいう。

（２）【ファンドの沿革】

昭和49年4月11日	管理会社設立
平成22年2月10日	信託証書締結
平成25年4月19日	補遺信託証書締結
平成25年5月20日	ファンド証券（ブラジルリアルクラス受益証券、メキシコペソクラス受益証券、ロシアルーブルクラス受益証券、米ドルクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券および円クラス受益証券）の日本における募集を開始予定
平成25年6月7日	サブ・ファンドの運用開始予定

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ミツビシUFJグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社	平成22年2月10日付で信託証書および平成25年4月19日付で補遺信託証書を受託会社と締結。信託証書は、サブ・ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンドの終了等について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	平成22年2月10日付で信託証書および平成25年4月19日付で補遺信託証書を管理会社と締結。信託証書は、サブ・ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンドの終了等について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行会社 名義書換事務代行会社	平成20年11月3日付で保管・管理事務代行契約 ^(注1) を受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの資産保管業務、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務について規定している。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International)	投資顧問会社 (GSAMロンドン)	平成25年4月30日付で投資顧問契約 ^(注2) を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務について規定している。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (Goldman Sachs Asset Management L.P.)	副投資顧問会社 (G S A Mニューヨーク)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーは平成19年6月29日付で副投資顧問契約（以下「副投資顧問契約（G S A Mニューヨーク）」という。） ^(注3) を、ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイーは平成7年10月19日付で副投資顧問契約（以下「副投資顧問契約（G S A Mシンガポール）」といい、副投資顧問契約（G S A Mニューヨーク）と併せて「副投資顧問契約」と総称する。）を投資顧問会社と締結。同契約は、副投資運用業務について規定している。
ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー (Goldman Sachs (Singapore) Pte.)	副投資顧問会社 (G S A Mシンガポール)	
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	代行協会員	平成25年4月19日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注4) を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	総販売会社	平成22年2月10日付で管理会社との間で受益証券総販売契約 ^(注5) を締結。受益証券総販売契約は、総販売会社としての業務について規定している。

(注1) 保管・管理事務代行契約とは、サブ・ファンドの資産保管業務、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務の提供を約する契約である。

(注2) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、サブ・ファンドに対し、投資運用サービスを提供することを約する契約である。

(注3) 副投資顧問契約とは、投資顧問会社によって任命された各副投資顧問会社が副投資運用業務を提供することを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

(注5) 受益証券総販売契約とは、管理会社によって任命された総販売会社が、ファンド証券の募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を適用法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

③ 管理会社の概況

(i) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

(ii) 事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

(iii) 資本金の額（平成25年3月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約34億9,094万円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(iv) 会社の沿革

昭和49年4月11日	設立
平成18年1月1日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更
平成19年4月2日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

（v）大株主の状況

（平成25年3月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。トラストは、また、ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

② 準拠法の内容

（i）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）信託法として定められている。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成35年（2023年）9月29日に終了する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ii）ミューチュアル・ファンド法

下記「（6）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

（5）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（i）ケイマン諸島金融庁に対する開示

サブ・ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がサブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「C

IMA」という。）に提出しなければならない。

サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- (a) 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- (b) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (d) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (e) 関係する法令に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

サブ・ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース

(PricewaterhouseCoopers)のケイマン諸島事務所である。サブ・ファンドの会計監査は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、前年9月30日に終了する会計年度の監査済会計書類を6か月以内にCIMAに提出する。

(ii) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度末は、毎年9月30日である。会計書類は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に従って作成される。会計年度末から6か月以内で、毎年の年次受益者集会前までに、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付される。

② 日本における開示

(i) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社はファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融

庁長官に提出しなければならない。

(ii) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

(6) 【監督官庁の概要】

サブ・ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、サブ・ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。サブ・ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの免許および監督に服し、CIMAは、いつでもサブ・ファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするサブ・ファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、サブ・ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならない。CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にサブ・ファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の免許の取消し、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行についてサブ・ファンドに助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、投資顧問会社とその単独裁量により決定するところにより、通常の市況の下において、主として、エマージング諸国の企業またはエマージング諸国に大幅なエクスポージャーを持つ企業もしくはエマージング諸国の経済成長から収益を得ることが期待される企業の米ドル建ての非投資適格債券、ならびに、エマージング諸国の政府、政府機関および政府関連機関が発行する米ドル建ての非投資適格債券（以下「エマージング諸国のハイ・イールド債券」または「エマージング・ハイ・イールド債券」と総称する。）への分散投資を通じて、長期的なキャピタル・ゲインとインカム・ゲインを実現することである。

エマージング諸国のハイ・イールド債券は、スタンダード＆プアーズ・レーティング・サービス（S & P）による信用格付がBBB-未満、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（ムーディーズ）による信用格付がBaa3未満、または、その他の全国的に認知されている統計的格付機関（NRSRO）による信用格付が同等の債券であるものとする。

「エマージング諸国」とは、世界銀行の「高所得国グループ」の分類に含まれない国を指す。これらの国を列挙している世界銀行のウェブサイトの現在のアドレスはwww.worldbank.org/data/countryclass/classgroups.htmである。上記にかかわらず、投資顧問会社は、随時、ある国がエマージング諸国であるか否かを決定するために独自の分類方法を用いて、その単独裁量により他の国をエマージング諸国と特定することができる。

ファンドの特色

1. 主にエマージング諸国ならびにエマージング諸国関連の企業等により発行される米ドル建てのハイ・イールド債券に投資します。

- 「エマージング諸国」とは、世界銀行の「高所得国グループ」の分類に含まれない国を指します。投資顧問会社は随時、エマージング諸国を特定することができます。

2. 6つの通貨クラスからお選びいただけます。

通貨クラス	ブラジルレアル クラス	メキシコペソクラス	ロシアルーブル クラス	米ドルクラス	豪ドルクラス	円クラス
純資産価格の 表示通貨	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	豪ドル	円

- 原則として、各通貨クラスは為替取引を行い、実質的にそれぞれの通貨での運用が行われます。高金利通貨の場合には、金利差がプラスとなりプレミアム（金利差相当分の収益）を享受することができます。金利の低い通貨の場合には、金利差がマイナスとなりコスト（金利差相当分の費用）となる場合があります。
- ブラジルレアルクラス、メキシコペソクラス、ロシアルーブルクラスは表示通貨が米ドルのため、純資産価格は米ドルと各通貨（ブラジルレアル、メキシコペソ、ロシアルーブル）間の為替変動の影響を受けます。

3. 原則として、毎月10日（ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日）に収益分配を行います。

- 分配は、2013年7月10日以降に行われる予定です。
- ファンド営業日とは、ロンドン、ニューヨーク、シンガポールおよび日本において銀行が営業している日で、かつ、ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびシンガポール証券取引所が営業をしている日（ただし12月24日を除く）、または管理会社および受託会社が定める日をいいます。

*運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

*市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

投資方針

サブ・ファンドは、通常の市況の下において、エマージング諸国のハイ・イールド債券へ分散投資することにより、また、以下に記載される投資資産の運用技術を活用することにより、投資目的の達成を目指す。

投資顧問会社は、サブ・ファンドのために証券を選定する際に、通常は特に証券のデュレーション、セクター、信用力などの要因のほか、証券の利回りおよびキャピタル・ゲインの見通しを考慮する。さらに、サブ・ファンドは、リターンを増加させる取り組みの一環として、金利のアクティブ運用技術を活用することができる。

投資顧問会社は、米ドル建てでない資産について、米ドルに対して為替ヘッジをする予定である（ただし、そうすべき義務はない。）。また、各クラスの投資者がそれぞれのクラスのクラス通貨によるリターンが享受できるよう、投資顧問会社は、その単独の裁量により、投資顧問会社が決定する先物為替予約および通貨オプションを含む一定の取引手法および手段を利用し、米ドル建ての資産について、それぞれのクラス通貨に対し為替取引を行うことができる（以下「外国為替取引」という。）。

投資顧問会社が、それぞれのクラス通貨に対する米ドルの為替変動を回避するためにかかる為替取引を実施するという保証、または、実施される為替取引が有効であるという保証はない。さらに、受益者が、自国通貨以外の通貨に為替取引されるクラス証券に投資する場合、かかる受益者は、かかる自国通貨に対する当該クラス通貨の価値の低下という重大なリスクにさらされることになる。

サブ・ファンドの投資が成功するという保証はなく、サブ・ファンドの投資方針が達成されるという保証またはそのポートフォリオ設計、リスク管理および通貨取引戦略が成功するという保証もない。

投資対象

投資顧問会社がサブ・ファンドの資産を投資する証券および商品には、本書に記載される他の商品のほか、次のものが含まれる。

1. 政府、政府機関および政府関連機関、国際機関その他が発行するソブリン債および債務証券（ブレディ債および米国債等が含まれる。）
2. 米国内外の企業が発行する債務証券（新興国の企業が発行する債務証券等が含まれる。）
3. 様々な通貨の先渡契約の「ロング」および／または「ショート」ポジション戦略を含む外国為替取引
4. モーゲージ担保证券（住宅用および商業用モーゲージ担保证券（政府機関および政府関連機関または民間企業により発行または保証されるもの）、モーゲージ担保債務証券（CMO）、債券担保債務証券（CBO）、ローン担保证券（CLO）等が含まれる。）
5. 資産・受取債権担保证券（ABS）（クレジット・カード、ホーム・エクイティ・ローン、自動車ローン等の受取債権の資産のプールにより裏付けられた証券等が含まれる。）
6. 米国以外の銀行の支店および代理店が米国で発行した債務証券（ヤンキー債）および米国以外で発行した債務証券（ユーロ債）
7. 物価連動確定利付証券（物価連動債およびその他の物価連動債務証券・商品等）
8. 債務関連のデリバティブおよび仕組み証券（レポ契約、リバース・レポ契約、クレジット・リンク商品、トータル・リターン・スワップ、金利スワップ等が含まれる。）
9. 現金同等物
10. 私募証券（米国での販売のための登録をせず、1933年米国証券法（その後の改正を含む。）のルール144Aに基づき適格機関投資家間で取引されている、または登録が要求される権利を内包している証券等が含まれる。）
11. ハイブリッド証券（トラスト型優先証券等が含まれる。）
12. 持分証券（破産更生の一環として発行された証券等が含まれる。）
13. ローン・パーティシペーション（参加権）

サブ・ファンドが投資する債券には、固定利付証券、可変または変動利付証券が含まれる。

投資顧問会社は、ファンドの資産をデリバティブ商品および仕組み証券に投資することができる。これには、投資の目的の場合で、かつ通貨および金利の管理活動を行うため、またはファンドのポートフォリオのデュレーション、イールド・カーブ、通貨、ボラティリティもしくはセクターもしくは安全性のリスクを管理するため、または収益を生み出すために行われる場合を含むがこれらに限られない。投資顧問会社が利用するデリバティブ商品および仕組み証券は、クレジット・リンク商品、スワップ（金利スワップ、通貨スワップ、クレジット・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含む）、スワップション、金利キャップ、フロア、カラーおよび同様の商品、証券および証券指数のオプション（取引所で取引されるオプションおよび店頭市場のオプションを含むがこれらに限られない）、先物（金融先物契約を含むがこれに限られない。）ならびに先物、通貨直物および先渡し契約（ノン・デリバラブル・フォワードを含むがこれに限られない。）のオプションが含まれる可能性がある。また、ファンドは、レポ取引（三者間レポ取引を含むがこれに限られない。）および逆レポ取引を締結することができ、「先渡し」または「発行日基準」で証券を購入することができ、組入れ証券の貸付けおよび借入れを行うことができ、かつ「つなぎ売り」であるかオプションおよび先物を利用した空売りであるかを問わず、空売り（ＴＢＡ取引の空売りを含むがこれに限られない。）を行うことができる。

サブ・ファンドの特定の投資実務（およびこれに付随する特定のリスク）を以下に記載する。

キャッシュ運用

サブ・ファンドは、予想される買戻し、費用もしくはその他サブ・ファンドの運営上必要な場合に資金を供給するため、または、一時的な防衛目的によりもしくはその他投資顧問会社の単独裁量により、その資産の100%を現金にて保有することができ、または、その現金残高を、投資顧問会社がその単独裁量により適切とみなす時期および商品（現金等価物およびその他の短期投資対象（サブ・ファンドの投資方針に従った投資対象に限る。）を含むがこれらに限られない。）に投資することができる。投資顧問会社は、サブ・ファンドの現金残高をゴールドマン・サックスがスポンサーとなりまたは管理するファンドを含むマネー・マーケット・ファンドまたは同様のファンドにも投資することができ、かかるいずれの投資に関してもゴールドマン・サックスに対して生じる報酬はサブ・ファンドに返金されない（すなわち、ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドおよびマネー・マーケット・ファンドの両方の運用に関して報酬を受け取るため、当該投資には、受益者によるマネー・マーケット・ファンドへの直接投資に関しては生じない「報酬の二重負担」が生じる可能性がある。）。

為替エクスポージャー：為替取引

投資顧問会社は、サブ・ファンドの資産のうち米ドル建てではない資産のほぼ全てを米ドルにヘッジすることを企図している（ただし、そうすべき義務はない。）。また、サブ・ファンドは、その他の通貨に対して為替取引される受益証券のクラスを募集している。為替取引は、投資顧問会社の単独裁量による。いかなる為替取引も有効であるという保証はない。投資顧問会社は、その単独裁量により、一または複数の投資顧問会社の関係会社に外国為替取引の全部または一部の運用を委託することができる。

為替取引対象クラス受益証券および外国為替取引

サブ・ファンドは、為替取引対象クラス受益証券を募集する予定であり、また投資顧問会社と協議した上で受託会社および管理会社の単独裁量により、また受益者に対して通知を行うことなく、表示通貨および参照通貨が米ドル建てではない追加の受益証券のクラスを発行することができる。ただし、サブ・ファンドの投資対象は、主に米ドル建てであるかまたは米ドルにヘッジされる予定である。いずれの為替取引対象クラス受益証券の投資者也該当するクラスのクラス通貨でリターンを受け取れるよう、投資顧問会社は、その単独裁量により、外国為替取引を利用することにより、各クラス通貨に対する為替取引対象クラス受益証券それぞれのクラスの通貨エクスポージャーの回避に努めるが、そのような義務を負うものではない。投資顧問会社が外国為替取引を利用するという

保証および利用された外国為替取引が有効であるという保証はない。例えば、外国為替取引では、月の途中において為替取引対象クラス受益証券に配分されるサブ・ファンドの資産の値上がりまたは値下がりによる外国為替エクスポージャーの変動を考慮することは予定されていない。さらに、ブラジルリアル、メキシコペソおよびロシアルーブルを含むがこれに限定されない一部のクラス通貨は、他の通貨に交換することが自由にできないか、交換することについて制限を受ける。サブ・ファンドは、ブラジルリアルおよびロシアルーブルに関してサブ・ファンドの外国為替取引のためのノン・デリバラブル・フォワード通貨契約を利用することを予定しているが、サブ・ファンドがこれを効果的に行えるという保証も、サブ・ファンドがノンデリバラブル・フォワード契約を締結できるという保証もできない。また、サブ・ファンドは、サブ・ファンドがクラス通貨への為替取引または転換を行えない日に為替取引対象クラス受益証券の申込みまたは買戻しの請求を受領する可能性がある。そのような場合、サブ・ファンドは、サブ・ファンドが該当するクラス通貨の為替取引もしくは転換が行える日または申込みもしくは買戻しを受諾できる日まで当該申込みまたは買戻しを延期することができ、また該当する日の前後に為替取引を実行または終了することができる。したがって、いずれの為替取引対象クラス受益証券にも過度の為替取引が行われたり、為替取引が不足する可能性があり、ブラジルリアルクラス、メキシコペソクラスおよびロシアルーブルクラスの運用成績は関連するクラスの表示通貨の動きと大きく異なる可能性があるが、これは、米ドルと関連するクラスの表示通貨との為替変動が、ブラジルリアルクラス、メキシコペソクラスおよびロシアルーブルクラスの運用成績に影響を与える可能性があるためである。さらに、受益者が自国通貨以外の通貨に対して為替取引される為替取引対象クラス受益証券に投資する場合、当該受益者は、クラス通貨が自国通貨に対して下落するという重大なリスクにさらされることになる。

外国為替取引は、関連するクラス通貨に対する米ドルの価値の下落から受益者を完全には保護できない可能性がある。これは、特に、外国為替取引に関連して使用されるサブ・ファンドの原資産の評価が、外国為替取引が実行された時点でのかかる資産の実際の評価と大きく異なる可能性があるため、またはサブ・ファンドの資産の主な部分が直ちに確認可能な市場価格を欠いている可能性があるためである。また、外国為替取引が利用される場合において、保有する為替取引対象クラス受益証券が関連するクラス通貨に対する米ドルの価値の下落から投資者を保護するとしても、為替取引対象クラス受益証券の投資者は、一般に、関連するクラス通貨に対して米ドルが値上がりする場合に利益を受けられない。為替取引対象クラス受益証券の価値は、外国為替取引に関する損益およびコストを反映する変動にさらされる。

サブ・ファンドによって利用される外国為替取引は、関連する為替取引対象クラス受益証券の利益のためだけのものであり、それに関連する収益、損失および費用は、当該クラスだけのためのものである。上記にかかわらず、外国為替取引を行うために用いられる技術および商品は、サブ・ファンドの資産を構成する。投資顧問会社は、為替取引対象クラス受益証券の通貨エクスポージャーの範囲内で外国為替取引を行うつもりであり、投機目的で外国為替取引を行うつもりはない。投資顧問会社は、上記の外国為替取引の制限に努めるが、サブ・ファンドが利用する外国為替取引から生じる負債が、為替取引活動が行われるクラスの資産を超過する場合、サブ・ファンドのその他の受益証券のクラスの純資産価額に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、一般に、外国為替取引をする場合、証拠金もしくは決済の支払いまたはその他の目的のために、サブ・ファンドの資産の一部の使用を要する場合がある。例えば、サブ・ファンドには、特定の為替取引商品の利用に関連して、証拠金、決済またはその他の支払いが随時（月中を含む。）要求される場合がある。また、外国為替取引の取引相手方により、即日を含む、短期の通知をもって支払いを要求される場合がある。その結果、サブ・ファンドは、現時点または将来の追加証拠金請求、決済もしくはその他の支払いに応じるかまたはその他の目的のために利用可能な現金を保有するため、資産をより早く清算し、および／または、サブ・ファンドのより多くの割合の資産を現金およびその他の流動性の高い証券（その割合は時として大きなものとなる可能性がある。）により保持する場合がある。サブ・ファンドが保有する現金資産には、通常、金利が付される見込みであるが、かかる現金資産については、該当するサブ・ファンドの投資方針に従った投資が行われないこととなり、サブ・ファンド（他のクラスの保有者を含む。）のパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可

能性がある。また、通貨市場のボラティリティおよび変化する市況に起因して、投資顧問会社は、将来の証拠金の要求の正確な予測ができない可能性があり、これにより、サブ・ファンドがかかる目的のために保有する現金および流動証券が過剰となりまたは不足する可能性がある。サブ・ファンドがかかる目的のために利用可能な現金または資産を有しない場合、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの契約上の義務を遵守することができない可能性（追加証拠金請求もしくは決済またはその他の支払いの義務に応じられないことを含むがこれに限られない。）がある。サブ・ファンドがその契約上の義務の履行を怠る場合、サブ・ファンドおよびその受益者（他のクラスを含む。）は重大な悪影響を被る可能性がある。

投資顧問会社は、投資顧問会社がその裁量により、外国為替取引が実行不可能もしくは不可能であるか、サブ・ファンド（他のクラスの保有者を含む。）に重大な影響を及ぼす可能性があると判断する場合に（この場合を含むがこの場合に限られない。）、または、その他の理由により、一定期間外国為替取引の全部または一部を行わないことを決定する可能性がある。その結果、当該一定期間、外国為替エクスポージャーが全体的または部分的に回避されない可能性がある。受益者は、外国為替エクスポージャーが回避されない一定の期間について、必ずしも通知を受けるものではない。

投資顧問会社が為替取引対象クラス受益証券の通貨エクスポージャーの全部または一部について為替取引を行い、またはかかる為替取引が成功するという保証はない。また、サブ・ファンドについてその資産の清算またはサブ・ファンドの解散が行われている期間中に外国為替取引を利用することは予定されていないが、投資顧問会社の単独裁量によりこれが行われる可能性もある。投資顧問会社は、その裁量により、また適用法に従い、外国為替取引の運用の全部または一部を投資顧問会社の一または複数の関係会社に委託することができる。

投資顧問会社は、外国為替取引の実行または外国為替取引に関連して、受益者に通知を行うことなく、投資顧問会社がその単独裁量で必要または適切とみなす取引、取決めおよび行為をし、かつ投資顧問会社がその単独裁量で必要または適切とみなす決定および調整を行うことができ、いずれの場合も、投資顧問会社がその単独裁量により必要または望ましいと判断する方法で行われる。これには、(i)外国為替エクスポージャーの回避に利用する手法および手段を適宜変更すること、(ii)利息の有無を問わずローンを行うこと、分配を行うことまたはその他の取引を行うこと、(iii)現時点または将来の追加証拠金請求に応じるためもしくはその他の目的のための現金を調達するために、直接または間接的な投資を清算すること、ならびに(iv)外国為替取引（短期証券を含む。）に伴うまたはそれから生じる現金を投資することが含まれるが、これらに限られない。

外国為替取引の実行に関連して投資顧問会社が必要または適切と判断する場合、管理会社は、投資顧問会社と協議の上、サブ・ファンドの投資戦略に適切な修正を加えることができる。

受益証券の購入者は、外国為替取引に伴う様々なリスクがあることに留意すべきである。

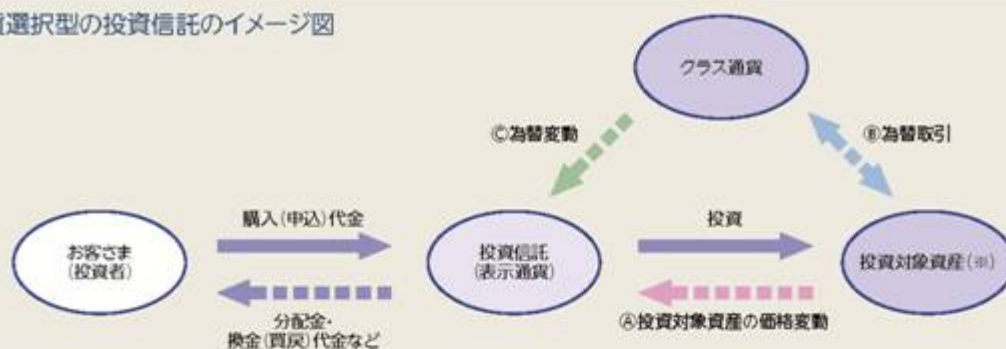
サブ・ファンドの投資目的、投資戦略、投資方針または投資制限は、サブ・ファンドの受益者に不利な変更でない限り、受益者の承認を得ることなく、投資顧問会社により管理会社と協議の上で変更されることがある。

サブ・ファンドの投資方針は、投機的なものであり、重大なリスクを伴う。サブ・ファンドのリスク管理、為替取引および分散の目標を含むサブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、その成果は時間の経過と共に大幅に変動する可能性がある。投資顧問会社は、適用される規則に従い、サブ・ファンドの投資方針における先渡および先物契約、オプション、スワップ、その他のデリバティブ商品、空売り、証拠金およびレバレッジの利用が適切であると判断することができる。かかる投資手法は、サブ・ファンドの投資ポートフォリオが被り得る不利な影響を大幅に増大させる可能性がある。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となるクラス通貨も選択することができるように設計された投資信託です。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



※ ファンドは、エマージング諸国のハイ・イールド債券を主たる投資対象として分散投資を行います。投資対象は、米ドル建て債券であるが、または米ドル建て以外の債券を投資対象とする場合には米ドルに対して為替ヘッジが行われる予定です。

通貨選択型の投資信託であるファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	=	④投資対象資産の価格変動 エマージング諸国のハイ・イールド債券等から成る投資対象資産への投資による損益（値上がり／値下がり）、利子／配当収入	+	⑥為替取引 クラス通貨と米ドルの短期金利差による為替取引プレミアム／コスト	+	③為替変動 表示通貨とクラス通貨による為替差益／差損
収益を得られるケース		金利の低下 価格の上昇		クラス通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利 為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）の発生		表示通貨に対してクラス通貨高 為替差益の発生
損失やコストが発生するケース		金利の上昇 発行体の信用状況の悪化 価格の下落		クラス通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利 為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）の発生		表示通貨に対してクラス通貨安 為替差損の発生

各クラスにおいて期待される収益は、以下の○で示される各収益源となります。

クラス	④投資対象資産の価格変動	⑥為替取引	③為替変動
ブラジルレアルクラス	○	○	○※3
メキシコペソクラス	○	○	○※3
ロシアルーブルクラス	○	○	○※3
米ドルクラス	○	—※1	—※1
豪ドルクラス	○	○	—※2
円クラス	○	○	—※2

※1 米ドルクラスでは、為替取引は行わないため、⑥および③の収益を得たり、または損失が発生することはありません。

※2 豪ドルクラスおよび円クラスでは、為替取引により、表示通貨（豪ドル／円）と米ドルとの為替変動リスクを低減することができます。これにより、③の為替差益／差損は、原則として発生しないことが予定されていますが、為替取引の効果が十分に得られない場合には、③の為替差益／差損が発生することがあります。

※3 ブラジルレアルクラス、メキシコペソクラスおよびロシアルーブルクラスについては、対米ドルでの為替リスクが発生することにご留意ください。

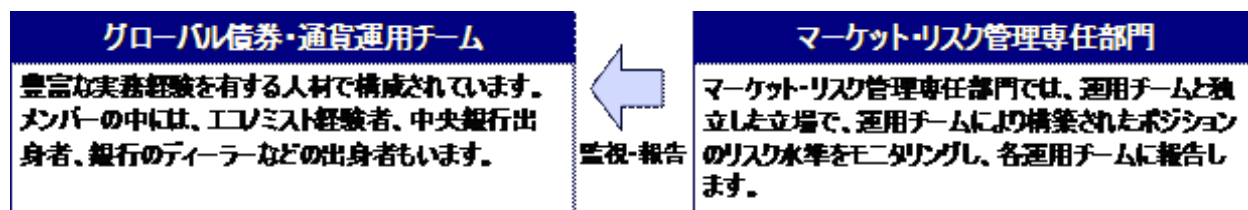
円クラス以外の各クラスについては、円換算ベースではさらに表示通貨（米ドルまたは豪ドル）の対日本円為替レートの影響を受けますので、ご留意ください。

(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」の項を参照のこと。

(3) 【運用体制】

ファンドの投資顧問会社はG S A M ロンドン、副投資顧問会社はG S A M ニューヨークおよびG S A M シンガポールである。G S A M ロンドン、G S A M ニューヨークおよびG S A M シンガポールに属する「グローバル債券・通貨運用グループ」は世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っている。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行っている。



(注) 上記運用体制およびリスク管理体制は今後変更されることがある。

(4) 【分配方針】

管理会社は、その裁量により、分配を行うことができる。ブラジルリアルクラス、メキシコペソクラス、ロシアルーブルクラス、米ドルクラス、豪ドルクラスおよび円クラスに関して、分配は、平成25年（2013年）7月10日以降、毎月10日（当該日がファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。以下それぞれ「分配日」という。）に行われる予定である。

分配は、現金で行われる。分配金は、分配が宣言される分配日（同日を含む。）から起算して6ファンド営業日目、または、関連する市場の銀行が決済のために営業を行っていない場合（例：豪ドルクラスに関しては、シドニーの連邦、州または都市銀行が営業を行っていない場合）には、その後可及的速やかに支払われる。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間⁽³⁾中に発生した収益（投資対象資産から生じる利息および配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当月分配日（分配宣言後）の1口当たり純資産価格は前月分配日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(注) 分配期間とは、分配日の翌日から次の分配日までの期間を指します。

分配期間中に発生した収益の中から支払われる場合



※上図の分配期間収益は以下の2項目で構成されています。



分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

<前月分配日から1口当たり純資産価格が上昇した場合>



(注) 分配期間に生じた収益以外から0.05米ドルを取り崩し

<前月分配日から1口当たり純資産価格が下落した場合>



(注) 分配期間に生じた収益以外から0.08米ドルを取り崩し

*上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

*上記は便宜的に米ドルでのみ表示していますが、実際の分配金額や1口当たり純資産価格は、各クラスの表示通貨（米ドル、豪ドル、日本円）により表示されます。分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、ファンドの1口当たり純資産価格が顕著な下落に十分ご注意ください。

投資家のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。ファンド購入後の1口当たり純資産価格の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※購入価格を上回る部分(分配金①)に加え、下回る部分(分配金②)も分配金として課税対象となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※購入価格を下回る部分(分配金①)も分配金として課税対象となります。

(注) 分配金に対する課税については、後記の「4 手数料及び税金、(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

数年間にわたって純資産価格が下落した場合

①インカム収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の純資産価格は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。

※設定時：1口＝10米ドル



②インカム収益に加え、キャピタル収益等も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の純資産価格は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。

※設定時：1口＝10米ドル



(注) 上図はイメージ図であり、実際の分配金額や純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上図は①インカム収益を中心に分配した場合と、②インカム収益に加えてキャピタル収益等も分配した場合の純資産価格の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得たインカム収益を中心に分配を支払ったため、その分純資産価格が下落しています。一方、②では、インカム収益に加えてキャピタル収益等相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに純資産価格が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6.0米ドル(インカム収益相当分2.0米ドル+キャピタル収益等相当分4.0米ドル)の収益分配を受領し、純資産価格は3.0米ドルになっています。

上図の②において、キャピタル収益等を支払わなかった場合、累計でみた分配後の純資産価格は7.0米ドル(3.0米ドル+4.0米ドル)になります。

インカム収益相当分
キャピタル収益等相当分
分配金
分配後の純資産価格

* 上記は便宜的に米ドルでのみ表示していますが、実際の分配金額や1口当たり純資産価格は、各クラスの表示通貨(米ドル、豪ドル、日本円)により表示されます。

(5) 【投資制限】**投資制限**

投資顧問会社は、日本証券業協会規則および金融商品取引法を遵守するため、サブ・ファンドが以下の投資制限に従うことを確約する。

- (i) サブ・ファンドについて空売りされる証券の時価総額がサブ・ファンドの純資産価額の合計を超えないものとする。
- (ii) 未払いの借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁じられる。ただし、吸収合併または合併等の特別緊急事態の場合は、一時的に当該10%の制限を超える可能性がある。
- (iii) 管理会社は、サブ・ファンドおよび管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドにより保有されるある会社の議決権付株式が当該会社の議決権付株式の総数の50%を超えることになる場合、かかる会社の株式を取得しない。なお、この制限は他の投資法人に対する投資には適用されない。上記パーセンテージは、買付時に計算されるかまたは時価により計算される。
- (iv) サブ・ファンドは、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則（その後の改正および改訂を含む。）により要求される、価格の透明性を確保するための適切な措置が講じられている場合を除き、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産に、純資産価額の15%を超えて投資を行わない。上記パーセンテージは、買付時に計算されるかまたは時価により計算される。
- (v) サブ・ファンドは、投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産価額の50%超が、日本の金融商品取引法 第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合は、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- (vi) 投資顧問会社により行われる、投資顧問会社またはその他第三者の利益を目的とした、受益者保護に反するまたはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための取引は、禁止されるものとする。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

投資信託は預貯金と異なる。サブ・ファンドへの投資はリスクを伴う。サブ・ファンドへの投資により金銭（投資額全額の場合を含む。）を失う可能性がある。サブ・ファンドへの投資は、銀行預金ではなく、米国またはその他の国の政府機関による付保または保証は行われない。サブ・ファンドへの投資リスクは、サブ・ファンドの投資対象に伴うリスクおよびサブ・ファンドの投資目的達成の能力に関連するリスクの両者から生じる。投資予定者はそれぞれサブ・ファンドへの投資が当該投資予定者に適した投資であるかどうかの決定に際し、かかるリスクを注意深く検討すべきである。かかるリスクには、以下のものが含まれるが、これに限定されない。

エマージング市場

サブ・ファンドは、エマージング市場の有価証券に投資することができる。「非米国投資」および「カントリー・リスク」に記載のリスクに加えて、当該政府の有価証券への投資には、政治的および経済的考察、資金の本国送金が困難である可能性、一般的な社会的、政治的および経済的不安定さならびに悪影響を及ぼす外交事情、当該投資に関する適時かつ／または正確な情報の入手が困難である可能性、流動性が欠如する可能性や価格変動を招く当該国の証券市場の規模の小ささおよび取引量の少なさ、さらに、サブ・ファンドの投資機会を制限する可能性のある政策を含むが、これらに限定されない、先進国市場の企業または先進国の有価証券への投資には通常は伴わない特定の考察が求められる。エマージング市場国の有価証券市場は、先進国市場よりも、一般的に、規制が緩い。様々な国の有価証券市場への投資の価値および相対的な利回り、さらにそれに伴うリスクは、それぞれ個別に変動すると予想される。

途上国の証券市場は、著しく流動性に欠け、先進国の証券市場よりもボラティリティが高く、通貨間の為替レートの変動が大きく、通貨変換には高い費用を要する。

前段に記載のリスクに加え、一定のエマージング市場で取引される有価証券は、とりわけ金融仲介業の経験不足、先進技術の不足、取引が一時的または永久に停止する可能性、ならびに社会的、政治的および経済的な不安定さ全般による、追加リスクにさらされている。予期しない政治的または社会的発展が、サブ・ファンドの当該国における投資対象の価格、およびサブ・ファンドの当該国での投資対象の追加購入の可能性に影響を与えることがある。サブ・ファンドの投資対象の価格に影響を与える可能性のある追加要因は、金利、インフレ、輸出入の伸び、商品価格、海外への利払能力、対国内総生産の対外債務の規模、国際通貨基金または世界銀行からの支援レベルである。よって、国有化または収用の可能性を含む、前述した有価証券に対する投資に関連するリスクが高まる可能性がある。さらに、特定の国では、国益にとって重要とみなされる発行体や産業への投資機会が制限または禁止されていることがあり、これは、サブ・ファンドが購入する可能性のある有価証券の市場価格、流動性および権利に影響を与えることがある。新興証券市場の決済システムは、より進んだ市場よりも効率が悪く、信頼性に欠け、新興国で保管会社または証券会社に有価証券を委託することも相当のリスクを伴うことがある。多くの新興国は、長年、相当なインフレを経験しており、極端な高インフレを経験した時期もある。インフレとインフレ率の急速な変動とそれに伴う通貨価値の切り下げ、通貨間の為替レートの変動、および通貨変換に伴う費用が、特定のエマージング市場国の経済および証券市場に悪影響を与えてきており、かつ与え続ける可能性がある。

エマージング市場の発行体のソブリン債は、通常、質の点では、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクおよびスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズによる投資適格未満の有価証券と同等の格付けであるとみなされる。特定のソブリン債務は、当該証券の取引市場が限られている可能性があるため、サブ・ファンドにおいて売却が困難な場合がある。

信用リスク

サブ・ファンドが投資することができる債務証券は、原資産の信用リスクにさらされるおそれがあり、かかる資産の債務不履行および投資先のクレジット・サポートの消滅に際し、サブ・ファンドは、投資全額を回収できないおそれがある。さらに、サブ・ファンドが投資する債券の発行体が、サブ・ファンドが保有する債務証券につき要求される支払いを実施できない可能性もある。債務証券は、発行体の認識

される信用度に基づき価値が変動することがある。政府関連機関により発行されたモーゲージ・プールについての元本および利息の支払いは、該当する政府により保証されているわけではない。よって、サブ・ファンドが保有する投資対象に関する債務不履行により、受益者のサブ・ファンドにおける投資の価値が下落することがある。ソブリン債またはその他のソブリン政府が保証する債務への投資は、政府による元本の払戻しおよび利息支払の能力および意思に関連するリスクを伴う。さらに、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預金証書およびレポ取引等の短期の現金等価の投資対象は、政府による保証はなく、債務不履行のリスクにさらされている。

流動性リスク

流動性リスクとは、市場において、需要または供給が乏しいために、ある資産について、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないというリスクである。特に流動性の低い有価証券の売却は、サブ・ファンドの純資産価額を下落させる可能性がある。

金利リスク

金利変動により債務証券価格は変動する。一般に金利が上昇した場合には債務証券の価格は下落する可能性があり、それによりサブ・ファンドの純資産価額が下落する。

為替リスク

ポートフォリオの各通貨クラスは、それぞれの関連する通貨に対して為替取引を試みる。ブラジルリアルクラス、メキシコペソクラスおよびロシアルーブルクラスの運用成績は、米ドルと各クラスの表示通貨との間の為替変動がブラジルリアルクラス、メキシコペソクラスおよびロシアルーブルクラスの受益証券の運用成績に影響を及ぼす可能性があるため、関連するクラスの表示通貨の運用成績と大きく異なる可能性がある。さらに、受益者が自国通貨以外の通貨に対して為替取引される為替取引対象クラス受益証券に投資する場合、当該受益者は、クラス通貨が自国通貨に対して下落するという重大なリスクにさらされることになる。

関連するクラス通貨による為替取引は必ずしも完全ではなく、各通貨クラスは、その投資対象が発行された通貨の為替変動の影響を受ける場合がある。

円クラスを除く各クラスについては、各表示通貨では投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算では投資元本につき損失を被ることがある。

また、ブラジルリアルクラス、メキシコペソクラスおよびロシアルーブルクラスは、表示通貨が米ドル建てのため、これらのクラスの受益証券一口当たりの純資産価格は、それぞれ、米ドル・ブラジルリアル間、米ドル・メキシコペソ間および米ドルロシアルーブル間の為替相場の変動の影響を受ける。

サブ・ファンドでは原則として各クラス通貨に対して為替取引を行う。しかし、対象通貨に対して完全に為替取引を行うことができないため、各通貨建てクラスは、投資先の発行通貨の為替変動の影響を受ける場合がある。

カントリー・リスク

様々な国の発行体の証券および様々な通貨建ての証券への投資には、特定のリスクがある。かかるリスクには、それぞれの通貨の為替レートの変動、政治的および経済的發展、為替コントロールの実施、没収、ならびにその他政府による制限を含む。サブ・ファンドのエマージング市場および新興国への投資はまた、より発展している国への投資よりも高いリスクを伴う。特に、エマージング市場は、限られた数の産業に関わる少数の発行体に時価総額および取引量が非常に集中しており、同様に、限られた投資者が非常に集中的に当該証券を保有するという特徴を示す。「エマージング市場」の項を参照のこと。様々な国の発行体の有価証券への投資は、一つの国の発行体の有価証券にのみ投資することからは得られない利益をもたらしうるが、一般的に一つの国の発行体の有価証券への投資には伴わない特定の重大なリスクも伴う。

発行体は、通常、世界中のそれぞれの国の、様々な会計、監査および財務報告基準、慣習ならびに要件に従っている。取引量、価格の変動および有価証券の流動性は、それぞれの国の市場ごとに異なる。さらに、

証券取引所、証券会社ならびに上場および非上場企業の政府の監督および規制のレベルは世界中で異なる。国によっては、法律により、サブ・ファンドが当該国の特定の発行体の有価証券に投資する可能性を制限している場合がある。

市場ごとに清算・受渡手続きも異なる。決済の遅延により、サブ・ファンドの資産の一部が投資されない期間が一時的に生じるおそれがあり、その期間に対してはリターンが獲得できない。サブ・ファンドが、決済の問題により意図していた投資対象を購入することができなかったことで、サブ・ファンドが魅力的な投資機会を逃してしまうこともある。サブ・ファンドが、決済の問題によりポートフォリオの投資対象を処分することができなかったことで、そのポートフォリオの投資対象の価値がその後下落し、サブ・ファンドに損失をもたらしたり、サブ・ファンドが投資対象を売却する契約を締結していた場合は、購入者に対する責任を生じさせる可能性がある。個々の市場の決済システムの運用が不確実なため、サブ・ファンドが保有しているか、サブ・ファンドに譲渡される有価証券に関し、競合する要求が生じる可能性もある。

特定の国については、収用、没収課税、サブ・ファンドの資金またはその他の資産の移動に関する制限、政治的または社会的不安定または外交上の進展により、当該国への投資に影響を与える可能性がある。有価証券の発行体が、当該有価証券の通貨国以外の国に所在していることもある。

関連リスク

サブ・ファンドのポートフォリオの証券の価格および各通貨クラスにおける為替レートは、同時に下落する場合があります。その際にはサブ・ファンドの純資産価額はより急激に下落する可能性がある。例えば、市場の混乱や変動、経済危機等により、市場参加者がリスク回避姿勢を強めた場合において、このような状況が生じる傾向がある。

外国為替取引

サブ・ファンドは、為替取引対象クラス受益証券を募集する予定であり、また投資顧問会社と協議した上で受託会社および管理会社の単独裁量により、また受益者に対して通知を行うことなく、表示通貨および参照通貨が米ドル建てではない追加の受益証券のクラスを発行することができる。ただし、サブ・ファンドの投資対象は、主に米ドル建てであるかまたは米ドルにヘッジされる予定である。

いずれの為替取引対象クラス受益証券の投資者も該当するクラスのクラス通貨でリターンを受け取れるよう、投資顧問会社は、その単独裁量により、外国為替取引を利用することにより、各クラス通貨に対する為替取引対象クラス受益証券それぞれのクラスの通貨エクスポージャーの回避に努めるが、そのような義務を負うものではない。投資顧問会社が外国為替取引を利用するという保証および利用された外国為替取引が有効であるという保証はない。例えば、外国為替取引では、月の途中において為替取引対象クラス受益証券に配分されるサブ・ファンドの資産の値上がりまたは値下がりの結果による外国為替エクスポージャーの変動を考慮することは予定されていない。さらに、ブラジルレアル、メキシコペソおよびロシアルーブルを含むがこれに限定されない一部のクラス通貨は、他の通貨に交換することが自由にできないか、交換することについて制限を受ける。サブ・ファンドは、ブラジルレアルおよびロシアルーブルに関してサブ・ファンドの外国為替取引のためのノン・デリバブル・フォワード通貨契約を利用することを予定しているが、サブ・ファンドがこれを効果的に行えるという保証も、サブ・ファンドがノンデリバブル・フォワード契約を締結できるという保証もできない。「リスク要因—先渡契約」の項を参照のこと。また、サブ・ファンドは、サブ・ファンドがクラス通貨への為替取引または転換を行えない日に為替取引対象クラス受益証券の申込みまたは買戻しの請求を受領する可能性がある。そのような場合、サブ・ファンドは、サブ・ファンドが該当するクラス通貨の為替取引もしくは転換が行える日または申込みもしくは買戻しを受諾できる日まで当該申込みまたは買戻しを延期することができる。また該当する日の前後に為替取引を実行または終了することができる。したがって、いずれの為替取引対象クラス受益証券にも過度の為替取引が行われたり、為替取引が不足する可能性がある。また、ブラジルレアルクラス、メキシコペソクラスおよびロシアルーブルクラスの運用成績は関連するクラスの表示通貨の運用成績と大きく異なる可能性があるが、これは、米ドルと関連するクラスの表示通貨との為替変動が、ブラジルレアルクラス、メキシコペソクラスおよびロシアルーブルクラスの運用成績に影響

を与える可能性があるためである。外国為替取引は、関連するクラス通貨に対する米ドルの価値の下落から受益者を完全には保護できない可能性がある。これは、特に、外国為替取引に関連して使用されるサブ・ファンドの原資産の評価が、外国為替取引が実行された時点でのかかる資産の実際の評価と大きく異なる可能性があるため、またはサブ・ファンドの資産の主な部分が直ちに確認可能な市場価格を欠いている可能性があるためである。また、外国為替取引が利用される場合において、保有する為替取引対象クラス受益証券が関連するクラス通貨に対する米ドルの価値の下落から投資者を保護するとしても、為替取引対象クラス受益証券の投資者は、一般に、関連するクラス通貨に対して米ドルが値上がりする場合に利益を受けられない。為替取引対象クラス受益証券の価値は、外国為替取引に関する損益およびコストを反映する変動にさらされる。さらに、受益者が自国通貨以外の通貨に対して為替取引される為替取引対象クラス受益証券に投資する場合、当該受益者は、クラス通貨が自国通貨に対して下落するという重大なリスクにさらされることになる。

投資顧問会社は、上記「２ 投資方針（１）投資方針」に記載された外国為替取引の制限に努めるが、サブ・ファンドが利用する外国為替取引から生じる負債が、為替取引活動が行われるクラスの資産を超過する場合、サブ・ファンドのその他のクラスの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。また、一般に、外国為替取引をする場合、証拠金もしくは決済の支払いまたはその他の目的のために、サブ・ファンドの資産の一部の使用を要する場合がある。例えば、サブ・ファンドには、特定の為替取引商品の利用に関連して、証拠金、決済またはその他の支払いが随時（月中を含む。）要求される場合がある。また、外国為替取引の取引相手方により、即日を含む、短期の通知をもって支払いを要求される場合がある。その結果、サブ・ファンドは、現時点または将来の追加証拠金請求、決済もしくはその他の支払いに応じるかまたはその他の目的のために利用可能な現金を保有するため、資産をより早く清算し、および／または、サブ・ファンドのより多くの割合の資産を現金およびその他の流動性の高い証券（その割合は時として大きなものとなる可能性がある。）により保持する場合がある。サブ・ファンドが保有する現金資産には、通常、金利が付される見込みであるが、かかる現金資産については、該当するサブ・ファンドの投資方針に従った投資が行われないこととなり、サブ・ファンド（他のクラスの保有者を含む。）のパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、通貨市場のボラティリティおよび変化する市況に起因して、投資顧問会社は、将来の証拠金の要求の正確な予測ができない可能性があり、これにより、サブ・ファンドがかかる目的のために保有する現金および流動証券が過剰となりまたは不足する可能性がある。サブ・ファンドがかかる目的のために利用可能な現金または資産を有しない場合、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの契約上の義務を遵守することができない可能性（追加証拠金請求もしくは決済またはその他の支払いの義務に応じられないことを含むがこれに限られない。）がある。サブ・ファンドがその契約上の義務の履行を怠る場合、サブ・ファンドおよびその受益者（他のクラスを含む。）は重大な悪影響を被る可能性がある。

投資顧問会社は、投資顧問会社がその裁量により、外国為替取引が実行不可能もしくは不可能であるか、サブ・ファンド（他のクラスの保有者を含む。）に重大な影響を及ぼす可能性があると判断する場合に（この場合を含むがこの場合に限られない。）、一定期間外国為替取引の全部または一部を行わないことを決定する可能性がある。その結果、当該一定期間、外国為替エクスポージャーが全体的または部分的に回避されない可能性がある。受益者は、外国為替エクスポージャーが回避されない一定の期間について、必ずしも通知を受けるものではない。

投資顧問会社が為替取引対象クラス受益証券の通貨エクスポージャーの全部または一部について為替取引を行い、またはかかる為替取引が成功するという保証はない。また、サブ・ファンドについてその資産の清算またはサブ・ファンドの解散が行われている期間中に外国為替取引を利用することは予定されていないが、投資顧問会社の単独裁量によりこれが行われる可能性もある。投資顧問会社は、その裁量により、また適用法に従い、外国為替取引の運用の全部または一部を投資顧問会社の一または複数の関係会社に委託することができる。

サブ・ファンドは、外国為替取引の実行に関連して、サブ・ファンドが必要または望ましいと判断する適切な修正をその規律文書に対して加えることができる。

また、外国為替取引の取引相手方により、即日を含む、短期の通知をもって支払いを要求される場合がある。これはサブ・ファンドの通常の運用上存在する一般的なリスク要因ではあるものの、市場の混乱

によりさらに悪化する可能性があり、結果として、追加証拠金請求に応じる目的で内部留保している現金を予想より速く失う可能性がある。かかる事由により、サブ・ファンドは、現時点または将来の追加証拠金請求、決済もしくはその他の支払いに応じるかまたはその他の目的のために利用可能な現金を保有するため、資産を本来より早く清算するか、サブ・ファンドの資産の本来より多くの割合を現金およびその他の流動性の高い証券（その割合は時として大きなものとなる可能性がある。）により保持する場合がある。サブ・ファンドが保有する現金資産には、通常、金利が付される見込みであるが、かかる現金資産については、該当するサブ・ファンドの投資戦略に従った投資が行われないこととなり、このことがサブ・ファンド（その他の受益証券のクラスを含む。）のパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。通貨市場のボラティリティおよび変化する市況に起因して、投資顧問会社は、将来の証拠金の要求の正確な見積りができない可能性があり、このことにより、サブ・ファンドがかかる目的のために保有する現金および流動証券が過剰になったりまたは不足する可能性がある。サブ・ファンドがかかる目的のために利用可能な、十分な現金もしくは資産を有しない場合、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの契約上の義務を遵守することができない可能性（追加証拠金請求もしくは決済またはその他の支払いの義務に応じられないことを含むがこれに限られない。）がある。サブ・ファンドがその契約上の義務の履行を怠る場合、および／またはかかる不履行を避ける目的で追加証拠金請求に応じるために資産の強制的な清算があった場合、サブ・ファンドおよびその受益者（その他の受益証券のクラスを含む。）は重大な悪影響を被る可能性がある。

非米国投資

サブ・ファンドはその資本の一部を、米国市場で取引されている非米国証券に直接または間接的に、または非米国市場で取引されている非米国証券に直接投資することができる。サブ・ファンドは、米国、欧州、および国際預託証券を購入することができる。預託証券は、銀行または信託会社が発行する、証券の保有者に（i）米国の銀行または信託会社に預託している非米国発行体の証券か（米国預託証券）、（ii）非米国の銀行または信託会社に預託している非米国または米国の発行体の証券（国際預託証券または欧州預託証券）を受領する権利が付与されている証券である。

サブ・ファンドは、スポンサー付きまたはスポンサーなし預託証券に投資することができる。スポンサー付きプログラムでは、発行体は、当該有価証券を預託証券の形式で取引する取決めを行う。スポンサーなしプログラムでは、発行体はかかるプログラムの設定に関わらないこともある。スポンサー付きまたはスポンサーなしプログラムに関する規制上の要件は、通常、似通っているが、スポンサー付きプログラムの設定に参加している発行体からの方が財務情報を得やすい場合がある。よって、スポンサーなしプログラムを対象とした有価証券の発行体に関する情報は入手しにくいことがあり、かかる情報と当該預託証券の市場価格に相関性がない場合もある。

さらに、非米国発行体への投資が、米ドル以外の通貨を含み、サブ・ファンドが、投資戦略を実施している期間中一時的に資金を当該通貨の銀行預金で保有する可能性があるため、サブ・ファンドは、通貨レートの変動（外国通貨の切り下げの結果生じたものを含む。）および為替コントロール規制の変更に、望ましい影響を受けることも、望ましくない影響を受けることもあり、様々な通貨間の変換に関わる取引費用が発生することがある。さらに、非米国企業は、米国企業に適用されるものと比して、単一の会計、監査および財務報告基準、慣習および要件に従っていないため、非米国企業に関する入手可能な情報は、米国企業とは異なる種類のものであったり、米国企業よりも質の劣るものである可能性がある。非米国各国の証券取引所では、通常、米国よりも規制も緩く、当該市場は、米国で利用可能なものと同様の保護を提供していないことがある。

その上、個々の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、資本再投資率、資源自給率、および支払残高などに関し、米国経済とは、良くも悪くも、異なることがある。

国際証券市場への投資に関するブローカー手数料、保管業務およびその他の費用は、通常、米国内よりも高額である。さらに、清算および受渡手続きは、非米国各国では、異なることがあり、特定の市場では、かかる手続きが証券取引高に追い付かず、当該取引の実施が困難になったこともある。

債務の払戻しを管理するソブリン債の発行体または政府当局が、支払期日が到来した際に、元本の払戻しまたは利息の支払いができないか、またはその意思がないこともあり、サブ・ファンドは、債務不履行

に際し限定された回収しか行えないこともある。ソブリン債発行体が、元本の払戻しおよび利息の支払いを適時に行う意思、または能力は、とりわけ、キャッシュ・フローの状況、外貨準備高のレベル、支払期日に十分な外国為替が利用できること、経済全体に対する元利負担額の相対的割合、国際的な貸し手に対するソブリン債発行体の方針、およびソブリン債発行体が従う政治的規制に影響を受ける。非米国証券市場は、米国証券市場よりも、大幅に流動性が低く、変動が激しく、通貨間の為替レートの変動も大きく、通貨変換に高い費用を要する。

政府による投資制限

国によっては、政府による規則および制限により、サブ・ファンドが購入できる有価証券の金額および種類、または既に購入済みの有価証券の売却が制限される。かかる制限により、サブ・ファンドが購入できる有価証券の市場価格、流動性および権利が影響を受け、サブ・ファンドの費用が増加する可能性もある。さらに、投資収益および資本の両者の本国送金について、政府による一定の同意を求めるなどの規制に従わなければならないことがよくあり、明白な規制がない場合でも、本国送金のシステムまたは、特定の国では、非政府機関が利用できる米ドル通貨が十分でないため、サブ・ファンドの運営の一部に影響を与えることがある。米ドルの供給が不足している国では、サブ・ファンドに米ドル建ての支払義務がある発行体は、自国通貨を米ドルに変換することが困難であったり、遅れを生じたりすることがあり、サブ・ファンドの投資収益および資本の本国送金を滞らせることがある。さらに、当該国の政府機関に不足する通貨の獲得につき優先権がある場合、このような困難はさらに増す可能性がある。その上、外国投資を規制する法律により、様々な度合いで、サブ・ファンドが数カ国の証券市場に投資することができ、可能性を制限または規制し、かかる規制により、一定の状況において、サブ・ファンドは直接投資を行うことができないこともある。

レバレッジ

サブ・ファンドは、「２ 投資方針（５）投資制限」に記載のガイドラインに従い、投資戦略を実行するため、運用の必要上、またはサブ・ファンドの予想される買戻しまたは費用の支払資金を得るためを含むが、これに限定されない目的のため、投資顧問会社が単独の裁量により、適切とみなした場合、借入れまたはレバレッジを活用することができる。

サブ・ファンドが活用するレバレッジの実際の金額は、サブ・ファンドの純資産価額が下落し、その後借入金額が減少していない場合、長期にわたり、前記「２ 投資方針（５）投資制限」に記載の借入れ制限を上回ることがある。このような場合、投資顧問会社は、サブ・ファンドの実際のレバレッジを規定の借入れ限度内まで調整または戻すよう努めるが、かかる調整が実施されるまでには相当の時間を要する可能性がある。さらに、サブ・ファンドが活用するレバレッジ額は、サブ・ファンドの購入および買戻しの金額および時期、ならびにサブ・ファンドの投資対象のパフォーマンスならびにノン・デリバラブル・フォワードの通貨契約などのデリバティブの活用によるものを含む外国為替取引の実施などの様々な要因により、随時、変動する。

サブ・ファンドは、特定の状況において、受益証券に関する申込金の受領を予想して、取引を開始するための資金を活用することもあり、これにより、サブ・ファンドが当該取引に関連して被った損失を増加させる可能性がある。サブ・ファンドによるレバレッジの活用は、サブ・ファンドのポートフォリオのボラティリティを高め、追加費用を生じ、サブ・ファンドの投資ポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性もある。さらに、サブ・ファンドに対する貸付人の利払いおよび元本払戻金の受領権は、受益者の権利に優先し、借入れの条件には、分配の実施の可能性を含め、サブ・ファンドの一定の活動を制限する条項が含まれることがある。

サブ・ファンドは、利用するレバレッジに関連して、利払手数料およびコミットメント料を含むが、これに限定されない費用を負担し、かかる費用は相当な金額になる可能性もある。さらに、サブ・ファンドに対する貸付人の利払いまたは元本払戻金の受領権は、通常、受益者を含むサブ・ファンドの投資者の権利に優先し、かかる借入れの条件により、分配の実施の可能性を含め、サブ・ファンドの一定の活動を制限することがある。

適用法により認められる場合、サブ・ファンドは、裁量により、ゴールドマン・サックスまたは投資顧問会社が適切とみなすその他の関係者から、運用の必要上、費用の支払い、買戻しに関する投資および分配を行うことを目的とした場合を含むが、これに限定されない目的のために、借入れを行うことができる。サブ・ファンドが、市場で当該時に利用可能な条件を含む、投資顧問会社およびその関係会社が管理するその他のファンドまたは勘定、もしくは、競合者に利用可能な条件で融資を得られる保証はなく、またサブ・ファンドがいつでも融資を受けられる保証もなく、融資を受けられる場合でも、かかる融資が、金利レートを含めサブ・ファンドにとって望ましい条件で行われる保証はない。レバレッジの利用は、サブ・ファンドのポートフォリオが被る悪影響をかなり増大させることがある。「潜在的利益相反」の項を参照のこと。

リボルビング・クレジット枠の獲得に替えて、またはそれに加えて、サブ・ファンドは、随時、必要な場合、限定付き与信枠を頼るのではなく、全てまたは一部の借入必要額について資金の借入れに努めるよう決定することができる。適用法に従い、サブ・ファンドは、かかる方法でゴールドマン・サックスから借入れを行うことができる。よって、かかる借入れは、通常、コミットメント料の支払いはないが、限定つき与信枠がある場合よりも、借入時の利息は高くなり、サブ・ファンドが、かかる融資が入手できない状況か、または高金利でしか入手できない状況に陥る危険性もある。さらに、当該借入れの条項では、かかる借入れが貸付人の要求に応じて、いつでも、払戻しに応じなければならない旨規定されていることがあり、これにより、かかる要求に従う場合は、サブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼすことがある。

サブ・ファンドの投資運用

投資顧問会社は、サブ・ファンドの目的達成のため、様々なモデルおよび投資戦略を活用することができる。サブ・ファンドの投資活動が成功するかどうかは、とりわけ、投資顧問会社がかかるモデルを適切に活用し、適切な投資機会を見出し、サブ・ファンドの投資戦略を上手く実施する能力に左右されるが、これらは高度の不確実性を伴う。投資顧問会社は、有価証券の評価、取引機会の発掘につき、客観的な判断を下す。かかる判断は、投資顧問会社の仮定、調査および見積に基づくため、誤りも生じる。

サブ・ファンドが資本を投資するに適切な投資機会を見出すことができるかどうかの保証はない。様々な要因により、サブ・ファンドが利用可能な投資機会の数および範囲が狭められることがある。サブ・ファンドの投資プロセスが成功する、サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。

サブ・ファンドの投資対象の流動性の制限

サブ・ファンドは、流動性がなく、および／または一般に取引されていない有価証券、デリバティブおよびその他の金融商品または金融資産に、その資産の一部を投資することができる。かかる一般に取引されていない有価証券および投資対象は、直ちに処分ができないことがあり、契約上、法律上または規制上、特定の期間の売却が禁止されている場合もある。サブ・ファンドの投資対象の市場価格は、とりわけ、実勢金利の変動、一般経済の状況、金融市場の状況、特定の産業の発展または傾向、およびサブ・ファンドが投資している有価証券の発行体の財務状況により変動する可能性がある。流動性が制限され、より価格変動が大きい期間は、サブ・ファンドが、投資顧問会社が有利とみなす価格や時点で、投資対象を取得または処分する可能性が損なわれる可能性もある。その結果、市場価格が上昇している間は、サブ・ファンドが、希望するポジションの取得が直ちに行えないために価格の上昇を十分に享受できない可能性もあり、逆に、下降相場でサブ・ファンドが全額を直ちに売却できないことで、売却できないポジションの価格が下落するにつれ、純資産価額の下落を招く。このような状況により、サブ・ファンドが買戻しを求める受益者に適時に分配金を支払うことができなくなる可能性もある。後記「受益証券の流動性の制限」の項参照のこと。

投資の集中

投資顧問会社は、通常、サブ・ファンドが（投資顧問会社が単独の裁量で決定する）分散されたポートフォリオを保有するよう努める。ただし、サブ・ファンドは、価格が下落した単独の発行体または特定のタイプの投資対象に相対的に大量のポジションを有している場合、多大な損失を被ることがあり、市況の悪化がなくても、投資対象を清算できない場合、またはその他市況もしくは環境の変化による悪影響

を受ける場合は、さらに損失が膨らむ場合がある。サブ・ファンドは産業または市場の分散につき、確固たるガイドラインを持たず、その投資対象は、潜在的にいくつかの産業または市場に集中する可能性がある。

ボラティリティの高い市場

エクイティ証券および先物やオプションを含むデリバティブ商品を含むがこれに限定されない、サブ・ファンドの投資対象の価格は、ボラティリティが高い可能性がある。サブ・ファンドの資産を投資することができる普通株式、先渡契約、先物契約およびその他の商品は、とりわけ、金利、需給関係の変動、取引、財務、金融および為替管理に関するプログラムおよび政府の方針、ならびに国内外の政治的および経済的事由および方針により影響を受ける可能性がある。さらに、政府は、随時、特定の市場、特に通貨、金融商品、先物およびオプション市場に直接および規制により介入する。かかる介入は、多くの場合、価格に直接影響を与えることを意図しており、さらに、その他の要因と併せて、とりわけ金利変動により、当該市場すべてを急速に同一の方向へ誘導する可能性がある。サブ・ファンドは、そのポジションが取引されている取引所やその決済機関の不履行リスクにもさらされている。

サブ・ファンドは、最近の全世界的な金融市場および経済状況の悪化により悪影響を受ける可能性があり、そのいくつかは、本書に記載のリスクを増大させ、その他の悪影響を及ぼすこともある。経済状況および金融市況は、2008年全般を通じて悪化を続け、全世界の信用、債券および株式市場全体のボラティリティを上昇させ、流動性を悪化させた。市場参加者の当初の懸念は、主にサブプライムローン市場の信用および評価の問題、ならびにモーゲージ・バック証券市場のサブプライム部門に結果として生ずるボラティリティと非流動性であったが、かかる懸念は、世界的な信用および銀行間短期市場全体、さらに広範な金融機関および金融市場、資産クラスおよびセクターへと広がり、投資者のリスク許容度を引き下げ、信用供与につき著しく厳しい状況に追い込んだ。その結果、特定の有価証券は、流動性が低下し、評価がさらに困難になり売却も難しくなった。とりわけモーゲージ産業における問題の程度、および金融機関およびその他の市場参加者のエクスポージャーの程度に関わる懸念、リスク回避姿勢の強まり、インフレ懸念、不安定なエネルギーコスト、複雑な地政学的問題、信用供与の欠乏およびコストの上昇、さらに米国およびその他の地域における不動産およびモーゲージ市場の下落により、こうした悪化がさらに進んでいった。このような要因が、不安定な商品価格設定、企業および消費者の信頼の低下、失業率の上昇、およびグローバル金融市場の見通しへの期待低下と相まって、世界経済を悪化させ、グローバルな景気後退不安へと導いていった。現在の市況がどれほど継続し、最終的な影響がどうなるのかは予想できず、かかる状況がさらに悪化するか、また、それはどの程度なのかについてもわかっていない。現在の市況の継続やさらなる悪化、および経済市場全体につき懸念が続いており、潜在的な投資対象の市場価格のさらなる下落または市場価値の下落の可能性がある。かかる下落は、サブ・ファンドの損失および投資機会の減少を導く可能性があり、サブ・ファンドが、その投資目的を上手く達成できない可能性があり、またはサブ・ファンドが望ましくない市況の中、損失を抱えた投資対象を売却しなければならない可能性もある。現在の市況が続く場合、サブ・ファンドは、一または複数の組織的に重要な機関の潜在的な不履行に関連するシステミック・リスクが増大するのに加えて、ブローカー、相手方および取引所の不履行の可能性に伴うリスクの高まりにも影響される。「ブローカー、取引相手方および取引所の不履行」の項参照のこと。

債券

サブ・ファンドは、その他の有価証券の中でもとりわけ、債券に投資することができる。当該有価証券への投資は、収益および元本の上昇の機会を提供し、一時的なディフェンシブ目的および流動性の確保を目的としても利用される。

債券は、発行体が元本および／または利息を将来日付において支払う債務のことであり、有価証券の中でも、企業が発行したボンド、ノートおよびディベンチャー、米国政府もしくはその政府機関の一つ、または非米国政府もしくはその政府機関の一つが発行または保証する債務証券、地方債、ならびにモーゲージ・バックおよびアセット・バック証券を含む。かかる有価証券には、固定または変動金利を支払うものがあり、ゼロクーポン債も含まれる。債券は、発行体または保証会社の債務に関する元本および利

息の支払いが不能になるリスク（すなわち、信用リスク）にさらされており、金利感応度、発行体の信用度についての市場からの見方、および一般市場の流動性等の要因による価格変動（すなわち、市場リスク）にさらされている。さらに、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券も、繰上償還リスクおよび支払延期リスクにさらされている。例えば、住宅所有者には、モーゲージの繰上返済のオプションがある。よって、住宅ローンにより担保されている証券の存続期間は、短くなることも（すなわち、繰上げリスク）、延長されることも（すなわち、延期リスク）ありうる。一般に、新規住宅ローンの金利が、現在発行済の住宅ローンに対する金利をはるかに下回っている場合、繰上償還率の上昇が予想される。反対に、住宅ローン金利が現在発行済の住宅ローンに対する金利よりも上昇している場合は、繰上償還率の減少が予想される。いずれの場合でも、繰上償還率の変動は、投資者の損失につながる可能性がある。自動車ローンを担保とした有価証券などのアセット・バック証券についても同様のことが言える。

非投資適格債券

サブ・ファン드는、非投資適格債券に投資することができる。非投資適格債券は、伝統的な投資基準からすると、多分に投機的であるとみなされ、投資適格の水準に達する見込みがほとんどない場合がある。非投資適格債券および同等の信用度の無格付証券（一般に「ジャンク債」として知られる。）は、発行体が元利金返済義務を履行できないリスクを多く負う。ハイ・イールド証券とも呼ばれるこれらの証券は、個別の企業動向、金利への感応、ジャンク債市場一般に関する否定的な見方または悪評判（ファンダメンタル分析に基づくものであるか否かを問わない。）、および流通市場における流動性の低さ等の要因により、大きな価格変動に見舞われることがある。非投資適格債券は、会社更生もしくは企業再編に関連して、または合併、買収もしくは類似の事由の一環として、発行されることが多い。また、かかる非投資適格債券は、拡大を図る、事業基盤の未だ十分確立していない企業によっても発行される。かかる発行体は、負債比率が高いことが多く、一般的に、動向または業況が悪化した場合に、より事業基盤の確立している事業体または負債比率の低い事業体に比べ、予定どおりに元利金を支払うことができない。非投資適格債券の市場価格は、主に一般金利水準の変動に反応する投資適格債券の市場価格以上に、個々の企業動向を反映しやすい。そのため、非投資適格債券に投資を行うポートフォリオが投資目的を達成できるか否かは、投資適格債券に投資を行うポートフォリオに比べて、かかる証券の発行体の信用度に関する投資顧問会社の判断に左右される部分が大きくなる場合がある。非投資適格債券の発行体は、より一般的な資金調達手段を利用できないことがあり、かかる発行体が債務を返済する能力は、投資適格債券の発行体に比べて、景気後退、個別の企業動向または発行体が特定の事業予測を達成できないことによる悪影響を受けやすい可能性がある。非投資適格債券は、通常、無担保であり、かかる証券の発行体のその他の債権者の権利に劣後することが多いため、債務不履行によるかかる非投資適格債券の保有者の損失を被るリスクは、その他の債券の保有者の場合よりも著しく大きくなる。元利金の不払いが続いた場合、不履行証券への投資は、さらなる損失リスクをもたらす。かかる証券が満期まで保有された場合であっても、サブ・ファン드가当初投資額を回収できるか否か、および見込まれる利益または値上がりは、不確定である。非投資適格債券の流通市場では、比較的少数のマーケット・メーカーへの集中が生じ、機関投資家が支配的となる。したがって、かかる証券の流通市場は、高格付証券の流通市場ほど流動性は高くなく、高格付証券の流通市場よりもボラティリティが大きい。さらに、ハイ・イールド債券の市場取引高は一般的に少なく、かかる証券の流通市場は、特定の発行体の状況における個別の不利な変化とは別に、不利な市況または経済状況の下で規模が縮小する場合がある。これらの要因は、市場価格およびサブ・ファン드가特定のポートフォリオの投資対象を処分する能力に悪影響を与える可能性がある。流動性の低い流通市場では、サブ・ファン드가ポートフォリオのハイ・イールド債券に正確な価格を付けることが一層困難になる場合もある。格付機関により発行される信用格付は、格付けされた有価証券の元本および利息の支払いの安全性を評価するものである。ただし、これらは、非投資適格債券の市場価格リスクを評価するものではなく、したがって投資対象の真のリスクを完全に反映するものではない。さらに、格付機関は、担保の市場価格および流動性に影響する経済または発行体の状況の変化を反映して、適時に格付けの変更を行える場合もあれば、できない場合もある。したがって、信用格付は、投資の適格性の仮の指標としてのみ利用される。非投資適格債務および同等の無格付債務への投資は、投資適格債務債券への投資の場合よりも、投資顧問会社の信用分析により依存する度合いが大きい。投資顧問会社は、既

存債務、資本構成、債務返済能力、配当金支払能力、発行体の経済状況への感応度、発行体の経営実績および現在の収益動向の調査を含む、独自の信用調査および信用分析を行う。投資顧問会社は、継続的に、サブ・ファンドの投資ポートフォリオの投資対象を監視し、信用格付または信用度が変化した非投資適格債券および同等の無格付証券を売却すべきか保持しているべきか否を判断する。

債務証券

サブ・ファンドは、債務証券に投資する。債務証券は、通常、ボンド、ディベンチャーおよびノート、コマーシャル・ペーパーおよびローン、銀行、企業、地方政府、州政府および国家政府および国際機関が発行するその他の証券を含む。かかる債務証券の多くは、確定利付であるが、サブ・ファンドは、変動利付債務証券、または収益、販売または利益に基づく未確定利益または参加権等のエクイティの特徴を有する債務証券にも投資することができる。債券価格は、通常、金利下降時には上昇し、金利上昇時には下落するため、市場利回りの変動が、サブ・ファンドの純資産価額に影響を与える可能性がある。上から４番目の格付け（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・グループの「ＢＢＢ」またはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクの「Ｂaa」）を有する債務証券は、投資適格とみなされ、元本および利息の支払能力が充分であるとみなされるが、かかる有価証券への投資には、より高格付けの債務証券への投資よりも高いリスクが含まれており、かかる債務証券は、はっきりした投資的特徴がなく、実際、より高格付けの債券の場合よりも、元本および金利の支払能力に乏しいという投機的特徴を有している。投資適格を下回る債務証券は、ハイ・イールド債券と呼ばれる。ハイ・イールド債券は、投機的でより価格変動が激しく、金利の変動に対する価格の感応度が高く、債務不履行または信用度の低下による損失リスクが高い。ハイ・イールド証券の流通市場は、一般に、より高格付けの証券の流通市場ほど流動性がない。

ソブリン債

サブ・ファンドは、政府、政府機関および関係機関の発行する、自国通貨建て、または外貨建てのソブリン債を購入することができる。ソブリン債への投資家は、金利および元本の支払延期を含め、債務再編への参加を求められることがあり、発行体から追加融資の要請を受けることもある。現在、破産手続きの一環として、破綻したソブリン債を回収する手段はない。

国際機関債

国際機関には、経済再建または経済発展を進めるために政府機関が指定しているか、または援助している国際的な組織機構、ならびに国際的な金融機関およびその関連政府機関を含む。例として、世界銀行、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、アジア開発銀行および米州開発銀行がある。このような国際機関が発行する証券は、複数国の通貨単位建のことがある。世界銀行債およびその他の国際機関債は、加盟国による購入済みであるが未払いのコミットメントにより維持されている。かかるコミットメントが、将来、実施されるか、または遵守されるという保証はない。

ブレディ債

サブ・ファンドは、「ブレディ・プラン」に基づき再建されている国のブレディ債に投資することができる。ブレディ債は、債務国が未決済の対外債務（通常、商業銀行債務）の再編を行うための手段として、ブレディ・プランの枠組みに基づき発行された債務証券である。ブレディ・プランの枠組みの中で対外債務の再編を行うに当たり、債務国は、世界銀行および国際通貨基金等の多国間機関に加えて、現時点の貸付銀行とも交渉を行う。ブレディ・プランの枠組みは、それが発展していくにつれて、商業銀行債務を新規発行の債券（ブレディ債）に転換していくことを予定している。

ブレディ債は、高いリスクを伴う場合があり、債務不履行状態に陥るか、または不履行リスクを抱える場合がある。これまでに実施されたブレディ・プランに基づく合意は、債務国が債権者と交渉した特定のオプションにより、債務および年間元利未払額の削減を達成することを規定している。そのため、国ごとにその金融パッケージは多様である。

ヤンキー債およびユーロ債

ヤンキー債は、非米国発行体か、または米国発行体の非米国子会社が発行する米ドル建証券であり、主に、米国市場で取引される。ユーロ債は、世界市場で取引されている。ユーロ債の発行体は、米国内外に住所をおいている。ヤンキー債およびユーロ債のリターンは、政情の変化に影響を受け、発行銘柄の利用可能性および流動性は、特に変動の激しい市場で、制限されることがある。

ゼロクーポン債および繰延クーポン債

サブ・ファンドは、額面金額よりも大幅に割引いた価格で発行される債務証券であるゼロクーポン債および繰延クーポン債に投資することができる。当初の割引額は、おおよそ、満期日、または最初の利息発生日までの期間にわたり、発行時の証券市場レートを反映した金利で当該債券に複利で生じる利息総額にあたる。ゼロクーポン債は、利息の定期的支払が不要であるが、繰延クーポン債は、通常、定期利払開始前までの繰延べ期間が規定されている。かかる投資対象は、発行体にとり、年間元利支払総額のための現金の当初の必要性を低減できる利点があり、投資対象のなかには、かかる現金の受取りの繰延べに同意する投資者をひきつけるために高利回りを提供するものもある。かかる投資は、金利が定期的に支払われる債務証券よりも金利の変動による市場価格の変動が大きく、サブ・ファンドは、現金を受領していない場合でも、かかる債権に対し収益が発生することがある。

インフレリンク債

インフレリンク債は、元本価格が、特定の市場におけるインフレ率に伴って、定期的に調整される確定利付債である。一般に、かかる証券はこれらに投資された資金の将来の購買力を保護するように設計されており、通常、一定の間隔で利払いが行われ、満期時に元本が償還される。

ただし、インフレリンク債は、実質金利が上昇している際には、価格が下落する。インフレを測定する定期的な調整率が下降している場合、インフレリンク債の元本価格は、下方修正され、その結果、当該証券に対する未払利息（減額した元本につき計算される。）は減少する。さらに、実質金利が名目金利より早く上昇している等の特定の金利環境では、インフレに対応した証券は同様の満期を有するその他の確定利付債よりも損失額が大きくなることがある。

満期時の（インフレ調整済の）当初の元本の払戻しは、一定のインフレリンク債につき、デフレ期間中であっても保証される。ただし、当該証券の最新の市場価格は、随時変動する。サブ・ファンドは、同様の保証を行っていないその他のインフレリンク債または同種の債券にも投資することができる。元本の保証が規定されていない場合、満期時に払い戻されるボンドの調整済み元本価格は、当初の元本価格より少なくなることがある。

インフレリンク債は、通常、長期にわたるインフレ傾向からの保護を想定しており、短期にインフレが進んだ場合は、価格の減少を招く可能性がある。インフレ以外の理由による金利上昇（例えば、為替レートの変動）により金利が上昇した場合、かかる上昇が証券のインフレ測定に反映されない場合、サブ・ファンドの当該証券に対する投資は保護されない。インフレ指数が商品およびサービスの価格の実質インフレ率を正確に測定することができるという保証はない。さらに、異なる国および市場でのインフレ率が一貫または関連しているという保証もない。

政府債、政府機関債および関係機関債

政府債は、政府、政府機関または関係機関の債務またはそれらが保証する債務である。これには、政府、政府機関または関係機関が発行する為替手形、譲渡性預金証書、ならびにノートおよびボンドを含む。米国財務省証券のような政府債は、政府資金の十分な信頼および信用により保証されているものもあり、発行体が政府資金からの借入を行う権利により保証されているもの、当該政府機関の債務に対する政府の自由裁量による買取権により保証されているもの、さらに、当該関係機関の信用によってのみ保証されているものがある。

非米国政府債および関連リスク

サブ・ファンドは、非米国政府債に投資することができる。サブ・ファンドによる非米国証券への投資は、非米国政府、銀行、企業またはその他の発行体により発行されているかにかかわらず、一般に入手可能な財務およびその他の情報不足、不十分な証券規制、外国源泉税およびその他の税金の賦課の可能性、戦争、没収またはその他の悪影響を及ぼす政府の行為等のため国内発行体の証券への投資に比べて、高いリスクを伴う。非米国銀行およびその非米国支店は、米国銀行監督当局により規制されておらず、通常、米国銀行に適用される会計、監査および財務報告基準により規制されていない。投資者の法的救済は、米国で利用できる救済よりもさらに限定されたものとなる可能性がある。

その他の債務証券：社債担保证券（ＣＢＯ）およびローン担保证券（ＣＬＯ）

サブ・ファンドは、優先および劣後社債、投資適格モーゲージ担保证券、社債担保证券およびローン担保证券、優先株式、社債、および銀行債務を含むがこれらに限定されない、国または政府に関連のない企業またはその他の機関のその他の投資適格もしくはその他の債務証券に直接または間接に投資することができる。サブ・ファンドは、私募ベースで債務証券を取得でき、ローン・パーティシペーションへも投資できる。サブ・ファンドによるその他の投資のように、当該債務証券向けの流動性の高い市場はなく、サブ・ファンドがかかる債務証券を希望する価格で売却または取得できる可能性が制限されることがある。

サブ・ファンドは、また、社債担保证券（「ＣＢＯ」）、ローン担保证券（「ＣＬＯ」）およびその他類似の証券への投資を行うことができる。これらは、商業ローン、高利回り投資適格債務、仕組み債（以下に定義する。）および債務に関連するデリバティブ商品を含む、固定資金プールである場合もあれば、「市場価格」または一任担保プールである場合もある。当該プールは、一般に、様々な信用格付けを持つクラスに分けられており、優先クラスに劣後する低格付けクラスもある。ＣＢＯおよびＣＬＯの優先クラスは、プール内で最も高い信用格付けを有しており、最も担保保証が大きく、財務証券に対してのスプレッドの支払いが最も少ない。より低い格付けのＣＢＯおよびＣＬＯクラスは信用の質が低く、付随リスクに見合うように財務証券に対するスプレッドの支払いも高くなる。最低クラスは、特に、確定利息よりも、残余持分（より高いクラスが支払いを終えた後に残る資金）の支払いをうける。ＣＢＯおよびＣＬＯの下位クラスのリターンは、特に、担保プールのデフォルト率に影響を受けやすい。さらに、より上位のＣＢＯおよびＣＬＯクラスにより買戻権の行使（もしあれば）が行われ、特定のその他の事由が生じた場合、かかる下位クラスに対する利息または元本の支払いに利用可能な資金は、排除、繰延または減額されることがある。サブ・ファンドは、ＣＢＯおよびＣＬＯの投資適格クラスへの投資を行うことができる。

さらに、サブ・ファンドが持分の売却を考えている時に、ＣＢＯまたはＣＬＯに流動性の高い市場が存在するという保証はない。さらに、サブ・ファンドのＣＢＯまたはＣＬＯへの投資は、一定の契約上の譲渡制限に服することもある。

ローン・パーティシペーション

サブ・ファンドは、特定の金融機関から、該当するローンの元本の一部、および当該部分に関連する利息のすべてを受領する権利を表象するローンに参加権（以下「参加権」という。）として購入することができる。参加権の購入にあたり、サブ・ファンドは、通常、借り手ではなく、売却機関との間にだけ契約関係を生ずる。サブ・ファンドは、一般に、ローン契約の条項を借り手が遵守するように直接強制する権利、借り手に対する相殺権および売却機関が同意したローン契約に対する一定の変更に異議を唱える権利を有さない。サブ・ファンドは、関連ローンを保証する担保から直接利益を得ることはできず、売却機関に対して借り手が持つ相殺権の対象になる可能性はある。

さらに、売却機関の支払不能時には、米国の法律および様々な州法に基づき、サブ・ファンドは、当該売却機関の一般債権者とみなされ、売却機関の当該ローンに対する利益またはこれに関わる担保につき、独占的または優先する請求権を持たない。結果として、サブ・ファンドは、借り手の信用リスクに加えて、売却機関の信用リスクにもさらされている。投資顧問会社は、売却機関の独立した信用分析を行っておらず、行う予定もない。

金利リスクおよび市場リスク

サブ・ファンドの投資対象にかかる利回りは、実勢金利の変動および繰上償還率の変動により影響を受ける。これにより、サブ・ファンドの資産利回りと借入率との間にミスマッチが生じ、その結果、投資による収益が減少または消滅してしまうことがある。投資顧問会社は、その単独の裁量により、主にサブ・ファンドの金利エクスポージャーをヘッジするよう努める。金利ヘッジが有効であるという保証はない。確定利付証券の価格は、金利および為替レートの変動に応じて変化する。価格が為替レートの変動により単独で影響を受ける場合を除き、金利が低下すれば、通常、確定利付証券の価格は上昇すると予想される。金利が上昇する場合、通常、確定利付証券の価格は下落し、サブ・ファンドの投資対象の価値も減少する。金利の大幅な変動、またはサブ・ファンドの投資対象の市場価格の著しい下落、もしくはその他の市場要因が、受益者のサブ・ファンドへの投資額またはその利回りの低下をもたらすことがある。金利が低下すると、サブ・ファンドが保有するモーゲージ関連証券の発行体は予定より早く元本を支払うことがあり、サブ・ファンドは強制的により利回りの低い証券に再投資せざるを得ない。代理人が発行したモーゲージ・プールが元利金の支払いについて保証されているにもかかわらず、かかる保証は当該証券の市場価格の下落により生じた損失には適用されない。特定の通貨建の確定利付証券への投資の実績は、当該通貨を発行する国の金利環境によっても左右される。

繰上償還および延期リスク

サブ・ファンドが保有する有価証券の発行体または保証会社は、特に金利が低下している時には、その有価証券の元本および／または支払期限の到来した利息を繰上償還することができる。サブ・ファンドは、当該元本を魅力的な金利で再投資することができない可能性もあり、サブ・ファンドの収益の低下を招き、さらにサブ・ファンドは支払プレミアムを失うこともある。サブ・ファンドは払戻された元本および／または利息の価格に対する金利の低下による利益を失うこともある。一方、金利が上昇すると予想よりも繰上償還の発生率は緩やかになる。これにより、事実上、影響を受ける有価証券の残存期間が延び、より金利変動に敏感になり、サブ・ファンドの純資産価額は変動しやすくなる。繰上償還リスクにさらされている有価証券は、通常、金利が低下すれば利益を得る可能性が低下し、金利が上昇すれば、損失を被る可能性が高まる。

信用格付け

格付機関により発行される信用格付けは、格付けされた有価証券の元本および利息の支払いの安全性を評価するものである。ただし、これらは、適格未満の有価証券の市場価格リスクを評価するものではなく、したがって投資対象の真のリスクを完全に反映するものではない。さらに、格付機関は、担保の市場価格に影響をする経済または発行体の状況の変化を反映して、適時に格付けの変更を行える場合もあれば、できない場合もある。したがって、信用格付けは、投資の適格性の仮の指標としてのみ利用される。適格未満および同等の無格付債務への投資は、投資適格債務証券への投資の場合よりも、投資顧問会社の信用分析により依存することになる。

通常、格付機関は、方針として、債券発行体企業に対しては、当該企業が本拠とする国に対して与えられる格付けよりも高い格付けは付与しない。したがって、エマージング市場の発行体企業の格付けは、通常、ソブリン債の格付けが上限となる。

債務発行体に関する債務超過時の留意事項

債権者保護を定めた様々な法律が、サブ・ファンドの投資先である債務に適用される。本段落および次段落に記載の情報は、米国連邦破産法に服する米国発行体に関して適用される。債務超過時の留意事項は、その他の発行体については異なる。債務発行体の未払債権者、または債権者の代理人が提訴した裁判所が、発行体が公正な対価または債務を負担するための合理的相当額を受領していないと判断し、かかる債務を履行した後、発行体が（i）債務超過であるか、（ii）当該発行体の残余資産が不合理にわずかな資本で構成される事業に従事しているか、または（iii）満期時に、かかる債務の支払能力を上回る負債が発生すると見込まれるか、または発生すると確信していると判断した場合、当該裁判所は、当該債務の全部または一部を、詐欺的譲渡行為として無効とするか、かかる債務を当該発行体の既存のまたは

将来の債権者に劣後させるか、または当該債務の支払いを行うため、かかる発行体がそれ以前に支払った金額を回収するよう判決を下すことができる。前述の目的のための債務超過に対する手段は様々である。一般に、発行体は、当該時のその負債金額が公正価値で評価した財産総額を上回る場合、または現在の資産の公正な売却可能価値が、既存の負債につき、負債が確実であり満期になった時点で発生する債務を支払うために必要な金額を下回る場合、一定の時点で債務超過とみなされる。サブ・ファンドの投資先である債務の負担発生後、発行体が「債務超過」であるかどうか判断するために、裁判所がどのような基準を適用するか、または、評価の方法にかかわらず、当該負担が発生した時に発行体が「債務超過」であると裁判所が判断しないという保証はない。さらに、サブ・ファンドの投資先である債務発行体が債務超過の場合、かかる債務について行われた支払いにつき、債務超過前の一定期間（１年間ほど）内に行われている場合、「偏頗行為」として、否認の対象となることがある。通常、債務に関する支払いは、詐欺的譲渡行為または偏頗行為にかかわらず、否認が可能であれば、サブ・ファンドから取り戻すことができる。

サブ・ファンドは、詐欺的譲渡行為、偏頗行為または衡平法上の劣後に基づく十分な訴因の根拠を構成する行為を行うことは想定されていない。ただし、サブ・ファンドがかかる債務を取得する貸付機関またはその他の当事者がかかる行為（または当該債務およびサブ・ファンドが倒産法に服することになるその他の行為）に従事していたか否か、およびかかる行為に従事していた場合は、かかる債権者の請求が米国裁判所（またはその他の国の裁判所）においてサブ・ファンドに対して主張できるか否かに関する保証はない。

非米国発行体の負債で構成される債務は、債権者保護のために当該債務の発行国で制定された様々な法律に服する可能性がある。かかる債務超過時の留意事項および提供される保護のレベルは、各発行体の所在地または住所地となる国によって異なり、また当該発行体が主権を有するか否かによっても異なる。

転換証券

サブ・ファンドは、転換証券に投資することができ、これには社債または優先株式が含まれるが、規定の交換率で発行体の普通株式に転換可能な発行体の通常の長期普通債務証券である。すべての債務証券と同様に、転換証券の市場価格は、金利上昇局面では下落し、反対に、金利下降局面では上昇する。転換証券は、通常、同等格の非転換証券よりも低い金利または配当利回りで募集される。ただし、転換証券の転換先の普通株式の市場価格が転換価格を上回った場合、転換証券の価格は転換先の普通株式の価額を反映する傾向にある。転換先の普通株式の価格が下落すると、転換証券は、利回りベースでの取引が増大する傾向にあり、そのため、転換先の普通株式と同程度まで価格は下落しない。転換証券は、通常、発行体の資本構造上、普通株式に優先し、よって、格付けも高く、発行体の普通株式よりもリスクが低い。ただし、当該リスクが軽減される程度は、転換証券が確定利付証券としての価額より、どれだけ高い価格で販売されるかに大きく左右される。転換証券の評価に際し、投資顧問会社は、転換先の普通株式の魅力を最も重視する。

優先株式、転換証券およびワラント

サブ・ファンドは、優先株式、転換証券およびワラントに投資することができる。優先株式、転換証券およびワラントの価格は、特に株式市場の変動および転換先の普通株式のパフォーマンスの動きにつれて変化する。その価格は、発行体または市場の悪材料となる情報にも影響を受ける。したがって、例えば、発行体の転換先の普通株式の価格が変動すると、当該発行体の優先株式の価格も変動するものと予想される。ワラントについては、裏付けとなる証券の市場価格が、ワラント保有者が当該証券を購入できる規定価格を下回っている場合、ワラントの価格は下落しまたはゼロになり、そのため行使されないことがあり、これによりサブ・ファンドに当該ワラントの購入価格分（またはワラント付で発行された証券の場合、組込みワラント価格分）の損失が生じることがある。

転換証券に関して、すべての確定利付証券と同様に、当該証券の市場価格は、金利上昇時には下落し、反対に、金利低下時には上昇する傾向にある。ただし、転換証券の転換先の普通株式の市場価格が転換価格を上回った場合、転換証券は転換先の普通株式の市場価格を反映する傾向にある。転換先の普通株式の

市場価格が下落した場合、転換証券は、利回りベースでの取引が増大する傾向にあり、そのため、転換先の普通株式と同程度まで価値は下落しない。転換証券は、発行体の資本構造上、普通株式に優先し、よって、発行体の普通株式よりもリスクが低い。転換証券の評価に際し、投資顧問会社は、通常、転換先の普通株式の魅力をもっとも重視する。サブ・ファンドが保有する転換証券が、繰上償還請求された場合、サブ・ファンドは、発行体が当該証券を買い戻すか、転換先の株式に転換するか、または第三者に売却することを認めなければならない。上記のいずれの行為も、サブ・ファンドの投資目的の達成に悪影響を及ぼすことがある。

発行日取引証券およびフォワード・コミットメント証券

サブ・ファンドは、金利および価格の予想される変動をヘッジするためか、または投機目的のために、「発行日取引」ベースの証券の購入および「フォワード・コミットメント」ベースの証券の売買を行うことができる。かかる取引は、サブ・ファンドが将来の日付（一般に少なくとも1または2ヶ月後）に証券の売買を行う旨の約定を伴うものである。売買を行う証券の価格は、通常、利回りで表示され、約定が行われた時点で確定しているが、当該証券の引渡しおよび支払いは後日行われる。フォワード・コミットメントに従いまたは発行日取引ベースで購入された証券に対しては、サブ・ファンドに引渡されるまでは、利益は発生しない。発行日取引証券およびフォワード・コミットメントは、決済日前に売却することができる。サブ・ファンドが、発行日取引証券の取得権利をその取得前に処分する場合、またはフォワード・コミットメントに対する引渡権または受領権を処分する場合には利益または損失が生じる。発行日取引ベースで購入した証券が引き渡されないリスク、およびフォワード・ベースでサブ・ファンドが売却した証券の購入者が購入義務を履行しないリスクがある。かかる場合、サブ・ファンドには損失が発生する場合がある。

発行体リスク

サブ・ファンドが直接または間接に取得した有価証券の発行体は、高度の経営リスクおよび財務リスクを有することがある。かかる会社は、発展の初期段階にあり、経営実績がなく、赤字経営であるかもしくは経営実績に大きな変動があり、多大な陳腐化のリスクを伴う製品に関して急速に変化する事業に従事しているか、その経営を支援し、拡大するための資金調達をし、もしくは競合上の地位を維持するのに膨大な追加資金が必要であるか、またはその他財務状況が脆弱である可能性がある。

さらに、サブ・ファンドが取得した有価証券の発行体は、高度にレバレッジされていることがある。こうした会社およびその投資者に対し、レバレッジは、重大な悪影響を及ぼすことがある。このような会社は、財務および経営の制限約款に服しており、レバレッジが、将来の経営および資金需要につき資金調達をする能力を損なうことがある。その結果、このような会社が事業および経済状況の変動ならびに事業機会に対応する柔軟性は、制限されることがある。レバレッジを効かせた会社の収益および純資産は、借入金を活用していない場合と比べて、大きい比率で増減する傾向がある。

さらに、かかる会社は、より大きな資金源、より大規模な発展、製造、マーケティングおよびその他の能力ならびに適格な経営力および技術力を持つ人材を多数有する会社との競争といった、激しい競争に直面することがある。

小規模資本／経営実績が少ない会社

随時、サブ・ファンドの資産の相当な部分を直接または間接に小規模資本金会社の有価証券および設立後間もない会社の有価証券に投資することができ、これとは逆に、サブ・ファンドは当該有価証券について相当額のショート・ポジションを設定することができる。小規模資本金会社は、通常、一般投資家にはよく知られておらず、より大規模な資本を有する会社よりも投資者対応が少ない。その結果、小規模資本金会社は、投資者に見落とされやすいか、その収益力につき過小評価されている。このような市場の相対的な非効率性は、長期的な資本の成長につきより大きな機会を提供することもある。ただし、歴史的に見て、当該有価証券は、より大規模資本のより確立された会社の有価証券よりも価格変動が激しい。小規模資本および設立後間もない会社の有価証券は、当該会社の生産ライン、販売経路ならびに財務および経営資源に限りがあるという理由から、より高い投資リスクを伴う。さらに、たいいていは、かかる会社に関

する一般に入手可能な情報は、より大規模で確立された事業者より少ない。小規模資本会社の有価証券は、店頭または地方の取引所で取引されることが多く、全国的な証券取引所の通常取引量程度の取引がない。よって、サブ・ファンドは、より大規模で確立された会社の有価証券に関する売却またはショート・ポジションのカバーに要する時間よりも長い（かつ望ましくない可能性のある）時間をかけて、当該証券を売却するか、またはショート・ポジションをカバーしなければならない。小規模資本会社への投資は、前述の留意事項に加えて、取引量が少ないため、その他の種類の有価証券よりも、より評価が難しいことがある。経営実績が少ない会社への投資は、確立された経営実績を有する会社への投資に比べて、より投機的であり、より高いリスクを伴う。さらに、こうした種類の投資は、取引コストも、より大規模な資本を有する会社よりも高いことが多い。

非米国取引所の取引

サブ・ファンドは、直接または間接に、米国外に所在する取引所で先物および有価証券を取引することができる。米国内の取引所と異なり、一部の非米国取引所は、取引者が商品契約を締結した個々のメンバーのみがそのパフォーマンスに責任を有し、取引所またはその決済機関（もしあれば）はその責任を負わない「プリンシパル市場」である。非米国取引所における取引の場合、サブ・ファンドは、取引相手方が契約を履行できないか、または当該契約の履行を拒否するリスクにさらされている。さらに、世界的に、通常、世界の株式取引所、決済機関および決済組織は、米国内と比べて、より政府の監督および規制が少ないため、サブ・ファンドは、ポジションの取引を行う取引所またはその決済機関もしくは決済組織の不履行リスクにもさらされており、金融上の不法行為が発生し、ならびに／または適切なリスクの監視および管理が不足するリスクがより高くなることもある。

デリバティブ商品全般

サブ・ファンドは、投資戦略上、デリバティブを広く活用することができる。デリバティブは、少なくとも部分的に、投資先の資産、指数または金利のパフォーマンスから、そのパフォーマンスを派生させている金融商品である。デリバティブの例としては、スワップ契約、先物契約、オプション契約および先物契約に対するオプションを含むが、これらに限定されない。先物契約は、買い手および売り手の両当事者間で、特定の商品または金融商品を指定価格で将来の指定日において交換するための、上場された契約である。オプション取引は、通常、特定の価格で将来の指定日に商品または金融商品を売買する権利（行使されることもされないこともある。）をいう。

特定のデリバティブおよびサブ・ファンドのポートフォリオ全般の性質によるが、サブ・ファンドのデリバティブの活用は、有価証券またはより伝統的な投資対象に直接投資する場合に伴うリスクとは異なる、またはより大きなリスクを伴う可能性がある。サブ・ファンドが特定の有価証券への投資を行い、そのポートフォリオのリスクレベルを増減させ、またはリスクの性質を変更することができるのと同様の方法で、サブ・ファンドは、デリバティブにより、ポートフォリオのリスクレベルを増減させ、ポートフォリオがさらされているリスクの性質を変更することができる。一定のスワップ、オプションおよびその他のデリバティブ商品は、市場リスク、流動性リスク、相手方信用リスク、法的リスクおよび運営上のリスクを含む様々な種類のリスクを伴っている。さらに、スワップおよびその他のデリバティブには、多大な経済的レバレッジが掛けられる可能性があり、膨大な損失リスクを有する場合もある。

デリバティブは、そのコストが示すものよりも大きな投資エクスポージャーを有する場合があり、これは、デリバティブへの少額の投資が、サブ・ファンドのパフォーマンスに多大な影響を及ぼす可能性があることを指す。サブ・ファンドが不適切な時期にデリバティブに投資を行うか、市場判断を誤った場合、かかる投資によりサブ・ファンドのリターンは低下し、相当額の損失を被ることもある。デリバティブは、市場リスク、流動性リスク、組入れリスク、取引相手方の財務健全性、信用および実績リスク、法的リスクおよび運営リスクを含むその他の様々なリスクにもさらされている。デリバティブがその他の投資対象との相関性に乏しい場合、または流通市場が流動性に欠けるため、サブ・ファンドが当該ポジションを清算できない場合にも、サブ・ファンドは損失を被ることがある。多くのデリバティブ市場は、流動性がないか、または突然流動性がなくなることがある。流動性の変動は、デリバティブ価格に重大かつ急速な予想不能の変動をもたらすことがある。

かかる取引の締結は、サブ・ファンドの純資産価額に多大な悪影響を及ぼす可能性のあるサブ・ファンドの損失リスクを伴う。ある特定の時期にある特定の先物契約につき、流動性のある市場が存在するという保証はない。

コール・オプション

サブ・ファンドは、直接または間接に、コール・オプションを売買することができる。コール・オプションの売買にはリスクが伴う。カバーされたコール・オプションの売り手（売主）（売主が売買対象の有価証券を保有している場合）は、売買対象の有価証券の市場価格が、かかる売買対象証券の購入価格から受取りプレミアムを差し引いた金額を下回って下落するリスクを引き受け、売買対象証券がオプションの行使価格を上回る利益を獲得する機会を放棄する。カバーされていないコール・オプションの売り手は、オプションの行使価格を超えて、売買対象証券の市場価格が理論上は無制限に上昇するリスクを引き受ける。

コール・オプションの買い手は、コール・オプションへの投資の全額を失うリスクを引き受ける。コール・オプションの買い手が売買対象証券を空売りする場合、コール・オプションの損失は、売買対象証券の空売りによる利益によりすべてまたは部分的に相殺される。

プット・オプション

サブ・ファンドは、直接または間接に、プット・オプションを売買することができる。プット・オプションの売買にはリスクが伴う。カバーされたプット・オプションの売り手（売主）（売主が売買対象の有価証券についてショート・ポジションを有する場合）は、売買対象証券の市場価格が、かかる売買対象証券の（ショート・ポジション設定時の）売買価格に受取りプレミアムを加えた額を上回って上昇するリスクを引き受け、売買対象証券がオプションの行使価格を下回る利益を獲得する機会を放棄する。プット・オプションの売り手が売り出したプット・オプションの行使価格と同額またはそれ以上の行使価格を有する同数の株式をカバーするプット・オプションを所有する場合、かかるポジションは、かかるオプションが売り出されたオプションと同時にまたはそれ以降に満了する場合、「完全にヘッジ」されることになる。カバーされていないプット・オプションの売り手は、当該オプションの行使価格を下回って、売買対象証券の市場価格が下落するリスクを引き受ける。

プット・オプションの買い手は、プット・オプションへの投資の全額を失うリスクを引き受ける。プット・オプションの買い手が売買対象証券を保有している場合、当該プット・オプションの損失は、売買対象証券に生じる利益により、すべてまたは部分的に相殺される。

スワップ契約

サブ・ファンドは、直接または間接にスワップ契約を締結することができる。スワップ契約は、金利、指数、証書または一定の証券および特定の「想定金額」に関連して算出される支払予想を交換することを両当事者が合意する、非公開で交渉される店頭デリバティブ商品である。スワップは、市場リスク、流動性リスク、組入れリスク、課税リスクならびに取引相手方の財務健全性や信用度に関連したリスクを含む相手方不履行リスクなどの様々な種類のリスクを伴う。スワップは、個別に交渉され、様々な異なる種類の投資対象または市場要因に対するエクスポージャーを持つ組入れにすることができる。その組入れにより、スワップは、株式もしくは債務証券、（米国または海外の）長期もしくは短期の金利、外貨の価値、モーゲージ・バック証券、法人借入レートまたは証券価格、証券バスケットもしくはインフレ率などその他の要因に対するサブ・ファンドのエクスポージャーを増減させ、さらにサブ・ファンドのポートフォリオのボラティリティ全般を増減させることもある。スワップ契約は、様々な形式をとることでき、多様な名称で知られている。サブ・ファンドは、投資顧問会社が、その他の形式が投資目的および方針に合致していると判断すれば、特定のスワップ契約の形式に制限されない。スワップのパフォーマンスを左右する最大の要因は、個々の株式価額、特定の金利、通貨、または、取引相手方に対して支払うもしくは取引相手方から支払われる金額を決定するその他の要因の変更である。スワップによりサブ・ファンドの支払いを求められる場合、サブ・ファンドは、支払期限が到来した時点で、かかる支払いに利用できる十分な現金を用意しておかなければならない。さらに、取引相手方の信用が下落した場合、スワップ契約

の価値も下落し、サブ・ファンドに損失をもたらす可能性がある。

先物

サブ・ファンドは、直接または間接に、投資戦略の一部として、先物を利用することができる。先物のポジションは、特定の商品取引所が、「1日の価格変動制限」または「1日の値幅制限」とよばれる規制により1日の特定の先物契約金額の変動を制限しているため、流動性に欠けることがある。かかる1日の値幅制限に基づき、1取引日において、1日の値幅制限を超えた価格で、取引を行うことはできない。特定の先物契約の価格が、1日の値幅制限の金額分上昇または下落した場合、当該契約のポジションは、取引参加者が、かかる制限金額または当該制限内の金額で取引を行う意思がない限り、取得することも清算することもできない。取引所またはC F T C（後に定義される。）が、特定の契約の取引を停止するか、特定の契約を直ちに清算し、決済するよう命じるか、または特定の契約の取引を清算の目的に限って実施するよう命じる可能性もある。前述のような状況により、サブ・ファンドは、不利なポジションを直ちに清算することができず、また多大な損失を被る可能性もある。よって、サブ・ファンドへの投資は、サブ・ファンドの通常の買戻日が延期されたことにより重大な影響を受けない一定の知識ある投資者にのみ適している。

非米国先物取引は、非米国取引所において、その取引を実施し、決済する。これは、ある取引所で実施された取引が、別の取引所のポジションを清算するかまたは設定するように、国外の取引所が、国内の取引所と形式上「リンクして」いる場合も該当する。国内の組織が、このような取引所における取引の実施、引渡しおよび決済を含む非米国取引所の活動を規制することはなく、通常、国内の規制機関には、非米国取引所の規則または非米国の法律の施行を強制する権限はない。さらに、かかる法律または規制は、当該取引が発生する米国以外の国ごとに異なる。このような理由により、サブ・ファンドは、国内の裁判外紛争解決手続きを利用する権利のような、国内取引に適用される特定の保護を得られるとは限らない。特に、顧客から海外先物取引の証拠金として受領した資金について、国内取引所の先物取引の証拠金として受領した資金と同様の保護は提供されない。さらに、非米国先物またはオプション契約の価格、およびこれにより生じる損益の可能性は、注文を行った時点と、非米国先物契約が清算され、または非米国オプション契約が清算されもしくは実施された時点の間の為替レートの変動による影響を受けることがある。

投機目的での先物の利用の成功は、当該市場の方向性の変化を正しく予測できるかどうかに影響され、取引がヘッジ目的で締結される場合は、ヘッジする取引と先物契約の価格変動の適切な相関関係を解明できるかどうかに影響される。

ヘッジ取引

サブ・ファンドは、通貨ヘッジおよび金利ヘッジを含むヘッジ技術を駆使する予定である。かかるヘッジ技術が有効であるか、またはこれを利用しなかった場合よりも好ましいリターンが生じるという保証はない。さらに、かかるヘッジ技術は、サブ・ファンドが投資する有価証券およびその他の証券の評価額の変動から、投資者を保護することが目的であり、サブ・ファンドは、通常、かかる有価証券およびその他の証券の価値が上昇した場合は、恩恵を受けない。

サブ・ファンドは、また、サブ・ファンドが直接または間接的に投資している有価証券およびその他の証券の価値が下落したことによる損失リスクの最小化の追求を含め、その他の状況において、ヘッジ技術を活用することができる。かかるヘッジ技術が成功するという保証はなく、かかるヘッジ技術は、ヘッジ・ポジションの価値の上昇から生じる潜在的利益を制限する傾向がある。

ヘッジ技術には、先物契約、証券に係る上場および店頭プット・オプションおよびコール・オプション、金融指数、為替先物予約、差金決済の為替先物予約ならびに様々な金利取引（「ヘッジ商品」と総称する。）を含む多様なデリバティブ取引が含まれる。ヘッジ技術は、投資先の投資対象のリスクとは異なるリスクを有する。特に、ヘッジ商品の価格変動とヘッジ対象のポジションの価格変動の相関性の程度は様々であり、これによりヘッジによる損失が、サブ・ファンドのポジションの評価額に対する利益額よりも大きくなる可能性も生じる。さらに、特定のヘッジ商品および市場は、あらゆる場合に流動性がないことがある。その結果、変動の大きな市場では、サブ・ファンドは、当初証拠金をはるかに上回る損失

を被ることなく、かかる商品の一部の取引を手じまうことができない可能性もある。サブ・ファンドがヘッジを成功させることができるかは、投資顧問会社が、確実なものはないが、適切な市場動向を予測できるかどうかにかかっている。

先渡契約

サブ・ファンドは、直接または間接的に、取引所で取引されておらず、一般に規制されていない、先渡契約、ノン・デリバラブル・フォワード通貨契約およびそのオプションを締結することができる。サブ・ファンドは、ブラジルリアルおよびロシアルーブルの為替取引を含むが、これに限定されない目的で、当該通貨につき、外国為替取引のためにノン・デリバラブル・フォワード通貨契約を活用する予定である。先渡契約には1日の値幅制限はない。サブ・ファンドが口座を維持する銀行およびその他のディーラーは、サブ・ファンドに対して、かかる取引につき、証拠金を預託するよう求めることができるが、証拠金の要件は、通常、最小限か全く存在しない。サブ・ファンドの取引相手方は、かかる契約につき、継続して相場を形成する必要はなく、当該契約には、流動性がない期間があり、これが長期にわたる場合もしばしば起こる。特定の取引相手方が、先渡契約の相場価格の提示の継続を拒否した期間や、スプレッド（取引相手方が購入を予定している価格と売却を予定している価格との差額）が異常に広い相場価格を提示する期間も発生している。先渡契約の取決めは、1名または数名の取引相手方との間で行われるため、かかる取決めが多数の取引相手方と行われる場合よりも、流動性の問題が大きくなることがある。政府当局によるクレジット・コントロールの強制により、かかる先渡取引が、上記の強制がなければ、投資顧問会社がサブ・ファンドに勧めたであろう水準以下に制限されることがあり、サブ・ファンドに損害をもたらすこともある。さらに、サブ・ファンドが取引する市場で、異常に大量の取引、政治的干渉またはその他の要因により、市場崩壊が生じることもある。市場の流動性欠如または崩壊が、サブ・ファンドに多大な損失をもたらすことがある。さらに、サブ・ファンドは、決済不能に関するリスクに加えて、取引相手方に関する信用リスクにもさらされる。かかるリスクは、サブ・ファンドに多大な損失をもたらすことがある。

スプレッド取引のリスク

サブ・ファンドは、スプレッド取引を行う場合、かかるスプレッドを構成する当該ポジションの投資先の通貨の価格が、スプレッドのポジションが維持される間に、同一方向に変動しないか、または同程度変動しないというリスクにさらされる。このような状況では、サブ・ファンドは、スプレッド・ポジションの一方または両方の契約で損失を被る可能性がある。

仕組み債

サブ・ファンドは、特定の通貨価格、金利、商品、指数またはその他の金融指標（以下、「参照対象」という。）の変動、または二つ以上の参照対象の関連した変動を参照にして決定される価格を有する証券（以下、総称して「仕組み債」という。）に投資することができる。金利または満期時もしくは償還時に支払われる元本の金額は、適用される参照対象の変動により、上下する。仕組み債は、プラスにもマイナスにも指数化されており、参照対象の上昇は、金利または満期時の担保価格を上昇させることも、下落させることもある。さらに、金利または満期時の担保価格の変動は、参照対象の価額の変動を掛け合わせたものである。よって、仕組み債は、その他の種類の確定利付証券に比べ大きな市場リスクを抱えており、またより変動が激しく、流動性が低く、かつより単純な証券よりも正確に値付けすることが難しい。

サブ・ファンドは、住宅および商業モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券（つまり、ホーム・エクイティ・ローン、割賦販売契約、クレジット・カード債権またはその他の資産により担保された証券）に担保される仕組み債に投資することができる。多くの仕組み債は、非常に複雑である。さらに、多くの仕組み債は、金利の変動および／または繰上償還に敏感であり、そのリターンは、金利、繰上償還またはその両者の比較的わずかな変動でも大きな変動にさらされることがある。仕組み債のリターンは、多くの場合、変動が大きく、レバレッジが仕組み債の構造に内在しているものもあり、これが相当な額である場合もある。さらに、サブ・ファンドが売却したい時に、仕組み債の流動市場が存在するという保証はない。サブ・ファンドは、金利変動、繰上償還リスクおよび原資産の価額の下落またはその他の

要因による抵当権の実行増加リスクに対する保護を目的として、特定の場合にヘッジ取引を行うことができるが、かかるヘッジ取引が当該リスクからサブ・ファンドを完全に保護するという保証はなく、また投資先証券のリスクとは異なるリスクを伴うことがある。仕組み債を担保するモーゲージおよびその他のローンの抵当権が実行された場合、かかるローンを担保している原資産の価額が、ローンおよび抵当権実行費用額と同額となる保証はない。

サブ・ファンドは、かかる証券のより優先順位の高いクラスに劣後する仕組み債に投資することができる。サブ・ファンドが投資できるその他の劣後証券と同様に、劣後仕組み債は、より優先順位の高いクラスへの元本支払請求額が全額支払われた場合にのみ、元本の払戻しを受ける権限を有し、持分の分配受領に関する権利も劣後している。かかる劣後仕組み債は、より優先順位の高いクラスの仕組み債に比べかなり重大な未払いリスクを伴っており、またより変動が激しく、流動性が低く、かつより単純な証券よりも正確な値付けが困難である。

リバース・レポ契約

サブ・ファンドは、一時的に利用可能な現金に対するリターンを得るため、リバース・レポ契約を締結することができる。リバース・レポ契約は、サブ・ファンドが売り戻すこと、および売却取引相手方が当該証券をより高い価格で、通常7日以内に買い戻すことを条件に、取引相手方が、サブ・ファンドに対して、ある価格で証券を売却する取引である。取引証券の清算の遅滞と、(a)サブ・ファンドがその権利を行使しようとする期間における取引証券の価額の下落可能性、(b)当該期間に取引証券の収益を手に入れない可能性、および(c)権利行使の費用を含む、売り手が買戻義務を履行できない場合の損失リスクの両方が存在する。

サブ・ファンドは、レポ契約を締結することができる。レポ契約は、通常、サブ・ファンドが取引相手方に証券を販売すると同時に、サブ・ファンドが、特定日に（金利を反映した）固定価格で当該証券を買い戻すことに合意する取引であり、目的によっては、借入れの一形態とみなすこともある。かかる取引は、引き渡された証券の価額が、かかる取引の終了時に支払わなければならない価格を下回って下落するリスク、またはレポ契約の他方当事者が、予定どおりに取引を完了することができないか、または完了する意思がないというリスクを伴い、これらはサブ・ファンドに損失をもたらす可能性がある。レポ契約は、サブ・ファンドの投資ポートフォリオのボラティリティを増加させる可能性もあるレバレッジの一形態である。

私募および規則144A証券

前記「2 投資方針（5）投資制限」に記載のサブ・ファンドの特定の私募債への投資制限に従う限り、サブ・ファンドは、組織的市場が存在しない私募債に投資することができる。取引市場が欠如していると、私募債の市場価格を確定することは困難である。私募債の処分は、交渉に多大な時間を要し、法的費用を伴うものであり、またサブ・ファンドがかかる証券を受入れ可能な価格で早期に売却することは困難であるか、不可能である。

サブ・ファンドは、米国証券法の規則144Aに基づく「適格機関投資家」に対してのみ募集および販売ができる制限付証券に投資することができる。規則144A証券の流動性は、当該証券の流動性市場が発達していないか、または適格機関投資家が、当該証券の購入に当面の間無関心となった場合に悪化することがある。かかる一般に取引されていない有価証券および金融商品は、直ちに処分できず、また場合によっては、契約上、法律上または規制上、特定の期間につき処分が禁止されることがある。上述の状況によって、サブ・ファンドが望ましくないポジションを直ちに清算することができず、適時に引出しまたは買戻しを求める受益者に対し分配を行えないことがある。

複合取引

サブ・ファンドは、投資顧問会社の単独の裁量により、単独または複合戦略の一部として、単独のデリバティブではなく、複数のオプション取引、複数の先物取引、複数の通貨取引（為替先物予約を含む。）、複数の金利取引ならびに先物、オプション、通貨および金利取引を組合せた取引を含む複合取引を行うことができる。複合取引は、通常、構成する取引のそれぞれに内在するリスク要因を伴う。複合取引は、通

常、複合戦略が、リスクを引き下げ、その他の方法で望ましいポートフォリオ運用の目的をより効率的に達成できるという投資顧問会社の判断に基づき、受託会社により行われるが、かかる複合が、かえってリスクを増大させ、またはサブ・ファンドの目的の達成を妨げる可能性がある。

頻繁な取引および回転率

投資顧問会社は、通貨、有価証券およびその他の投資対象につき、頻繁な取引を行うことができる。頻繁な取引は、通常、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性のある取引コストの上昇を招く。さらに、サブ・ファンドは、短期市場の考察を基準に投資を行う。サブ・ファンド内の回転率は高く、多額のブローカー手数料、報酬およびその他の取引コストが発生する可能性があり、サブ・ファンドの実績に悪影響を及ぼすことがある。

短期金融市場およびその他の流動性証券

サブ・ファンドは、予想される買戻し、費用またはその他のサブ・ファンドの運営上必要なものに資金を提供するため、投資顧問会社の単独の裁量による一時的なディフェンシブ目的またはその他の理由で、サブ・ファンドの投資方針に従った投資を中断し、その資産の100%を上限として現金にて留保するか、または、当該時の現金残高を、現金等価物およびその他の短期投資対象を含むがこれに限定されない投資顧問会社が適切と認めた商品に投資することができる。サブ・ファンドは、また、現金残高をゴールドマン・サックスが出資または運用しているファンドを含む短期金融証券や同様のファンドに投資することができ、サブ・ファンドはかかる投資につき、ゴールドマン・サックスに発生する報酬の払戻しを受けない。短期金融証券は、短期の確定利付債務であり、通常、1年以下の残存期間を有し、米国または非米国政府の証券、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、銀行が発行する銀行引受手形、およびレポ契約を含む。サブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産の大部分が主要な投資戦略に従って投資されない間は、その目的を達成できない可能性がある。

ブローカー、取引相手方および取引所の不履行

サブ・ファンドは、上場取引か、取引所外取引かにかかわらず、サブ・ファンドが取引を行う相手方、取引に利用するブローカー、ディーラーおよび取引所の信用リスクにさらされている。サブ・ファンドのプライムブローカーまたはその他の当事者は、サブ・ファンド資産をサブ・ファンドに対して提供される証拠金貸付またはその他の融資に対する担保として保有することができる。かかる取決めの条項および適用法に従い、担保権者は、担保権者が行った証券貸付またはその他の取引に関連して、当該資産の再担保が認められる。サブ・ファンドは、ブローカーの破産や当該ブローカーがサブ・ファンドのために取引を実行および決済するために利用する決済代理人の破産、または取引所の決済機関の破産の場合におけるブローカーに預託した資産の損失リスクにさらされている。

さらに、商品取引所法により商品ブローカーは顧客資金を分別管理するように求められているが、商品ブローカーが顧客資金を適切に分離していない場合、サブ・ファンドは、当該ブローカーが破産または支払不能に陥った場合に、当該ブローカーに預託している資金を失うリスクにさらされている。非米国の監督局は、顧客資金の分離保管をブローカーに義務付けていないこともあるため、サブ・ファンドは、非米国ブローカーに預託した資金を失うリスクにさらされている。サブ・ファンドは、投資顧問会社、または資金の分別管理を求められていないその他の外国為替ディーラーのいずれかとの外国為替取引につき証拠金を設定することを求められる（ただし、かかる資金は、通常、サブ・ファンドの名義で外国為替ディーラーの帳簿および記録に分離勘定で保持される。）。商品ブローカーもしくは非米国為替ディーラーの別の顧客または商品ブローカーもしくは非米国為替ディーラー自身がその顧客の勘定における多額の欠損金を支払うことができないといった特定の状況で、サブ・ファンドは、資金が適切に分別管理されていても、当該ブローカーまたはディーラーに預託した資金の損失リスクにさらされることがある。

サブ・ファンドが取引を行う相手方、もしくは取引に利用するブローカー、ディーラーおよび取引所の破産、または前段落に記載の顧客資金の損失が生じた場合、サブ・ファンドは、当該者が保有する資産、または所有する金額のいずれかにつき、サブ・ファンドに属することが明らかな場合でも回収できない

こともあり、またかかる資産または金額が回収可能な場合でも、サブ・ファンドは、その金額の一部しか回収できないこともある。さらに、サブ・ファンドが当該資産または金額の一部を回収できる場合でも、かかる回収には、相当の時間を要する可能性がある。サブ・ファンドの財産の回収可能金額を受領するまでは、サブ・ファンドは、当該者が保有するポジションを取引したり、または当該者がサブ・ファンドに代わり保有するポジションおよび現金を譲渡したりすることはできない。これは、サブ・ファンドに多大な損失をもたらさう。

サブ・ファンドは、「店頭」または「ディーラー間」市場での取引を行うことができる。当該市場への参加者は、通常、「取引所を基本とした」市場の構成員のような信用評価および規制監督の対象とならない。サブ・ファンドがスワップ、デリバティブもしくは合成商品、または当該市場におけるその他の店頭取引に投資する場合は、サブ・ファンドは、取引する当事者に関する信用リスクを引き受け、かつ決済不履行リスクも負担する。かかるリスクは、通常、決済機関保証、日々の値洗いおよび決済、仲介者に適用される分離要件および最低資本要件などの特徴を有している上場取引に伴うリスクとは大幅に異なる。二者の取引相手方で直接行われる取引は、通常、かかる保護の恩恵を受けず、よって、サブ・ファンドは、とりわけ契約条項に関する論争によるか、または信用もしくは流動性問題により、取引相手方が合意した条件に従って取引を決済しないリスクにさらされる可能性がある。このような「取引相手方リスク」は、満期までの期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性が高い契約の場合に大きくなる。一または任意の人数の取引相手方とのサブ・ファンドの取引不能、取引相手方またはその財務能力に関する独立した評価の欠如、および決済を実行すべき規制のある市場の欠如により、サブ・ファンドに損失が生じる可能性が高まる。

サブ・ファンドは、直接または間接的な有価証券、通貨、デリバティブ（スワップ、先渡契約、先物、オプションならびに現先およびリバース・レポ契約を含む。）および（投資方針により認められている）その他の商品を自己取引することができる。このように、譲受人または取引相手方としてのサブ・ファンドは、対象証券、先物またはその他の投資対象の清算の遅延と、（i）サブ・ファンドが取引する相手である本人側による当該取引の履行不能または履行拒絶に係るリスク、（ii）サブ・ファンドが担保に関する権利を行使しようとする期間における当該担保の価値の下落可能性、（iii）移転、譲渡または交換したポジションにつき、担保を追加または再設定する必要性、（iv）当該期間中の収益レベルの低下および収益を得ることができないこと、（v）権利行使にかかる費用、ならびに（vi）スワップ契約に基づく特定の権利の執行可能性に関する法的不確実性およびスワップ契約上提供された担保に対する優先性の欠如の可能性から生じる損失を含む損失の両者を被る可能性がある。このような不履行または拒絶は、債務超過、破産またはその他の理由によるかを問わず、サブ・ファンドに多大な損失をもたらす可能性がある。サブ・ファンドは、取引戦略が十分にかかる契約を相殺するであろうその他の取引につき、第三者の不履行によってかかる取引の履行を免除されない。

投資および取引リスク

サブ・ファンドへの投資には、すべての投資金額を失うというリスクも含めた高いリスクを伴う。サブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産を投資している市場のボラティリティから生じるリスク、集中リスク、レバレッジ・リスク、デリバティブ商品の潜在的な非流動性から生じるリスク、取引相手方およびブローカーの不履行による損失リスク、ならびに買戻請求に応じるための借入リスクを含む、重大なリスク上の特徴を有する戦略および投資技術を用いる金融商品に投資し、積極的に取引を行う。サブ・ファンドの投資戦略が成功するか、またはポートフォリオの組合せおよびリスク管理または為替取引戦略が成功するという保証や表明はない。サブ・ファンドの投資戦略は、証拠金取引、オプション取引、先渡契約、差金決済の為替先物予約および先物契約等の投資技術を活用することができ、これらには、多大なボラティリティが含まれ、一定の状況では、サブ・ファンドが被る可能性のある悪影響を著しく増大させることがある。サブ・ファンドが行ったすべての投資は、投資金を失うリスクを伴う。投資結果は、時間の経過とともに大きく変化する。「2 投資方針（1）投資方針」の項を参照のこと。

投資金の一部またはすべてを失う可能性があり、投資予定者は、かかる損失の結果に容易に耐えうる場合以外は、受益証券を購入すべきでない。

運用実績の不足、関連ファンドの過去の実績

サブ・ファンドは、最近設定された組織であり、投資予定者がパフォーマンスの可能性を評価するものになりうる運用実績はない。サブ・ファンドの過去の実績またはゴールドマン・サックスが運用するその他の勘定は、サブ・ファンドの将来の成績を示すものと解釈すべきではない。ゴールドマン・サックスが運用するその他のファンドまたは勘定の実績は、サブ・ファンドの投資戦略と類似しているかもしれないが異なる投資戦略を持っているまたはそれを持っていたが、サブ・ファンドが達成する実績を示すものではない。サブ・ファンドは、様々な証券ポートフォリオに投資し、前述のその他のファンドおよび勘定とは異なる投資戦略および投資技術を駆使する。よって、運用実績の結果はかかるその他のファンドおよび勘定が示す実績とは異なり、それらとは独立したものである。さらに、過去の実績は、将来のリターンの保証とはならない。

投資顧問会社への依存、受益者はサブ・ファンドの運営には参加しない

投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資戦略を管理する。サブ・ファンドの成功は、とりわけ、投資顧問会社がサブ・ファンドの投資戦略を展開する能力と上手く遂行する能力とにかかっている。投資顧問会社がこれを実行できるという保証はない。さらに、投資顧問会社が行った決定により、サブ・ファンドに損失が生じること、または、そうでなければ投資できた収益獲得の機会を逃すこともある。受益者は、サブ・ファンドの日々の事業経営または管理に参加する権利または権限はなく、投資顧問会社が行った特定の投資または、かかる投資の条件につき評価する機会はない。

サブ・ファンドは限定された資産を持つ

設定時、およびその後の一時期は、サブ・ファンドは、資産を比較的限定されており、一般に、投資につき最低残高が要求されるような特定の商品を取引するための能力を制限することがある。よって、サブ・ファンドは、追加の投資を受けるまでの間、利用できる投資戦略が限定されることがある。さらに、サブ・ファンドの資産規模が小さいと、投資戦略または投資商品に広くポートフォリオを分散させづらい。投資顧問会社は、特定の投資戦略および取引の活用を、単独の裁量により、制限または除外することができる。サブ・ファンドは、将来買戻しが行われた結果、資産規模が低下した場合、同様の制約に直面することがある。

戦略リスク

戦略リスクは、投資顧問会社が活用する投資戦略の経済上の実行可能性の悪化に関連する。定量的およびファンダメンタルな投資分析が正確であり、かかる戦略に基づく投資戦略が成功するという保証はない。投資顧問会社は、随時、定量投資戦略を修正または調整することができる。

規制当局の監督の制限

サブ・ファンドは、非公開の投資会社が利用可能な免除を利用するため、投資会社法に基づく投資会社として登録しておらず、登録する予定もない。よって、様々な投資者保護を提供している投資会社法の規定（とりわけ、投資会社に利害関係のない取締役を過半数有すること、レバレッジの制限を行うこと、投資会社とその関係会社間の取引を制限すること、投資会社の保管する有価証券を、常時、他の者の有価証券とは個別に分別管理し、かつ当該有価証券が当該投資会社の資産であるものと明確に特定して記載することが求められ、顧問会社および投資会社間の関係を規定することも求められる。）が適用されない。いつでも、サブ・ファンドの有価証券およびその他の資産の大部分は、登録投資会社の場合に要求されるように当該資産を個別に分別管理していない仲介会社で保持される。1970年米国証券投資者保護法（改訂済）の規定に基づき、かかる仲介会社の破産または不履行は、当該有価証券およびその他の資産の保管が登録投資会社に適用される要件に従って保持されていた場合よりも、サブ・ファンドにより甚大な悪影響を及ぼす傾向がある。サブ・ファンドが委託した資産を保管会社が自身のために利用することができるというリスクもある。

さらに、投資顧問会社は、商品取引所法の規則第4.13(a)(4)に基づく商品ファンド運営者（「C P O」）として米国商品先物取引委員会（「C F T C」）への登録を免除されている。よって、投資顧問

会社は、受益者に対して、認証済年次報告書およびその他商品取引所法に従い配布を求められる開示書類を公布する必要はない。かかる資料には、本書またはサブ・ファンドが受益者に提供する報告書に含まれない、同法で要求される特定の開示事項が含まれる。

さらに、非米国人に対する受益証券の募集および販売は、証券法に基づくレギュレーションSに従い、同法に基づく登録が免除されているため、英文目論見書は、SEC、CFTCまたはその他の米国規制当局のいずれにも提出または検討されていない。

前述にかかわらず、サブ・ファンドは、1956年米国銀行持株会社法（改訂済）（「BHCA」）に基づく銀行持株会社（「BHC」）であるゴールドマン・サックスに適用される規制による影響を受ける。「銀行持株会社としての規制」の項を参照のこと。

潜在的利益相反

ゴールドマン・サックス（その関係会社およびスタッフを含む。）は、銀行持株会社であり、世界中に投資銀行、証券会社、資産運用会社および金融サービス会社としてフルサービスを提供する企業であり、世界の金融市場の主要な参加者である。その結果、ゴールドマン・サックスは、多くの事業に従事し、投資者、投資銀行、リサーチ提供会社、投資顧問会社、融資会社、顧問会社、マーケット・メーカー、自己勘定トレーダー、プライムブローカー、貸出人、代理人およびプリンシパルなどとして、サブ・ファンドに関わる持分に加えて、世界中の債券、通貨、商品、株式、銀行ローン、およびその他の市場に持分を有している。かかる追加業務および持分は、潜在的な利益相反を生じる可能性がある。かかる潜在的な利益相反の一部については、「潜在的利益相反」の項に記載される。

法務上、税務上および規制上のリスク、受益者に関する情報開示

法務上、税務上および規制上の変更は、サブ・ファンドの存続期間中に起こることもあり、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすこともある。デリバティブ商品の規制上および税務上の環境は、徐々に発展中であり、デリバティブ商品の規制および税務の変更はサブ・ファンドが保有するデリバティブ商品の価格、および投資顧問会社の取引戦略を遂行する能力に悪影響を及ぼすこともある。例えば、最近提出されたある非米国企業および租税回避地で設立された企業に対する法規、および将来の法規は、実施されれば、サブ・ファンドまたはその受益者の一部もしくはすべてに重大な税金もしくはその他の費用を生じさせるかもしれない。サブ・ファンドの組織および運営の方法の重大な再編が必要になるかもしれない。同様に、レバレッジを効かせた投資者やヘッジファンドの規制環境も漸次変化しており、レバレッジを効かせた投資者またはヘッジファンドの規制に直接または間接的な変更が行われれば、サブ・ファンドおよび投資顧問会社が投資目的および／または取引戦略を遂行する能力に悪影響を与えることもある。同じく、投資顧問会社の取引戦略遂行能力は、ゴールドマン・サックスのその他の活動のために賦課される可能性のある要件（ゴールドマン・サックスがBHCとして規制を受けることを選択した結果としての要件を含むが、これに限定されない。）または一定の投資者もしくは一定のタイプの投資者によるサブ・ファンドへの投資の結果として賦課される可能性のある要件などの追加の規制要件、またはサブ・ファンドに適用される規制要件の変更により、悪影響を受けるかもしれない。特定の状況において、サブ・ファンドは、そのような状況でなければ当該有価証券が投資顧問会社にとって適切な投資機会になりえたにもかかわらず、当該有価証券の購入または保有を禁じられることがある。下記「銀行持株会社としての規制」の項を参照のこと。

サブ・ファンドへの投資に伴う一定の税務リスクは、以下に記載する。

さらに、サブ・ファンド、投資顧問会社もしくはその関係会社および／またはサブ・ファンドもしくは投資顧問会社の業務提供会社もしくは代理人は、随時、サブ・ファンドが保有する投資対象、受益者の名称ならびに受益権の名義およびレベルを含むが、これに限定されないサブ・ファンドおよび受益者に関する一定の情報を（i）開示企業に対して管轄権を有するか、管轄権を主張する法域、またはサブ・ファンドが直接もしくは間接的に投資を行う法域の規制当局、または（ii）投資顧問会社またはサブ・ファンドの取引相手方または業務提供者に対して、開示するよう要請されるか、または、単独の裁量により、開示するのが望ましいと判断することがある。販売契約の締結により、各受益者は、当該受益者に関するかかる開示につき同意したものとする。

銀行持株会社としての規制

2008年9月、ゴールドマン・サックスはBHC Aに基づくBHCとして登録することを選択した。さらに、ゴールドマン・サックスは、最近、一定の基準を満たしたBHCに与えられる資格であるBHC Aに基づくFHC（金融持株会社）になった。FHCは、FHCでないBHCよりもより広範な活動に従事できる。ただし、FHCおよびその関係会社の活動は、BHC Aおよび関連規則により課される一定の規制に服していなければならない。ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドをBHC Aの意味の範囲内で「支配」しているとみなされるため、かかる規制はサブ・ファンドにも同様に適用されると予想される。よって、BHC Aおよびその他の適用される銀行法、規則、規定およびガイドライン、ならびに適切な規制当局による解釈および管理により、投資顧問会社、ゴールドマン・サックスおよびその関係会社を一方当事者とし、サブ・ファンドを他方当事者とした取引および関係が制限され、サブ・ファンドによる投資および取引ならびにサブ・ファンドの運用を制限されることがある。例えば、ゴールドマン・サックスおよびサブ・ファンドに適用されるBHC A規制は、とりわけ、サブ・ファンドの特定の投資を行う能力、特定の投資の規模を規制し、サブ・ファンドの投資対象の一部またはすべての保有期間に上限を設定し、投資顧問会社が、サブ・ファンドの投資先である会社の管理および運営に参加できる可能性を制限し、ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドに投資する能力を制限する。さらに、特定のBHC A規制は、関連企業により所有、保有または管理されているポジションの合算を要請する。このように、一定の状況で、ゴールドマン・サックスおよび関係会社（投資顧問会社を含む。）が顧客および自己の勘定で保有するポジションは、サブ・ファンドが保有するポジションと合算しなければならないことがある。かかる場合、BHC A規制が保有するポジション額に上限を課す場合、ゴールドマン・サックスは、自己勘定またはその他の顧客の勘定で、投資を行うために利用可能な能力を利用することができる。これによりサブ・ファンドは一定の投資対象を制限および／または清算しなければならないことがある。下記「潜在的利益相反」の項を参照のこと。

かかる規制は、とりわけ、サブ・ファンドの投資戦略内で投資顧問会社の一定の戦略を実行する能力または一定の有価証券を取引する能力に影響を与えることで、サブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼすことがある。さらに、ゴールドマン・サックスは、将来FHCとしての資格を停止することもあり、サブ・ファンドが追加規制の対象となることもある。さらに、ゴールドマン・サックス、サブ・ファンドに適用される銀行規制要件が、変更されない、またはかかる変更が、サブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

ゴールドマン・サックス、サブ・ファンドまたは投資顧問会社およびその関係会社が運用するその他のファンドおよび勘定に対する銀行監督規制の影響または適用を軽減または排除するため、受託会社が、投資顧問会社と協議の上、将来、サブ・ファンドを再編するか、ゴールドマン・サックスが、将来、投資顧問会社を再編する可能性がある。ゴールドマン・サックスは、別の会社をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルもしくはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーの代わりにサブ・ファンドの投資顧問会社とすることにより、または受託会社と協議の上決定するその他の手段を用いて、このような結果を達成するよう努めることもある。かかる譲受人または代替人は、ゴールドマン・サックスに関連のない者とする。

受益証券の流動性の制限

受益証券は自由に譲渡できないため、サブ・ファンドへの投資は、流動性が制限されている。買戻しの権利が制限されているため、不確定な期間につき、各受益者は、サブ・ファンドへの投資の経済的リスクに耐える心構えがなければならない。受益証券は、本書に記載され、サブ・ファンドの補遺信託証書、販売契約および英文目論見書に規定される譲渡制限が付されている。通常、受益者は、投資顧問会社と協議の上、受託会社の事前の書面による同意なく、受益証券または受益証券の受益権もしくはその他の権利を売却、委譲、譲渡、質入れまたはその他の方法で処分することができない。これには、法律または契約の執行（受益者の死亡、無能力、債務超過または破産の宣告に基づく法の執行による場合を除く。）による場合も含むがこれに限らない。サブ・ファンドは、通常、レギュレーションSに定義される非米国人である者で、かつその他の適用ある法的要件に従う者に対する譲渡にのみ同意する。

さらに、買戻しは、買戻後の保有要件に従うものとし、特定の状況で制限または停止することがある。サブ・ファンドは、一般に取引されていない有価証券および金融商品に投資することができる。このように一般に取引されていない有価証券および金融商品は、直ちに処分することができず、契約上、法律上、または規制上の特定の期間の処分禁止の対象となる場合もある。買戻しについては、受託会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる留保金が、会計基準により強制されていない場合でも、買戻手取金から費用、負債または偶発費用にあたる金額を留保することができる。サブ・ファンドは、一般に、買戻受益証券についての買戻金およびその他の分配金（もしあれば）を現金で支払う予定である。ただし、受託会社は、投資顧問会社と協議の上、買戻しに関わる分配金を含むがこれに限定されない分配を現物で受益者に支払う権利を有する。下記「現物支払」の項を参照のこと。

一もしくは複数の受益者または元受益者が、買戻金の一部またはすべてを投資顧問会社またはその関係会社が運営する別の投資信託または投資ビークルに投資することを意図して、サブ・ファンドから受益証券を買い戻した場合、受託会社は、投資顧問会社と協議の上、当該買戻日にサブ・ファンドから受益証券を買い戻したその他の受益者または元受益者へ買戻金の支払いを行うより前に、かかる受益者または元受益者に対して、かかる買戻金の全額または一部を支払うことができ、かかるその他の受益者または元受益者への買戻金の支払いを、サブ・ファンドによる資産売却その他が行われるまでの間、延期することができる。

よって、サブ・ファンドへの投資は、サブ・ファンドの受益証券および原投資対象の流動性が限定されていることに関連したリスクに耐えうる投資者にのみ適している。

申込金の受領前、および申込効力発生日前の取引

サブ・ファンドは、投資顧問会社の単独の裁量により、予想される申込みを前提に、申込みの効力発生日以前にいつでも取引を開始することができる。さらに、前述の一般性を限定せず、投資顧問会社の単独の裁量により、サブ・ファンドは、申込みに関わる資金の受領を前提に、申込みの効力発生日以降であれば、かかる資金が当該効力発生日に受領されていない場合でも、取引を実施できる。販売契約に従い、投資者または投資予定者は、申込みの効力発生日時点における当該金額の受領を前提にしたサブ・ファンドの取引の結果生じた損失または費用を含む、申込金の不払いまたは支払遅延に起因してまたはそれに関連して生じる損失または費用に対する責任を有する。こうした行為は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。申込金の不払いまたは支払遅延は、サブ・ファンドに損失および費用を生じさせ、サブ・ファンドは該当する投資者または投資予定者からかかる損失または費用を完全には取り戻せないことがある。さらに、投資顧問会社は、実施されていない申込みを予想して、サブ・ファンドのために投資またはその他ポートフォリオ決定を行うことができるが、かかる申込みが行われないことや、遅延がなかった場合には、サブ・ファンドのポートフォリオに悪影響を及ぼすことがある。

さらに、かかる取引は、サブ・ファンドがさらされているレバレッジの金額を増大させることになる。サブ・ファンドへの投資者（申込みを行っている投資者ではなく）は、申込みを予想して取引日前に行った取引につき、市場リスクおよびリターン、ならびに信用リスクを負う。

大量買戻し

限られた期間内にサブ・ファンドの大量買戻しが行われた場合、サブ・ファンドが、不適切な時期または望ましくない条件で、満期前のポジションを現金化せずに、かかる買戻請求に応じるための十分な資金を提供することは困難である。さらに、サブ・ファンドのある特定の取引日に大量の買戻しが行われているかどうかに関わらず、ある期間にわたり、大量の買戻しが起こった場合、サブ・ファンドの純資産価額の減少が起こり、サブ・ファンドが利益をあげる、または損失を回収することが困難になることがある。サブ・ファンドの投資者は、サブ・ファンドから特定の取引日における大量の買戻請求につき通知を受領することはなく、よって、かかる買戻しを請求した受益者より前または同時に、自身の投資額またはその一部を買い戻す機会はない。

大量買戻しのリスクは、サブ・ファンドの受益者が投資顧問会社の関係会社を含む貸し手に対して、受益証券の担保権を差し入れた場合にも高まる。借り手がかかる権利を行使した場合、大量の買戻しが発生し、サブ・ファンドのポートフォリオに重大な悪影響を及ぼすことがある。

現物支払

サブ・ファンドは、通常、買戻受益証券の分配金および買戻金を現金で支払う予定である。ただし、サブ・ファンドがサブ・ファンドの受益証券の買戻しにつき、買戻しの資金となる十分な現金を持っている保証はない。サブ・ファンドは、一定の状況で、適用法が認める限り、現金の支払いがサブ・ファンドまたは受益者に重大な悪影響を及ぼす結果となる場合を含め、買戻しの支払いまたはその他に際して、現物による分配を行うことができる。受益者への現物分配は、サブ・ファンドにより、とりわけ（i）サブ・ファンドが保有する有価証券またはその他の資産の受益者への分配、（ii）サブ・ファンドが保有する有価証券またはその他の資産に最終的に実現する純手取金を受領する権利の受益者への分配（例えば、証書または手形の発行、または特別目的ビークルに対する持分の分配による。）、または（iii）別の方法で、サブ・ファンドが保有する有価証券またはその他の資産に対する経済的持分を受益者に対して付与することで行われる。投資顧問会社と協議の上、受託会社が、かかる投資対象または有価証券の分配を行う意思がある場合、投資顧問会社は、該当する受益者に通知し、かかる通知により、受益者が投資顧問会社に対して、投資顧問会社が指定した期間内に、書面により当該受益者がかかる現物分配の受領を望まない旨通知した場合は、サブ・ファンドまたは投資顧問会社は、受益者のためにかかる資産を現金化する合理的努力を行い、これによりもたらされた現金手取金を受益者に対して分配する。受益者は、このように分配された投資対象または有価証券のリスク、およびかかる現金化に対するリスクを負い、かかる分配または現金化に関連する費用、経費、損失および負債の支払い（およびかかる分配または現金化による手取金からの控除）を求められることがあり、これには、かかる投資対象または有価証券を処分するためにブローカー、代理人または第三者により請求される手数料を含み、さらに売却時、特に満期前に売却された場合は、かかる投資対象、有価証券または財産の買戻価額よりも少ない金額を受領することになる可能性がある。かかる投資対象または有価証券の換金の実行には、かなりの時間を要し、実現手取金は、受益者が当該資産を保有していた場合に受領していたであろう金額、または受益者への分配につき評価の目的で当該資産に割り当てられた価額よりも大幅に少なくなる可能性がある。

評価、直ちに市場価格が確定できない資産

サブ・ファンドの特定日の純資産価額は、サブ・ファンドの資産が当該日に現金化された場合に決定されるサブ・ファンドの純資産価額よりも大幅に多いこともあれば、少ないこともある。例えば、サブ・ファンドが特定の日に、ある資産、またはその資産のすべてもしくは大部分を売却しなければならない場合、サブ・ファンドが当該資産の売却にあたり実現する実際の価格は、サブ・ファンドの純資産価額に反映される当該資産の価額よりも大幅に低いことがある。変動の激しい市況では、特定の資産の市場において、流動性が低下することもあり、これにより、サブ・ファンドの純資産価額に反映される当該資産の価額よりも大幅に低い清算価額となることもある。

サブ・ファンドは、直ちに市場価額が確定できない（非公開会社および仕組み債を含むが、これに限定されない。）資産に投資することができ、サブ・ファンドの純資産価額は（管理報酬の算出に関わる場合を含むがこれに限定されない。）当該資産の評価に影響される。直ちに市場価額が確定できない資産の評価に際し、サブ・ファンド（またはその関連したまたは独立した代理人を含む。）は、ディーラーが提供する相場または第三者、投資顧問会社および／または投資顧問会社の関係会社が開発したプライシング・モデルを利用することができる。かかる手法は、間違いもありうる仮定および見積を基準としている。

直ちに市場価格が確定できない資産の価額に伴う不確実性ゆえ、サブ・ファンドの純資産価額に反映される当該資産の価額は、サブ・ファンドが当該資産を現金化できる価格とは大きく異なることもある。直ちに市場価格が確定できない資産の価額は、例えば、年度末監査の結果を含むサブ・ファンドが当該時点で入手可能な評価情報を元にした後からの調整が行われることがある。当該資産の価額に対する調整は、サブ・ファンドの純資産価額の調整を招くことがある。「調整」の項を参照のこと。

投資顧問会社、または直ちに市場価額が確定できない資産を含むサブ・ファンドの資産評価に関わるその他の当事者は、かかる資産の評価にあたり、当該価額が当該者の報酬に影響を与えるため、利益相反に直面することがある。

不確定な税務ポジション

受益者は、税法および税務規定が継続して変更されていること、および変更が遡及的に行われることもあることに留意しなければならない。さらに、特定の税務当局の税法および税務規定の解釈および適用が、明白でなく、一貫しておらず、不透明である場合がある。そのため、受益証券の申込み、買戻しまたは交換が生じた時のサブ・ファンドの純資産価額が、過去の実現または未実現利益に対するものを含めサブ・ファンドの税金債務（遡及的に有効となり賦課されるものを含む。）を正確に反映していないことがある。さらに、受益証券の申込み、買戻しまたは交換が生じた時のサブ・ファンドの純資産価額が、その後支払うことのない潜在的な税金債務に対する引当金を反映していることもある。会計基準が変更されることもあり、サブ・ファンドに以前は引当を要請されていなかった潜在的な税金債務の引当金を求めるようになったり、最終的にサブ・ファンドが当該税金債務の対象になるとは予想されない状況であることもある。

サブ・ファンドが、後に税金債務の引当金を決定するか、および／または以前は発生しなかった税金債務に関連して支払いを要求される場合、および／またはサブ・ファンドの投資対象（過去の投資対象を含む。）がその評価に反映していなかった税金債務を生じる場合、かかる決定または支払いによる金額は、通常、当該税金に関わる収益が生じたか、または取引が行われた時点よりも、かかる決定または支払いの時点の受益者間に配分される。さらに、後にサブ・ファンドが、潜在的税金債務の引当金が、当該税金に対する債務を上回っているまたは将来上回ると判断した場合、かかる決定から生じた利益は、通常、当該税金の発生に関連する収益が生じたか、または取引が行われた時点よりも、かかる決定時点の受益者間に配分され、それ以前に受益証券の買戻しを行った受益者は、追加報酬を受領することはなく、買戻していない受益者は当該利益を得る。受益者は、上記決定または支払いにつき通知を受けない。

税金に対する債務が発生していない時期にサブ・ファンドに投資する受益者は、当該受益者が、かかる投資時に当該債務が発生していた場合に投資していた場合よりも高い純資産価格でサブ・ファンドに投資することになる。他方、税金に対する潜在的な債務が発生している時期にサブ・ファンドの受益証券を買い戻す受益者は、当該買戻し時に当該債務が発生していなかった場合よりも低い純資産価格でサブ・ファンドの受益証券を買い戻すことになる。

サブ・ファンドが、以前引当が行われていなかった期間に帰属する税金債務に関する支払いを要求されるか、その引当金の設定を要求される（または別途決定する）場合、受託会社またはその代理人は、投資顧問会社と協議の上、税金債務（またはその一部）を当該債務が発生または帰属する期間につきサブ・ファンドへのそれぞれの持分の割合に応じるか、またはサブ・ファンドが公平かつ合理的であると判断するその他の方法で、受益者および元受益者が負担するように受益者および元受益者間にかかる税金債務の負担を分配するための手段を講じることが適切であると判断することがある。かかる手段には、純資産価額の調整または修正（それ以前の期間についても含む。）、受益者の受益証券の一部買戻し、または受益者に対する対価なしの追加受益証券の発行、および受益者または元受益者からの分配金の払戻しの請求を含む「調整」の項に記載の一または複数の取決めが含まれる。

調整

管理会社は、発行日における有効な純資産価額が不正確であったために、不正確な受益証券口数が受益者に対して発行されていたと判断された場合いつでも、かかる受益者の公平な取り扱いのために必要と判断する取決めを実行する。かかる取決めには、当該買戻しまたは発行の後（場合による。）にかかる受益者が保有する受益証券口数が、正しい純資産価額で発行されていたであろう受益証券口数になるように、当該受益者の保有の一部を追加支払いなしに買い戻すこと、または当該受益者に新規受益証券を支払いなしに発行すること（必要に応じる。）を含む。さらに、受益証券の買戻し後いつでも（サブ・ファンドから受益者が受益証券を完全に買い戻す場合を含む。）、当該買戻しに従い当該受益者または元受益者に支払った金額が著しく不正確であると（受益者または元受益者が当該受益証券を購入したか、買戻しが実施された時点の純資産価格が著しく不正確である場合を含む。）判断された場合、どちらの場合も利息は付さず、サブ・ファンドは、当該受益者または元受益者に対して、当該受益者または元受益者が正しい純資産価格でかかる買戻しが実施されていたならば受領する権利があったであろうと判断さ

れた追加金額を支払うか、または投資顧問会社と協議の上、当該受益者または元受益者から、当該受益者または元受益者が受領したと判断された超過金額の支払いを求める（当該受益者または元受益者は、これを支払わなければならない。）。サブ・ファンドが受益者または元受益者から当該金額の支払いを求めないことを選択するか、受益者または元受益者から当該金額を回収できない場合、サブ・ファンドの純資産価額は、かかる金額が回収される場合よりも低くなる。

受益証券の追加募集に適用される特別留意事項

サブ・ファンドは、投資顧問会社により、サブ・ファンドの補遺信託証書に従い決定された受益証券の追加申込みを受け付ける。受益証券の追加購入は、かかる購入前のサブ・ファンドの投資ポートフォリオにおける既存の受益者の間接的持分を希薄化させる。これは、将来のサブ・ファンドの投資がそれまでのサブ・ファンドの投資を下回る実績だった場合、既存の受益者のサブ・ファンドへの持分に悪影響を与えることもある。

さらに、受益証券の当初募集後に取得された受益証券は、多大なオープン・ポジションを有する運転資金に対する持分を表象している。かかる受益証券が当該受益証券の取得以前の期間につき保有していたサブ・ファンドのオープン・ポジションに対する持分を有するため、かかるポジションに対する投資顧問会社の取引アプローチの適用が、追加受益証券のパフォーマンスと、これ以前に発行済の受益証券のパフォーマンスに対するものとは、質的に異なる効果を生じる可能性がある。例えば、未決済取引が多大な利益を発生させた後は、（一定のレベルまでの）その後の損失は、それ以前の利益の一部に限った割戻しであるとみなされ、実質的な損ではないとみなされるため、多くの取引アプローチが、ポジションの損失に対する許容度が上がる中で、より積極的になり、ポジションの規模が増大する。継続募集の受益証券の購入者は、当該受益証券を購入した日以前のオープン・ポジションにかかる利益の恩恵を受領することはないため、その後の損失は、当該投資についての完全な損失となり、一部利益の割戻しとはならない。さらに、特定の取引アプローチが、事前に決定した利益額を発生させた後は、ポジションを清算または部分的に清算することにより、利益確定戦略を採ることがある。新規受益証券が、発行日以前のかかる利益の恩恵を受けないため、当該受益証券を保有する受益者は、投資顧問会社の「利益確定」により

（大きな利益を継続して生み出していた）ポジションを清算させられ、全く自身の利益になっていないということになる。特定のポジションのパフォーマンスだけでなく、ポートフォリオ全般のパフォーマンスに基づく同様の分析を適用する一般に同様の効果を有するアプローチもある。

法律顧問

受託会社、管理会社、ならびにその一部の代理人および／または関係会社（併せて「受託側当事者」という。）は、助言を与える法律顧問（以下「法律顧問」という。）を起用している。法律顧問は、その他の受託側当事者の法律顧問も行っている。受託側当事者の代理につき、法律顧問は、受益者を代表するものではない。サブ・ファンドは、受益者を代表する独立した法律顧問を起用していない。

ERISA法およびその他の年金に関わる考察

サブ・ファンドは、（1974年従業員退職所得保障法（改正済）（以下「ERISA法」という。）第3（42）条およびこれに基づく規則に定義される。）「年金投資家」が、発行済クラス受益証券の25%（または米国労働省が公布する規則に規定されるさらに高い割合）以上を保有することを認める予定はない。よって、サブ・ファンドは、その資産がERISA法タイトルI、または1986年米国内国歳入法（改正済）第4975条に服する「年金資産」とみなされないことを期待しており、これが該当する場合となるかの保証はない。サブ・ファンドの資産が「年金資産」とみなされる場合（つまり、サブ・ファンドのいずれかの受益証券クラスの25%以上が、ERISA法第3（42）条に定義の「年金投資家」により保有されている場合）、サブ・ファンドは、とりわけ、サブ・ファンドのために行う投資につき、サブ・ファンドが、ゴールドマン・サックスおよびその関係会社との取引、およびそれらを通じての取引を禁じられる可能性があることを含むがこれに限定されない本書に記載の活動を実行する能力につき一定の制限に服する可能性がある。さらに、かかる場合、受託会社は、年金投資家またはERISA法タイトルI、または歳入法第4975条の対象とならないその他の従業員年金につき、その他の投資者が当該時

点でサブ・ファンドの持分の買戻しまたは譲渡が認められていないことに関わりなく、サブ・ファンドへの持分のすべてまたは一部を減額または終了するよう要請することができる。

リスク説明の限界

これまでのリスク要因の項目が、サブ・ファンドへの投資に含まれるリスクの完全な一覧または説明とはならない。受益者となろうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書およびサブ・ファンドの補遺信託証書をすべて読み、自身の投資、法律、税金、会計およびその他のアドバイザーと相談すべきである。さらに、サブ・ファンドの投資方針は、いずれ発展および変更が行われるため、サブ・ファンドへの投資は、異なる追加リスク要因にさらされることがある。

各通貨クラスのリスク水準

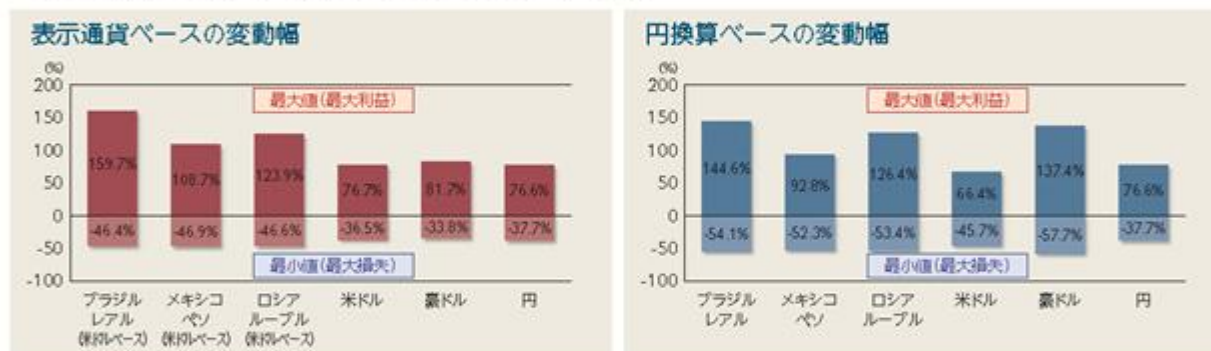
ブラジルリアルクラス、メキシコペソクラスおよびロシアルーブルクラスの運用成績は関連するクラスの表示通貨の動きと大きく異なる可能性があるが、これは、米ドルと関連するクラスの表示通貨との為替変動が、ブラジルリアルクラス、メキシコペソクラスおよびロシアルーブルクラスの運用成績に影響を与える可能性があるためである。サブ・ファンドは、米ドル、豪ドルおよび円クラスそれぞれのクラス通貨に対して為替リスクを回避するように努める。受益者が自国通貨以外の通貨に対して為替取引される為替取引対象クラス受益証券に投資する場合、当該受益者は、クラス通貨が自国通貨に対して下落するという重大なリスクにさらされることになる。

以下の表は、各通貨クラスのリスクレベルを示す。

各クラスのリスク水準

各通貨クラスに1年間投資した場合の変動幅(試算ベース)

- 「表示通貨ベースの変動幅」では、過去において各月から1年間、それぞれの通貨クラスからエマージング・ハイ・イールド債券に投資したと仮定した場合の最大値(最大利益)と最小値(最大損失)を示しています。
- 「円換算ベースの変動幅」では、各通貨クラスをそれぞれ円換算した場合の最大値(最大利益)と最小値(最大損失)を示しています。たとえば、10,000円を投資した場合、1年後にそれぞれ4,590円、4,770円、4,660円、5,430円、4,230円、6,230円になる期間があったことを示しています。

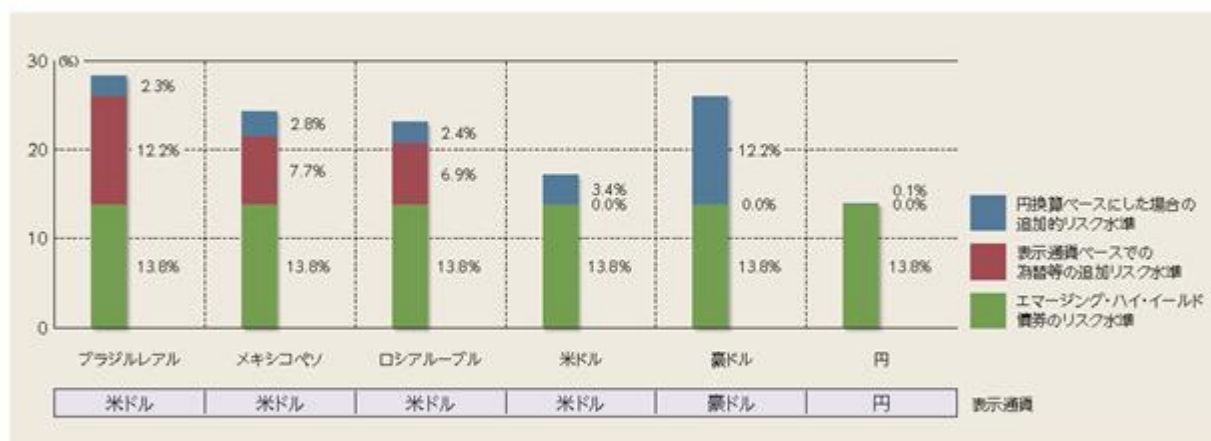


期間:2002年12月末～2013年2月末 出所:バンクオブアメリカ・メリルリンチ、ブルームバーグ
エマージング・ハイ・イールド債券: BofAメリルリンチ・ハイ・イールド・エマージング・マーケット・コーポレート・プラス・インデックス
上記はエマージング・ハイ・イールド債券の過去のデータであり、ファンドの実績とは異なります。また、今後の動向を示唆または保証するものではありません。

上記変動幅はエマージング・ハイ・イールド債券のインデックスおよび各通貨の短期金利を基に計算したものであり、実際の投資結果とは異なります。ブラジルレアルおよびロシアルーブルクラスにおいては、NDF(8頁参照)による為替取引を活用するため、これにより得られるプレミアム水準は、各通貨の短期金利を基に計算したプレミアム水準を大幅に下回る場合があります。

各通貨クラスのリスクの大きさ*の比較(試算ベース)

- ブラジルレアル、メキシコペソおよびロシアルーブルクラスは表示通貨が米ドルのため、純資産価格は対米ドルの為替レートの影響を受けます。
- 米ドル、豪ドルおよび円クラスは為替取引により表示通貨ベースでの為替リスクの低減を目指します。
- ただし、円以外の外貨建てクラスにおいては、円換算ベースでは為替変動の影響を受けます。



期間:2002年12月末～2013年2月末 出所:バンクオブアメリカ・メリルリンチ、ブルームバーグ
エマージング・ハイ・イールド債券: BofAメリルリンチ・ハイ・イールド・エマージング・マーケット・コーポレート・プラス・インデックス
*リスクの大きさ(年率標準偏差)は円ベースの月次リターンより算出した年率標準偏差を指しています。標準偏差とは、全体の結果が平均のところにまとまっているか散らばっているかを表す指標で、ファンドのリターンの標準偏差が大きければ大きいほど、日々のリターンは平均から散らばったものとなり、それだけリスクの大きいファンドということになります。
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

為替取引：ノン・デリバブル・フォワード（NDF）について

一部の新興国の通貨については、為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での決済に制約があるため、ノン・デリバブル・フォワード（NDF）という取引手法を用いて為替取引を行う場合がある。NDFは為替予約取引の一種であるが、現地通貨での受渡しは行われず、米ドル等の通貨によって差金決済される。通貨取引の値動きとNDF取引の値動きは、規制および需給等により大きく乖離する場合

がある。この結果、ファンドのパフォーマンスが為替市場や各通貨の短期金利から想定される投資メリットと大きく乖離する場合がある。また、需給不均衡等の投資環境は、流動性リスクを引き起こすことがある。NDFは店頭取引となるため、取引相手方リスクを伴う。ブラジルレアルクラスおよびロシアルーブルクラスにおいては、一般にNDFによる為替取引を活用する。

潜在的利益相反

サブ・ファンドに関係する利益相反の概要：

ゴールドマン・サックス・グループ・インクは銀行持株会社で、世界中でフルサービスを提供する投資銀行、証券会社、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、同社は、ファンドが直接、間接を問わず投資を行う世界の債券市場、為替市場、商品市場、株式市場、銀行ローン市場およびその他の市場において、投資者、投資銀行、調査会社、投資運用会社、融資会社、顧問会社、マーケット・メーカー、自己勘定トレーダー、プライムブローカー、貸出人、代理人および本人として行為し、かつ、直接的または間接的なその他の利害関係を有する。その結果、ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよび投資顧問会社ならびに両社の関係会社、取締役、パートナー、受託者、経営者、メンバー、役員および従業員（本「潜在的利益相反」の項において、以下総称して「ゴールドマン・サックス」という。）は、サブ・ファンドの運用、販売、投資活動、事業運営または分配に携わる可能性のある者を含めて、サブ・ファンドの運用以外の業務に従事し、利害関係を有する。かかる業務に関連してサブ・ファンドが報酬を受け取る権利はない。こうした活動および利害関係には、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドのサービス提供業者が直接的または間接的に売り買いする有価証券、金融商品および企業における助言、取引、金融その他に関する複数の潜在的利害関係を含む。これらは受益者が考慮すべき問題であり、サブ・ファンドに不利益となる利益相反を引き起こす恐れがある。本項に記載するほかにも、ゴールドマン・サックスの現在および将来の活動によっては更なる利益相反が発生する可能性がある。

投資顧問法に基づく登録投資顧問（以下に定義する。）として、各投資顧問会社は証券取引委員会（SEC）にフォームADVを提出する義務を負う。フォームADVには投資顧問会社の運用資産、報酬体系の種類、投資対象の種類、潜在的利益相反およびその他の関連情報が記載されている。各投資顧問会社のフォームADV、パートIの写しはSECのウェブサイト（www.adviserinfo.sec.gov）で入手することができる。また各投資顧問会社のフォームADV、パートIIの写しは請求に応じて受益者または潜在的受益者に提供される。受益者はサブ・ファンドに投資することによって、ゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反が存在することおよびこうした利益相反に直面しながらサブ・ファンドは運営されることを了解し、承諾したと見なされる。

ポートフォリオ決定、受益証券の販売、および投資機会の配分に関する潜在的利益相反—ゴールドマン・サックスの他の業務がサブ・ファンドに影響を及ぼす可能性：

投資顧問会社はサブ・ファンドの投資顧問会社としての義務に従ってサブ・ファンドに関する決定を下す。ただし、ゴールドマン・サックスの活動は幅広いことから、ゴールドマン・サックスの他の業務がサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。上記「サブ・ファンドに関係する利益相反の概要」の第一段落に記載するとおり、ゴールドマン・サックスが様々な活動に従事し、利害関係を有する結果として、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスが投資銀行業務またはその他のサービスを提供しているかまたは提供しようとしている法主体と複数の取引関係を結び、かかる法主体に投資する、取引を行う、議決権に関する決定を下す、またはかかる法主体からサービスを受ける可能性がある。またゴールドマン・サックスがマーケットメイクを行う有価証券またはその他直接、間接を問わずゴールドマン・サックスがその他の利害関係を有する有価証券の取引をサブ・ファンドが引き受ける可能性もある。更に、投資顧問会社はサブ・ファンドを適切に運用する義務に従ってサブ・ファンドに関する決定を下すが、投資顧問会社が一部のポートフォリオ、投資、サービス提供業者またはその他の決定に関してサブ・ファンドのために決定を下した結果として、ゴールドマン・サックスが得る手数料、配分、報酬その他の利益（ゴールドマン・サックスの取引関係に関する利益を含む。）が、サブ・ファンドにとって同様に

妥当であったと思われる別の決定を下した場合よりも大きくなることもある。例えば、投資顧問会社が、外部の管理事務代行会社またはサービス提供者を雇用する代わりに、ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの関係会社にサブ・ファンドに対して管理事務またはその他のサービスを提供させる決定を下す場合である（ただし、かかる契約は、サブ・ファンドがその単独裁量により決定した商業上合理的な条件に基づくことを条件とする。）。

ゴールドマン・サックスまたは仲介業者の金銭上およびその他の利害関係がゴールドマン・サックスまたは仲介業者が受益証券の販売を促進するインセンティブになる可能性：

ゴールドマン・サックス、そのスタッフおよびその他の金融サービス提供者は、サブ・ファンドの受益証券の販売促進に利害関係を有する。ゴールドマン・サックスとそのスタッフの双方に関して、サブ・ファンドへのサービスおよびサブ・ファンドの持分の売却に関する報酬と収益性は、提供または販売され得るその他の商品に関するサービスおよびその他の商品の販売よりも大きいことがある。

販売関連のインセンティブに関して利益相反が発生することがある。ゴールドマン・サックスとその販売スタッフは、サブ・ファンドまたは受益者から徴収する報酬および手数料の一部を直接的または間接的に受け取ることがある。ゴールドマン・サックスおよびその顧問またはその他のスタッフは運用資産額の増加によって利益を得ることもある。一部の商品またはサービスについては報酬および手数料が大きい場合があり、サブ・ファンドに代わって実施する取引またはサブ・ファンドの運用からゴールドマン・サックスと同社のスタッフが得る報酬および収益性は、その他の商品よりも大きいことがある。

ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフは、サブ・ファンドに関して、外部の投資顧問が助言を提供するアカウントよりも大きな報酬または利益を得ていることがある。また、外部の投資顧問にはゴールドマン・サックスが自身の顧問報酬の一部を支払うことまたはポートフォリオ運用、仲介取引、アカウントサービスを含むその他の報酬の取決めに関係する報酬差があることがある。報酬差はゴールドマン・サックスおよびそのスタッフにとって、外部の投資顧問が運用するその他のアカウントもしくは商品よりもサブ・ファンドを推奨する、またはその他のアカウントもしくは商品とは異なるサブ・ファンドの取引を執行する金銭的インセンティブになることがある。

また、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドを推奨するかまたはサブ・ファンドとの間のもしくはサブ・ファンドのための取引に従事する販売業者、コンサルタントその他の者と関係を持ち、これらの者からサービスもしくは商品を購入またはこれらの者にサービスもしくは商品を販売することがある。例えば、ゴールドマン・サックスは、業界およびコンサルタントが後援する協議会に定期的に参加し、コンサルタントまたはその他の第三者からゴールドマン・サックスがそのスタッフおよびその事業にとって有用と考える教育、データ関係またはその他のサービスを購入することがある。コンサルタントから購入する商品およびサービスには、ゴールドマン・サックスが投資運用手法に関するコンサルタントの見方を理解する手助けとなるものを含むがこれに限られない。コンサルティングもしくはその他のサービスを提供する、またはサブ・ファンドの潜在的投資者に従業員給付基金のサービス基盤を提供するコンサルタントおよびその他の第三者が受益証券またはゴールドマン・サックスのその他の商品の販売に関連してゴールドマン・サックスまたはサブ・ファンドから報酬を受け取ることがある。例えば、ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社が提供、後援、運用または助言を行うミューチュアル・ファンド、集合信託またはその他の商品もしくはサービスへの投資に関してコンサルタント、サービス提供者およびその他の仲介業者と収益または報酬分配に関する取決めを結ぶことができる。また、ゴールドマン・サックスは業界全体の組織、国または地方公共団体の機関の会費を支払う、またはその他投資業界の関係者（受託者、受託者、コンサルタント、事務管理人、国および地方公共団体の職員ならびにその他の顧客を含むがこれらに限られない。）のための協議会および教育フォーラムを後援する手助けを行うことがある。ゴールドマン・サックスは、こうした組織に加入することにより、協議会や教育フォーラムに参加することができ、かつ、協議会の参加者と交流し、参加者の考え方や課題について理解を深めることができる。更に、ゴールドマン・サックスのスタッフ（投資顧問会社の従業員を含む。）は、サブ・ファンドに投資を行っている、またはサブ・ファンドへの投資を推奨する、もしくは受益証券を販売している発行体、販売業者、コンサルタントおよびその他の者と取締役、顧問、仲介人またはその他の関係を有することがある。更に、ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）は団体（顧客ま

たは顧客のスタッフと関係を有する団体を含む。）に慈善寄付を行うことがある。ゴールドマン・サックスのスタッフは政治献金を行うことができる。本項に述べる関係および取決めの結果として、コンサルタント、販売業者およびその他の者はサブ・ファンドの販売促進またはその他のサブ・ファンドとの取引に関連して利益相反に直面する恐れがあり、サブ・ファンドの販売促進または一部のポートフォリオ取引の促進を行うインセンティブとなる可能性がある。

ゴールドマン・サックスの一つ以上の部門が特定の投資機会を投資顧問会社に紹介する、またはその他投資顧問会社にサービスを提供する、もしくは投資顧問会社とその他の取決めに結ぶことがある。こうしたゴールドマン・サックスの一つ以上の部門が関係する紹介、サービスまたはその他の取決めに関連して、投資顧問会社がサブ・ファンドから受け取った手数料またはその他の報酬を部門の間で分け合う場合がある。

ゴールドマン・サックスまたはサブ・ファンドは、サブ・ファンド、クライアント／GSアカウント（以下に定義する。）およびその他の商品の販売を促進するために、適宜指定ディーラーおよびその他の金融仲介機関（以下「仲介業者」という。）に支払いを行うことができる。募集手数料、販売委託手数料または類似の販売手数料に加え、かかる支払いは、個別的な料金をサブ・ファンド、クライアント／GSアカウントまたはその他の商品に賦課するのではなく、ゴールドマン・サックスの資産またはゴールドマン・サックスに対する支払い金額の中から支払うことができる。こうした支払いは、とりわけ、次のサービスに対する仲介業者の報酬とすることができる。すなわち、サブ・ファンド、クライアント／GSアカウントおよびその他の商品のマーケティング（仲介業者が適宜後援する優先もしくは推奨ファンドのリストまたは特定の販売プログラムにサブ・ファンド、クライアント／GSアカウントおよびその他の商品を織り込むことになるかまたはこれに関連する支払いを構成する。）、仲介業者の証券外務員または販売員との接触（協議会およびその他の会議の席上を含む。）、スタッフの研修および教育の支援、サブ・ファンド、クライアント／GSアカウントおよびその他の商品に投資者を誘導する「仲介料」または「紹介手数料」、サブ・ファンド、クライアント／GSアカウントおよびその他の商品の販促支援（仲介業者の顧客、証券外務員および販売員とのコミュニケーションの促進を含む。）の提供に関するマーケティング・サポート料、ならびに／またはサブ・ファンド、クライアント／GSアカウントおよびその他の商品の販売およびマーケティングの支援を企図したその他の特定のサービスである。かかる支払いはドル建ての定額である場合、仲介業者が保持する顧客勘定の数に基づく場合、関連する仲介業者の顧客に販売されるかもしくは当該顧客が保有する持分の評価額に対する割合に基づく場合、または別の基準で計算される場合がある。また、当該支払いは、適用される規則で認められる範囲内で、一部の商品の販売を促進するための様々なキャッシュおよびキャッシュ以外のインセンティブの取決めへの拠出金とすることも、また様々な教育プログラム、販売コンテストおよび／または販促活動を後援する資金とすることもできる。更に、適用される法律に従って、かかる支払いを教育、販売および販促プログラムに関する仲介業者とその販売員およびゲストの旅費、食費、宿泊費および接待費の支払いに充てることもできる。ゴールドマン・サックスによる追加の支払いは、会計補助、事務管理および／または投資処理サービスもしくはその他の投資者サービスについて、かかる商品によるこれらのサービスに関して支払われる手数料に加えて、仲介業者に報酬を支払うことも可能である。

ゴールドマン・サックスまたはサブ・ファンドによる支払いは仲介業者ごとに異なることがある。かかる支払いは様々な要素（資産を取得し、維持する能力、ターゲット市場、顧客対応、サービスの質、業界内の評判を含むがこれらに限られない。）を踏まえて交渉することができる。支払いの取決めには、仲介業者を通じて販売または投資された金額のドル換算額の増加に応じて報酬の率が変化することを定める報酬の区切り点を織り込むことができる。このような支払いおよび仲介業者が自身の証券外務員または販売員に報酬を支払う基準があることは、個々の仲介業者、証券外務員または販売員が支払われる報酬の水準等に少なくとも一部は基づいて特定の商品を強調、宣伝または推奨するインセンティブになる可能性がある。

サブ・ファンドと他のゴールドマン・サックスのアカウントとの間の投資機会の配分に関する潜在的利益相反：

ゴールドマン・サックスは、投資対象の配分またはサブ・ファンドに関する投資決定に関連して、ゴールドマン・サックスまたはそのスタッフ（投資顧問会社のスタッフを含む。）が利害関係を有する状況を含めて、潜在的な利益相反を有する。例えば、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）が後援、運用もしくは助言を行う現在および将来のアカウントもしくはファンド（同じポートフォリオ・チームが運用するものを含む。）またはゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）またはそのスタッフが利害関係を有する現在や将来のアカウントもしくはファンド（以下総称して「クライアント／GSアカウント」という。）と、投資機会を求めて競争することがある。クライアント／GSアカウントは、ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）および潜在的にはゴールドマン・サックスのスタッフ（投資顧問会社のスタッフを含む。）に高い手数料またはその他の報酬（実績ベースの報酬、株式またはその他の持分を含む。）を支払うことがある。

ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドと同様の投資目的を有するクライアント／GSアカウントを後援、運用もしくはこれに助言することができ、および／またはサブ・ファンドが投資する有価証券もしくはその他の商品、セクターもしくは戦略に投資もしくはかかる投資を売却することができる。これは、特に投資対象の利用可能性または流動性が限られる場合に、クライアント／GSアカウント（サブ・ファンドを含む。）の間に潜在的な利益相反および潜在的な格差を生む可能性がある。例えば、エマージング市場、高利回り債、確定利付き証券、規制された業界および新規株式公募／新発債（これらに限られない。）は利用可能性が制限される場合がある。複数のクライアント／GSアカウント（ゴールドマン・サックスとそのスタッフが利害関係を有するアカウントを含む。）、ゴールドマン・サックスの他の顧客またはゴールドマン・サックス自身による投資取引は、クライアント／GSアカウント（サブ・ファンドを含む。）が保有する有価証券の価値、価格または投資戦略（特に小型株戦略、エマージング市場戦略または低流動性戦略だが、これらに限られない。）に希薄化またはその他悪影響を及ぼす恐れがある。

投資顧問会社は、合理的とその単独裁量で判断する方法で、投資顧問会社がサブ・ファンドと他のクライアント／GSアカウントとの間で投資機会を配分し、売買決定を下すことを定めた方針および手続きを策定した。かかる方針の結果として、限られた機会をクライアント／GSアカウントの間で比例配分することになる場合もあるが、各クライアント／GSアカウントの目的、制限および要件に関連する限られた機会を最大限に活用するための投資顧問会社の誠実な評価に基づき、下記を含めた様々な要素を適用し、様々な要素を織り込んだ配分となる場合もある。投資顧問会社はアカウントの運用に関係するすべての要素を考慮した上ですべての顧客を適切に取り扱うよう努力するが、下記の要素を適用した結果、一部のアカウントは配分を受けるのに、他のアカウントは配分を受けられない場合がある。債券ポートフォリオの運用においては、債券戦略に適切な複数の投資対象またはほぼ同じ投資対象が利用可能である場合が多いため、またベンチマーク要因、ヘッジ戦略の違いまたはその他の理由のため、非比例配分が頻繁に行われることがあるが、その他の分野においても非比例配分が行われる可能性がある。下記のとおり、これらの要素を適用した結果、ゴールドマン・サックスとその従業員が他のクライアント／GSアカウント（サブ・ファンドを含む。）に割り当てられない配分または投資機会を得ることがある。配分は様々な要素に基づき、常に運用資産を元に比例配分されとは限らない。

投資顧問会社は様々な要素を踏まえて、サブ・ファンドおよびその他のクライアント／GSアカウントに関する配分関連の決定を下すことができる。投資顧問会社の合理的判断を駆使して適用されるこれらの要素は（i）アカウントの投資期間、投資目的および投資ガイドライン、（ii）戦略ごとの様々な投資水準、（iii）顧客固有の投資ガイドラインと投資制限（空売りまたはその他の手法によるヘッジ能力を含む。）、（iv）関係するクライアント／GSアカウントの予想される将来の受容度、（v）完全に方向付けられた証券取引口座、（vi）アカウントの税敏感性、（vii）適格性の要件および投資機会の内容、（viii）アカウントの回転率に関するガイドライン、（ix）現金および流動性の問題（投資資金の利用可能性を含むがこれに限られない。）、（x）関係するアカウントの相対的規模および予想される将来の規模、（xi）その他の適当な投資機会の利用可能性、（xii）一部のアカウントに影響を及ぼす規制上の制限、ならびに（xiii）最低表示金額、最低注文単位、小額免除の水準および取引単位の問題を含む可能性がある（しかし、これらに限られない。）。適格性の問題には（i）様々なアカウントに対する有価証券の相対的魅力、（ii）アカウントのポジションの集中、（iii）アカウントのベンチマークお

およびベンチマーク敏感性に関する有価証券の妥当性、(iv) アカウントのリスク選好度、リスク・パラメーターおよび戦略配分、(v) ゴールドマン・サックスがアカウントにとって魅力的と判断する有価証券の入れ替え機会の利用、(vi) ペア取引におけるポジションのヘッジに関する問題、ならびに／または(vii) アカウントのサブセットをある業界に投資させることに関連する問題などを含む可能性がある（しかし、これらに限られない。）。またゴールドマン・サックスの一部のスタッフが一つ以上のファンド、アカウントまたは顧客に専念していることが、当該スタッフが見つけた投資機会の配分を決定する要素となる可能性がある。また評判またはその他の問題も検討の対象となることがある。これらの原則の適用は、長期的にパフォーマンスのばらつきが発生する原因となる可能性がある。

利用可能性が限られている投資対象および取引の配分に加えて、ゴールドマン・サックスは、随時、新たな投資機会および／または取引戦略を開発し、実行することができ、またかかる戦略がすべてのアカウントの目的と一致する場合であっても、これらの戦略がすべてのアカウント（サブ・ファンドを含む。）に利用されたり、利用されるアカウントの間で比例的に用いられたりしない可能性がある。ゴールドマン・サックスは、戦略の適合性およびその他のポートフォリオ運用の問題の要素（アカウントのかかる戦略に関する受容度、戦略の流動性とその投資対象商品、アカウントの流動性、アカウント全体のポートフォリオ構成と比較した戦略の事業リスクおよびアカウントの戦略に関する有効性の欠如または利回り予想ならびにゴールドマン・サックスが関連性を有するとその単独裁量により判断するその他の要素を含むがこれらに限られない。）を踏まえて決定を下す。例えば、こうした決定には、特定の戦略がアカウント全体の規模によっては大した効果を上げないということ、戦略に合致する投資機会が限られること、およびアカウントに関するその他の戦略の利用可能性といった問題を含む場合がある（しかし、その必然性はない。）。サブ・ファンドは、サブ・ファンドには配分（またはサブ・ファンドには十分に配分）されずに他のクライアント／GSアカウントに配分される投資対象に関して報酬を受け取る権利はない。市況が異常な期間中は、投資顧問会社は通常の取引配分慣行から逸脱することがある。例えば、レバレッジを掛けられているおよび／またはロング・ショートของファンドまたはアカウントと通常は並行して運用されるレバレッジを掛けられていないおよび／またはロング・オンリーのファンドまたはアカウントの運用に関してこうした逸脱が発生することがある。かかる期間中、投資顧問会社は配分（ゴールドマン・サックスおよび／またはそのスタッフが利害関係を有するアカウントに対する配分を含む。）の決定に関連して、その単独裁量で決定する厳格な手続きを行うよう努力する。

サブ・ファンドおよび／またはその他のクライアント／GSアカウントとの間で投資機会または注文を配分する際に、ゴールドマン・サックスとそのスタッフの利害関係のためまたはゴールドマン・サックスがあるクライアント／GSアカウントの配分に対して別のクライアント／GSアカウントと比べて高い手数料または報酬を受け取る可能性があるため、潜在的利益相反が生じ得るが、投資顧問会社はこうした利害関係またはより高額の手数料もしくは報酬に基づいて配分の決定を下さない。

アカウント間の配分の決定は、アカウントまたはアカウント・グループに多少有利になることがある。このような配分の結果、サブ・ファンドによる投資の額、時期、構成または条件が他のクライアント／GSアカウントの投資およびパフォーマンスと異なる可能性があり、他のクライアント／GSアカウントと比べてパフォーマンスが低くなる可能性がある。良好なパフォーマンスをするが配分を受けないクライアント／GSアカウント（サブ・ファンドを含む。）は結果的にパフォーマンスが低下する可能性がある。

上記にかかわらず、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスの部門や関係会社が見つけた投資機会を提供される場合もあれば、提供されない場合もあるが、いずれの場合も投資機会に対する権利は有しない。かかる投資機会またはその一部は、他のクライアント／GSアカウント、ゴールドマン・サックス、サブ・ファンドの全部または一部の投資者またはゴールドマン・サックスがその単独裁量で決定するその他の個人もしくは団体に提供される可能性がある。サブ・ファンドはかかる投資機会に関する権利を有さず、かつ、報酬も受け取らない。

投資顧問会社によるサブ・ファンドの運用に関するその他の潜在的利益相反—ゴールドマン・サックスが保有する情報に関する潜在的な制限および問題点：

ゴールドマン・サックスの様々な部門の間で情報バリアが設けられていることにより、投資顧問会社は原則としてゴールドマン・サックスの他の分野の情報を入手することはできず、かつ、ゴールドマン・サックスの他の分野のスタッフと意見を交わすことはできない。したがって、投資顧問会社は原則としてゴールドマン・サックスの他の部門が保有する情報の恩恵を受けながらサブ・ファンドを運用することはできない。ただし、投資顧問会社はゴールドマン・サックスの他の分野のスタッフまたはゴールドマン・サックスと関係のない者と意見を交換することができる、またはかかるスタッフで構成される投資政策委員会を設立することができる（しかし、そのような義務はない。）。状況によっては投資顧問会社の関係会社のスタッフがサブ・ファンドのポートフォリオ運用取引に関する提案を行い、またはかかる取引に関する決定を下し、通常は一般公開されていないサブ・ファンドに関する投資顧問会社の投資活動計画に関する情報を入手することがある。かかる者には、自身の顧客、私有物またはその他の業務に関連して知らされ、または開発した情報または戦略をサブ・ファンドが使用するために提供する義務はない。またゴールドマン・サックスは、一般に公表する前に調査または分析を提供する義務を負わない。

投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資方針に基づいてサブ・ファンドに関する決定を下す。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックスとそのスタッフが開発した特定のファンダメンタル分析および専用の技術的モデルを随時利用することができる。しかし、ゴールドマン・サックスは、かかる分析およびモデルに従ってサブ・ファンドのために取引を執行する義務を負わない。更に、ゴールドマン・サックスは情報を求める義務およびゴールドマン・サックスのスタッフが知ったかまたは他の顧客もしくは業務に関連して開発されたかもしくは使用された情報、投資戦略、投資機会もしくはアイデアをサブ・ファンドに提供したり、サブ・ファンドと共有したりする義務を負わない。ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドのための取引以外の自己勘定の取引を制限することができ、その逆も同様である。ゴールドマン・サックスおよびその一部のスタッフ（投資顧問会社のスタッフまたはサブ・ファンドに助言またはその他にサービスを提供しているゴールドマン・サックスのその他のスタッフを含む。）はゴールドマン・サックスのスタッフ全員には提供されていない情報を有することがあり、かかるスタッフはかかる情報に基づいてサブ・ファンドに悪影響を及ぼすような行動を取る可能性がある。ゴールドマン・サックスによる自己勘定取引またはその他のクライアント／GSアカウントに関する取引に関連してゴールドマン・サックスおよびその他のクライアント／GSアカウントが多額の利益を上げている間にサブ・ファンドは損失を被る恐れがある。

随時、ゴールドマン・サックスは、投資対象を売買するサブ・ファンドの能力を制限する恐れのある重要な非公開情報またはその他の情報を入手することがある。その結果として、サブ・ファンドの投資の柔軟性が損なわれることがある。原則として、投資顧問会社は、サブ・ファンドに関する公募証券取引の売買を実行する際に重要な非公開情報を取得または使用することを認められていない。ゴールドマン・サックスは世界中で包括的な証券業、銀行業およびその他の業務を行い、顧客にプライムブローカレッジ・サービス、事務管理サービスおよびその他のサービス（サブ・ファンドが投資する市場および有価証券を含む可能性がある。）を提供する、ゴールドマン・サックス・セキュリティーズ・サービスズ（以下「GSS」という。）として知られている事業を営んでいる。こうした事業によりGSSおよびゴールドマン・サックスの他の多くの部門が特定の市場、投資対象およびファンドの現状ならびにファンド運用者に関する詳細を幅広く入手できるようになる。本段落に記載された活動ならびにこれらの活動に起因する情報の入手および知識の結果として、ゴールドマン・サックスの各部門は、投資顧問会社が知れば投資顧問会社はサブ・ファンドが保有している投資対象の持分を処分、保持もしくは買い増しすることまたはサブ・ファンドのために一部のポジションを取得することを試みられる、市場、投資対象およびファンドに関する情報を入手していることがある。ゴールドマン・サックスは、かかる情報を投資顧問会社、特にサブ・ファンドのために投資決定を下す投資顧問会社のスタッフが入手できるようにする義務を負わない。状況によってはゴールドマン・サックスのスタッフがポートフォリオ運用取引に関する提案を行う、またはかかる取引に関する決定を下すことがあるが、ゴールドマン・サックスは、かかる人的資源を投資顧問会社が入手できるようにする義務を負わない。

投資顧問会社および／またはゴールドマン・サックス内の複数の部門もしくは部署による資産の評価

に関する問題：

サブ・ファンドが直接的または間接的に投資する特定の有価証券およびその他の資産は、容易に確認可能な市場価格がないことがあり、投資顧問会社が本書に定める評価ガイドラインに従って評価する。かかる有価証券およびその他の資産がサブ・ファンドの投資の大半を占めることがある。

サブ・ファンドが保有する資産の価値が投資顧問会社の報酬に影響するため、投資顧問会社がサブ・ファンドのポートフォリオに含まれる容易に確認可能な市場価格がない有価証券または資産を評価する際には利益相反に直面する可能性がある。投資顧問会社は本書に定める評価方針に従ってかかる有価証券およびその他の資産を評価する。

クライアント／GSアカウントを運用するかまたはこれへの助言を行うことへの関連および証券会社としての立場を含めて、ゴールドマン・サックス内の様々な部門および部署が資産を評価する義務を負う。これらの様々な部門および部署は、評価方法および評価モデルに関する情報または特定の資産または資産クラスの評価に関するその他の情報を共有することができる。ただし、ゴールドマン・サックスにはかかる情報の共有を行う義務はない。投資顧問会社は自身の評価方針に従って金融商品进行评估し、同一資産の評価がゴールドマン・サックスの別の部門または部署と異なることがある。特に資産に容易に確認可能な市場価格がない場合および／またはゴールドマン・サックスのある部門または部署が評価を受ける資産に関してより新しいおよび／または正確な情報を有する場合はそうである。

ゴールドマン・サックスおよび投資顧問会社自身の活動および他のアカウントのための活動に関する潜在的利益相反：

サブ・ファンドの投資活動の成績が、ゴールドマン・サックスが自己勘定で達成した成績およびその他のクライアント／GSアカウントの利益のためにゴールドマン・サックスが達成した成績とは大きく異なることがある。投資顧問会社は、それぞれの投資目的および投資ガイドラインに従って運用するサブ・ファンドおよびその他のクライアント／GSアカウントの運用を行う。ただし、ゴールドマン・サックスは、現在または将来のクライアント／GSアカウントに関して、投資利回り、投資に関する措置のタイミングもしくは内容または投資の撤退方法を含め、投資顧問会社がサブ・ファンドに行った助言と対立または矛盾する助言を行い、措置を講じることがある。

ゴールドマン・サックスまたはクライアント／GSアカウントが行う取引がサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。ゴールドマン・サックスおよび一つ以上のクライアント／GSアカウントがポジションを売買または保有する一方で、サブ・ファンドが同じ戦略または異なる戦略（潜在的に反対の戦略を含む。）を採用する可能性があり、これはサブ・ファンドに不利益をもたらす恐れがある。例えば、サブ・ファンドがある有価証券を買った後、ゴールドマン・サックスまたはクライアント／GSアカウントが同じ有価証券でショート・ポジションを建てた場合、後の空売でサブ・ファンドが保有する有価証券の価格は下落する可能性がある。逆に、サブ・ファンドがある有価証券でショート・ポジションを建てた後、ゴールドマン・サックスまたはその他のクライアント／GSアカウントが同じ有価証券を買った場合、後の買いではサブ・ファンドが空売りしたポジションの価格が上昇する可能性があり、かかる価格の上昇はサブ・ファンドには不利益となる。

更に、投資顧問会社およびその他のゴールドマン・サックスの関係会社は、ファンドまたはアカウントを後援、運用またはこれに助言を行うことができ、またゴールドマン・サックスはサブ・ファンドと同様の投資目的または投資ポートフォリオを有するファンドまたはアカウントに投資されることがあり、かかるファンドまたはアカウントに関連して発生した事由がサブ・ファンドのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。例えば、資金の引出しまたはパフォーマンスの低下によってファンドまたはアカウントが有価証券を売却する場合、当該売却が、サブ・ファンドが保有する同じ発行体、戦略またはタイプの有価証券の価値の低下をもたらす可能性があり、これはサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼす恐れがある。サブ・ファンドは、適用法により認められる場合、サブ・ファンドが保有する有価証券を他のクライアント／GSアカウントに貸し付けることができ、サブ・ファンドはかかるクライアント／GSアカウントの不履行のリスクにさらされる。ゴールドマン・サックスは当該貸付の結果として被った損失に関してサブ・ファンドに対し補償する義務を負わない。

ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドに投資する場合、ゴールドマン・サックスによるサブ・ファンドへの投資分がサブ・ファンドの純資産価額の大半を占める可能性がある。ゴールドマン・サックスによるサブ・ファンドからの買戻しは、買戻しの額がサブ・ファンドの純資産価額の大半を占める場合であっても、本書に開示された買戻し手続きに従って、受益者に通知することなく、いつでも行うことができる。サブ・ファンドから買戻しを行うゴールドマン・サックスの決定は、サブ・ファンドに対するその影響を考慮せずに、ゴールドマン・サックスがその単独裁量で関連するとみなす要素に基づいて下される。サブ・ファンドに関するポートフォリオ決定がゴールドマン・サックスまたは他のクライアント／ＧＳアカウントの利益となる場合にも利益相反が発生する。例えば、サブ・ファンドがロング・ポジションを売る、またはショート・ポジションを建てる場合、ゴールドマン・サックスまたは他のクライアント／ＧＳアカウントが空売りする同じ有価証券の価格は下落し得（そのためゴールドマン・サックスまたは他のクライアント／ＧＳアカウントには利益となる。）、サブ・ファンドが有価証券を買う、または有価証券のショート・ポジションをカバーする場合、ゴールドマン・サックスまたは他のクライアント／ＧＳアカウントが保有する同じ有価証券の価格は上昇し得る（そのためゴールドマン・サックスまたは他のクライアント／ＧＳアカウントには利益となる。）。

また、一つ以上のクライアント／ＧＳアカウントおよびゴールドマン・サックスによる投資取引は、サブ・ファンドの価値、価格または投資戦略（特に小型株戦略、エマージング市場戦略、ディストレスト戦略または低流動性戦略だが、これらに限られない。）に希薄化またはその他悪影響を及ぼすことがある。これは、例えば、サブ・ファンドに関するポートフォリオ決定が他のクライアント／ＧＳアカウントのポートフォリオ決定の裏付けにも使用されている調査またはその他の情報に基づく場合に起こる。ゴールドマン・サックスまたはクライアント／ＧＳアカウントが、あるポートフォリオ決定またはポートフォリオ戦略を、サブ・ファンドのための同様のポートフォリオ決定またはポートフォリオ戦略に先立つかまたはこれと同時に実行する場合（ポートフォリオ決定が同一調査分析またはその他の情報に基づくか否かを問わない。）、市場インパクト、流動性制限またはその他の要因により、サブ・ファンドは良い投資成果が上げられない恐れがあり、かつ、かかるポートフォリオ決定またはポートフォリオ戦略を実行する費用が増加する恐れまたはその他サブ・ファンドが不利益を被る恐れがある。ゴールドマン・サックスは場合によってはこうした影響を緩和するために合理的に策定された社内方針および手続きの実施を決定することができるが、それによってサブ・ファンドが一部の活動（そうでなければ望ましいと思われる場合に有価証券を購入または処分することを含む。）に従事できなくさせる可能性がある。

ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）の取締役、役員および従業員は、自己勘定（ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）が後援、運用または助言を行うファンドへの投資を介する場合を含む。）で有価証券またはその他の投資対象を売買することができる。取引および投資に関する戦略または制限が異なるために、取締役、役員および従業員はサブ・ファンドが取ったポジションと同じポジションを取る、それとは異なるポジションを取る、またはそれとは異なる時期にポジションを取る可能性がある。上記の個人的な取引によってサブ・ファンドが重大な悪影響を被る可能性を抑えるため、投資顧問会社はサブ・ファンドのポートフォリオ取引に関する情報を定常的に入手する投資の専門家およびその他の者による個人口座における証券取引を制限する方針および手続きを定めている。投資顧問会社は投資顧問法によって義務づけられた倫理綱領ならびに投資顧問会社のスタッフ、投資顧問会社が運用するクライアント／ＧＳアカウントおよびサブ・トラストが関与する潜在的利益相反が伴うと投資顧問会社が判断する投資顧問会社のスタッフによる特定の個人的な証券取引に関する監視手続きを採択している。倫理綱領は、投資顧問会社のスタッフが適用されるすべての米国証券法、投資顧問会社を対象とする信託義務および詐欺防止規則を遵守することを義務付けている。

ゴールドマン・サックスの顧客（クライアント／ＧＳアカウントを含む。）は、顧客レポートを受け取るまたはその他の結果として、投資顧問会社が管理するアカウント外での顧客の取引に影響を及ぼし得る投資顧問会社の取引または見解に関する情報を入手する可能性があり、かかる顧客の取引がサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす恐れがある。また、サブ・ファンドは売買取引によるキャッシュ・フローおよび市場動向ならびに他のクライアント／ＧＳアカウントへの資金流入増や資金引出しによる悪影響を被る可能性がある。市場が薄商いで流動性が低い場合はこうした影響が増幅す

る。

投資顧問会社によるサブ・ファンドの運用がゴールドマン・サックスに利益をもたらすことがある。例えば、サブ・ファンドは、適用される法律に従って、ゴールドマン・サックス（もしくはクライアント／GSアカウント）の関係会社またはゴールドマン・サックス（もしくはクライアント／GSアカウント）が株式、債務、その他の權益を有する会社の有価証券、銀行ローンまたはその他の債務証券に直接的または間接的に投資することができる。更に、適用される法律に従って、サブ・ファンドは、他のクライアント／GSアカウントが債務を免除されるかもしくはその他投資対象を売却する、またはサブ・ファンドが投資対象を売却せざるを得なくなるような投資取引を行う可能性がある。また、サブ・ファンドによる投資対象の購入、保有および売却は、ゴールドマン・サックスまたは他のクライアント／GSアカウントによるかかる会社に対する自己の投資および活動の収益性を高めることがある。

サブ・ファンドはゴールドマン・サックスに関係する、またはゴールドマン・サックスおよび／またはゴールドマン・サックスが後援、運用もしくは助言を行うファンドもしくはアカウントが株式またはその他の權益を有するポートフォリオ会社の債務に投資することができ、シンジケートまたは流通市場での購入を通じて、直接的または間接的にかかる債務を取得することができる。かかる投資はゴールドマン・サックスに利益をもたらすことがある。これは、債権者としての権利の行使に関する場合を含めて利益相反が発生する可能性があり、サブ・ファンドの権利、利益および活動に影響を及ぼす恐れがある。更に、債務超過に陥っているかまたは陥る発行体への投資に伴う特定のリスクが存在する。「リスク要因 - 債務発行体に関する債務超過時の留意事項」（ゴールドマン・サックスに関係する会社への投資に関連してサブ・ファンドにとってより大きな問題となり得る破産手続きにおける優先権としての、債務の特定の支払いの回避に関する説明を含む。）を参照のこと。また、債務超過、破産または同様の手続きに関連して、ゴールドマン・サックス、その関係会社、ゴールドマン・サックスが運用もしくは投資するファンドまたはアカウントが保有する權益または取る措置もしくは立場を理由に、サブ・ファンドが取ることを認められる立場または措置が（適用される法律、裁判所またはその他により）制限されるという可能性がある。

投資顧問会社は、サブ・ファンドの売買注文をゴールドマン・サックス（クライアント／GSアカウントを含む。）が後援、運用または助言を行う他のファンドまたはアカウントの取引と集約することができる（しかし、そのような義務はない。）。注文の集約は投資顧問会社が適当と判断する場合に行われる。こうした状況には、顧客のアカウントおよびゴールドマン・サックスおよび／または従業員の持分を含むアカウントの集約、顧問および顧客の持分を調整する目的に合致している場合、顧客の実績を証明する商品を開発する場合、顧客（関係会社だが、独立したコマーシャル・マネー・マネージャーとして投資顧問会社を従事させる場合がある。）にとって商業上合理的な方法でアカウントを運用する場合、または集約すれば顧客のアカウントのパフォーマンスに小額免除の効果がある場合（例えば、顧客のアカウントの規模がシード・アカウントの規模よりも大きい場合）が含まれる可能性がある（しかし、これらに限られない。）。執行するために注文が集約される場合、ゴールドマン・サックスとゴールドマン・サックスの従業員の持分は限定的ながらこの取引の恩恵を受ける可能性がある。投資顧問会社は、サブ・ファンドの売買注文が執行目的でクライアント／GSアカウントの注文と集約されるときに特定の状況において発生する利益相反に対処するために合理的に策定されていると投資顧問会社が考える方針および手続きを維持する一方で、投資顧問会社はゴールドマン・サックスおよび／または従業員が權益を有するアカウントに配分を行う場合がある。

また、ゴールドマン・サックスおよび一つ以上のクライアント／GSアカウント（サブ・ファンドを含む。）は同一発行体の異なるクラスの有価証券に投資することができる。その結果、一つ以上のクライアント／GSアカウントはサブ・ファンドが投資した特定の発行体に関して権利を追求または行使することができ、こうした活動はサブ・ファンドに悪影響を及ぼす恐れがある。例えば、クライアント／GSアカウントがある発行体の債務証券を保有し、サブ・ファンドが同一発行体の持分証券を保有している場合に、当該発行体が財政難または経営難に陥ったとき、当該債務証券を保有しているクライアント／GSアカウントは発行体の清算を求めるが、当該持分証券を保有しているサブ・ファンドは発行体の事業再編を希望する可能性がある。また、投資顧問会社が一つ以上のクライアント／GSアカウント（サブ・ファンドを含む。）のために共同して特定の発行体に関する権利を追求もしくは行使することがあ

る、またはゴールドマン・サックスの従業員が共同してかかる権利を追求もしくは行使するために協力して取り組むことがある。サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスおよび他のクライアント／GSアカウントの活動による悪影響を受けることがあり、サブ・ファンドのための取引が損なわれる、またはゴールドマン・サックスおよび他のクライアント／GSアカウントがかかる有価証券の発行体に関して特定の一連の行動を取らなければ享受していたと思われる価格または条件よりも不利な価格または条件で執行される可能性がある。また、投資顧問会社のスタッフが他のクライアント／GSアカウントの運用にとって重要な発行体に関する情報を入手する可能性があり、これによって投資顧問会社のスタッフがサブ・ファンドのために当該発行体の有価証券を売買する能力に制限を受ける恐れがある。

ゴールドマン・サックス（ゴールドマン・サックスのスタッフまたはクライアント／GSアカウントを含む。）は、サブ・ファンドに関係するデリバティブ商品もしくはサブ・ファンドの投資対象である証券、通貨もしくは商品に関係するデリバティブ商品またはその他サブ・ファンドのパフォーマンスに基づくかまたはサブ・ファンドのパフォーマンスの再現かヘッジを目指すデリバティブ商品（以下総称して「仕組み投資商品」という。）に関して、これを設定する、引き受ける、販売もしくは発行する、これに投資する、またはこの募集代理人もしくは販売店として行為することができる。仕組み投資商品の価値はサブ・ファンドの純資産価額および／またはサブ・ファンドの投資対象の評価額と連動する可能性がある。仕組み投資商品に関連して、かつ、ヘッジ、リバランス、投資、取引およびその他の目的のために、サブ・ファンドおよび／またはゴールドマン・サックス（ゴールドマン・サックスのスタッフまたはクライアント／GSアカウントを含む。）は、（i）サブ・ファンドが保有する投資対象を購入もしくは売却する、（ii）サブ・ファンドの持分を購入もしくは売却する、（iii）サブ・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの投資対象のパフォーマンスの再現かヘッジを目指す合成ポジションを保有する可能性がある。かかるポジションは規模が大きくなる可能性があり、サブ・ファンドもしくはクライアント／GSアカウントのポジションと異なる、および／またはサブ・ファンドもしくはクライアント／GSアカウントのポジションと逆ポジションになる可能性がある。ゴールドマン・サックス（ゴールドマン・サックスのスタッフおよびクライアント／GSアカウントを含む。）は、サブ・ファンドおよび／またはクライアント／GSアカウントも保有し得る投資対象を売買するとともに、サブ・ファンドの投資者に通知することなく随時サブ・ファンドにおける持分を売買する権利を留保する。このようなデリバティブ商品関連の活動ならびにかかる投資および買戻しの活動は、サブ・ファンドの投資運用およびサブ・ファンドのポジション、柔軟性と分散投資戦略ならびに受益者が直接的またはサブ・ファンドを通じて間接的に負担する報酬、費用その他のコストの額に悪影響を及ぼす可能性がある。ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドおよびクライアント／GSアカウントとデリバティブ取引を行うことができ、かつ、かかるデリバティブ取引にヘッジをかけることができる。このヘッジ活動がサブ・ファンドとのデリバティブ取引額に悪影響を及ぼすことがある。かかる活動、投資またはポジションの売却は、ゴールドマン・サックスがマーケット情報またはその他に基づき、ポジションの変更もしくは売却を決定したかまたは随時その他の理由で投資対象の評価を修正した結果として起こり得、ゴールドマン・サックスはかかる評価の修正またはかかる修正の理由をサブ・ファンドに通知したり、かかる評価の修正を受けてサブ・ファンドのために取引を実行する義務を負わない。ゴールドマン・サックスまたはクライアント／GSアカウントに関して講じられた措置がサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性があり、かつ、サブ・ファンドが講じた措置がゴールドマン・サックスまたはクライアント／GSアカウントに利益をもたらす可能性がある。

更に、ゴールドマン・サックスは、受益者の権利に質権または担保権を設定した当該受益者に対する貸付または同様の取引を行うことができる（かかる受益者が自己の債務の履行を怠った場合はゴールドマン・サックスにかかる受益証券の買戻しを行う権利を付与する。）。こうした取引および関連する買戻しは規模が大きくなることがあり、また受益者に通知することなく行われる可能性がある。ゴールドマン・サックスは任意のクラス（運用報酬がかからないクラスを含む。）の受益証券にも投資することができる。デリバティブ商品（仕組み投資商品を含む。）の構造またはその他の特徴がサブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。例えば、デリバティブ商品がレバレッジを使ったサブ・ファンドへの投資に相当する場合、レバレッジの特徴から債務不履行またはその他の事由が生じた場合はサブ・ファンドに対して通常よりも早いペースで受益証券の大量の買戻しが行われる可能性が高くなる。かかるデリ

バティブ商品に関して商業的立場で行動するゴールドマン・サックスが実際にかかる買戻しを引き起こす可能性がある。これにより、サブ・ファンドの投資運用およびポジション、柔軟性と分散投資戦略ならびに直接的または間接的にサブ・ファンドの勘定で負担する報酬、費用その他のコストの額に悪影響を及ぼす恐れがある。

更に、サブ・ファンドは直接的または間接的に資産担保型またはその他の方法による与信枠を利用することができる。サブ・ファンドの与信枠はサブ・ファンドの資産ポートフォリオの一部または全部を担保とする。ゴールドマン・サックスの自己勘定、クライアント／GSアカウントまたはその他のために、投資顧問会社またはゴールドマン・サックスが講じた措置が、サブ・ファンドのポートフォリオのパフォーマンスを悪化させる、または当該ポートフォリオの価値を低下させる可能性があり、これは、サブ・ファンドが、与信枠に関連して債務不履行を起こす、または債務不履行を回避するために一定の措置を講じる原因となる。これは、サブ・ファンドに重大な悪影響が及ぼす恐れがある。与信枠関連の問題に起因して該当する貸し手（適用される法律で認められる範囲内で、ゴールドマン・サックスである可能性がある。）によるかまたはクライアント／GSアカウントもしくはサブ・ファンドを代理した投資顧問会社により講じられた措置が、サブ・ファンドの資産の価値に影響を与える、サブ・ファンドが与信枠に関連して債務不履行を起こすまたは債務不履行を回避するために一定の措置を講じる原因となる、およびサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼす恐れがある。例えば、債務不履行事由または債務不履行事由を回避するために投資顧問会社が講じた措置は、サブ・ファンドは、そうでなければ望ましいと思われるペースよりも早いペースで（それゆえに著しく低い価格になり得る。）資産を売却する原因となる可能性があり、これはサブ・ファンドのポートフォリオに重大な悪影響を及ぼす恐れがある。また、かかる売却により、サブ・ファンドのポートフォリオの構成が変化してその結果ポートフォリオの分散化および流動性が低くなる可能性があり、またその他自己の投資方針を成功裏に実行するサブ・ファンドの能力が制限される可能性がある。一例として、債務不履行事由を回避するために、流動性の低い有価証券に先立って流動性の高い有価証券の売却が行われる場合がある。かかる買戻しは、そうでなければ望ましくない時にサブ・ファンドの更なるポートフォリオ資産の売却の原因となり得、上記の悪影響を伴う。ゴールドマン・サックスがファンドまたはクライアント／GSアカウントの貸し手を務める場合、ゴールドマン・サックスは自己の利益のために、サブ・ファンドにとって望ましくない時に、貸付金の一部または全部の返済を求める等の商業的措置を講じることがあり、かかる措置はサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ゴールドマン・サックスのマネー・マーケット・ファンドへの投資に関する潜在的利益相反：

適用される法律および投資方針によって認められる範囲内で、サブ・ファンドは短期の現金投資の一部または全部をゴールドマン・サックスが後援、運用または助言を行うマネー・マーケット・ファンドに投資することができる。かかる投資に関連して、サブ・ファンドは投資にかかるすべての顧問報酬、事務管理報酬または12b-1（販売関連）手数料を支払うが、それによってサブ・ファンドの報酬または配分が減額されることはない（すなわち、かかる投資に伴い「報酬の二重負担」が発生する可能性があるが、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドとかかるマネー・マーケット・ファンドの両方の運用に関する報酬を受け取れるため、投資者による関係する投資対象の直接購入に関連してこれが発生することはない。）かかる場合およびサービスの提供に関連してゴールドマン・サックスが何らかの手数料またはその他の報酬を受け取るその他の場合でも、サブ・ファンドへの説明または返金は必要ない。

ゴールドマン・サックスのインソースまたはアウトソース：

適用される法律に従って、ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）は、随時、投資者に通知することなく、事務管理人またはその他の立場でサブ・ファンドに提供する様々なサービスに関する一部の作業または職務を社内で処理するかまたは外注することができる。かかるインソースまたはアウトソースは更なる利益相反を引き起こす可能性がある。

ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドの投資顧問会社以外の立場で行動する場合に発生する潜在的利益相反—本人取引とクロス取引に関する潜在的利益相反：

適用される法律で認められる範囲内で、投資顧問会社はサブ・ファンドのために、ゴールドマン・サックスが、本人としてかまたは顧客のために自己勘定で、取引相手を務める先物、有価証券、通貨、スワップ、オプション、先渡し契約またはその他の商品の取引を行うことおよびこれらに投資することができる。また、適用される法律で認められる範囲内で、サブ・ファンドは「クロス取引」（すなわち、投資顧問会社がサブ・ファンドに、投資顧問会社の別の顧客もしくは関係会社から有価証券を購入させる、またはかかる顧客もしくは関係会社へ有価証券を売却させること）および「代理人クロス取引」（すなわち、有価証券の売買に関連してゴールドマン・サックスが取引の一方の当事者であるサブ・ファンドと取引の相手方当事者である別のアカウントの両方のブローカーを務め、両方から手数料を受け取ること）を行うことができる。ゴールドマン・サックスはクロス取引または代理人クロス取引の両方の当事者に対する忠実性と責任を分ける際に潜在的な利益相反に直面する可能性がある。例えば、クロス取引において、投資顧問会社または関係会社は、サブ・ファンドによる有価証券の購入に関して、取引の一方の当事者であるサブ・ファンドと取引の相手方当事者であるブローカーのアカウント（ゴールドマン・サックスまたはその関係会社が自己の持分を有するアカウントを含む。）の両方の代理人を務める。更に、代理人クロス取引において、ゴールドマン・サックスがブローカーを務め、一方の当事者または両方の当事者から報酬またはその他の支払いを受け、これがサブ・ファンドに証券を購入させるゴールドマン・サックスの決定に影響を及ぼす可能性がある。クロス取引および代理人クロス取引は商業上合理的な条件に基づいて実施される。また、投資顧問会社がサブ・ファンドおよび他のクライアント／GSアカウントの投資目的を達成するために得策とみなす場合、投資顧問会社は、適用される法律で認められる範囲内で、かつ、ゴールドマン・サックスの配分方針に従って、サブ・ファンドの資産の一部を他のクライアント／GSアカウントに移すことができる。

投資者は、サブ・ファンドの購入契約を締結することによって、適用される法律に基づいて最大限に認められる範囲内で、サブ・ファンドが行う本人取引、代理人クロス取引およびクロス取引を承諾する。投資者は本書に定める方法または適宜投資者に通知される方法でかかる承諾を取り消すことができる。

サブ・ファンドの購入契約に基づき、かつ、適用される法律で認められる範囲内で、サブ・ファンドが従事する可能性があり、かつ、サブ・ファンドの代表者の承認を必要とし得る、または投資顧問会社または受託会社が承認を求めることを決定する次の問題に関して、受託会社および／または投資顧問会社は（i）サブ・ファンドおよびサブ・ファンドの投資者に代わってかかる取引およびその他の問題を検討および承認もしくは反対する、または（ii）サブ・ファンドの一部の受益者もしくは受益証券の実質的所有者またはサブ・ファンドと関連のない一名以上の者（受託会社および／またはゴールドマン・サックスとの関連の有無を問わない。）を（投資顧問会社または受託会社とその単独裁量で委員会に上程したサブ・ファンドとサブ・ファンドの投資者のためのかかる取引およびその他の問題を検討し、承認または反対することを目的とする）委員会の委員に選任する権限を無制限に授權されている（しかし、そのような義務はない。）。かかる取引またはその他の問題は次の（a）から（d）までを含み、かつ、投資顧問会社または受託会社とその単独裁量により、上記の（i）の場合には自ら検討する、または上記の（ii）の場合には委員会に上程することのいずれかを決定する特定の取引またはその他の問題についてのみを含む：（a）サブ・ファンドが有価証券の売買を計画する取引で、ゴールドマン・サックスが（直接的または間接的に）かかる取引について参加する結果、投資顧問法に基づく承認を必要とする取引、（b）サブ・ファンドが投資者になることを計画する取引で、ゴールドマン・サックスが参加する結果、投資顧問法に基づく承認を必要とする取引に関連してゴールドマン・サックスに支払われる手数料、（c）投資顧問法に基づいて事前の承認またはその他の承認を必要とするその他の取引または問題、および（d）投資顧問会社または受託会社が自ら検討するかまたは委員会に上程することを決定するその他の取引または問題（潜在的利益相反が伴う取引を含むが、これに限られない。）を含む。疑義を避けるため、投資顧問会社または受託会社は、かかる委員会を設立する、または特定の問題を検討のために委員会に上程する義務を負わず、かつ、委員会を設立するかまたは審議のために問題を委員会に上程する決定は、投資顧問会社または受託会社が、それぞれの場合につきその単独裁量で下すものとする。

ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドのために商業的立場で行動する場合に発生し得る潜在的利

益相反：

ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドのために、ブローカー、ディーラー、代理人、貸し手もしくは顧問またはその他の商業的立場で行為することができる。ゴールドマン・サックスが請求する手数料、マークアップ、マークダウン、フィナンシャル・アドバイザー報酬、引受および募集手数料、販売手数料、融資・与信手数料、仲介手数料、その他の手数料、報酬または利益、料金および条件は、たとえゴールドマン・サックス（その販売スタッフを含む。）がゴールドマン・サックスと販売スタッフに有利な手数料およびその他の金額を稼得することについて利害関係がある場合でも、商業上合理的とゴールドマン・サックスが判断する金額および条件とする。サブ・ファンドは、適用される法律で認められる範囲内で、ゴールドマン・サックスが定めた料金と条件でゴールドマン・サックスから資金を借り入れることができる。

ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社以外の立場で行動する場合報酬を受け取る権利を有するが、サブ・ファンドはかかる報酬を受け取る権利を有しない。

ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドに関してブローカー、プライムブローカー、ディーラー、代理人、貸し手もしくは顧問を務める、またはその他の商業的立場で行為する場合、ゴールドマン・サックスは自己の利益のために商業的措置を講じる可能性があり、これがサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、サブ・ファンドに関するプライムブローカレッジまたは貸付に関する取決めに關連して、ゴールドマン・サックスは適宜、貸付金の一部または全部の返済を求める可能性がある。

サブ・ファンドは自身の信用力を踏まえて取引相手と取引関係を築く必要がある。ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）には、サブ・ファンドが自己の取引関係を築く際にゴールドマン・サックスの信用力を利用させる義務はなく、またサブ・ファンドの取引相手がサブ・ファンドの信用度を評価する際にゴールドマン・サックスの信用力に依拠することは想定されていない。

ゴールドマン・サックスが取引網、有価証券またはデリバティブの指数、取引ツール、決済システムおよびその他の資産に対する所有権を有することがあり、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドに關連して投資顧問会社がこれらを使用した場合利益を享受することがある。

仲介取引および議決権の代理行使に関する潜在的利益相反：

適用される法律で認められる範囲内で、サブ・ファンドのための有価証券の売買を他のクライアント／GSアカウントの注文と統合または集約することができる。ただし、ポートフォリオ運用に関する決定がアカウントごとに個別的に下される場合または注文の統合か集約が不可能か不必要であるかもしくは顧客主導のアカウントに関連すると判断する場合、投資顧問会社およびその関係会社に注文を統合または集約する義務はない。

現行の取引活動では売買される有価証券の全体量に関して同じ価格または同じ取引執行を受けることは不可能な場合が多い。その場合、様々な価格を平均することになり、サブ・ファンドには平均価格が借記または貸記される。このように、集約の効果がサブ・ファンドには不利に働くことがある。更に、統合または集約される注文に関連してサブ・ファンドに同じ手数料または手数料相当の料金が請求されない場合がある。特にグローバルな組織における時差、取引デスクまたはポートフォリオ運用手法の違い等の結果、別々の集約されない注文の執行が行われることもある。

投資顧問会社は、投資顧問会社、他のクライアント／GSアカウント（サブ・ファンドを含む。）またはそれらの関係会社もしくはスタッフに専用またはその他の仲介・調査およびその他の適切な商品およびサービス（総称して以下「仲介・調査サービス」という。）を提供し、投資の意思決定過程（先物、価格設定サービス、店頭取引に関するものを含む。）において投資顧問会社を適切に支援すると投資顧問会社が判断する証券会社（投資顧問会社の関係会社を含むがこれに限られない。）を選ぶことができる。かかる調査サービスには、法律で認められる範囲内で、企業、業界および有価証券に関する調査報告、証券会社のアナリストや企業幹部との面会、経済、市場および金融に関する情報、金融関連の出版物、分析代行、取引業界のセミナー、コンピュータのデータベース、注文に関する転送およびサービスならびにその他の仲介・調査サービスを含む。調査サービスを提供する証券会社を選ぶ際の投資顧問会社の慣行は、証券会社に支払う「コミッション」（場合に応じて、SECの広義の定義のとおり、マークアップ、マークダウン、コミッション同等物またはその他の報酬を含む。）が投資顧問会社に提供する仲介・調

査サービスの価値に関連して合理的であると誠意を持って判断することである。コミッションの合理性は、たとえ別の証券会社が低いコミッションで取引を執行する用意がある場合でも、投資顧問会社が投資裁量権を行使するアカウントに関する個々の取引または投資顧問会社の全体的責任の観点から判断する。証券会社が提供する仲介・調査サービスに関する投資顧問会社による評価は、取引を執行する証券会社を選ぶ際の重要な要素である。

投資顧問会社がかかる調査サービスを受ける取決めは、商品もしくは戦略、アカウントまたは投資顧問会社が事業を営む法域において適用される法律によって異なる。投資顧問会社は米国内外の証券会社とソフトダラーの取決めを結ぶことができる。投資顧問会社は特定の証券会社が提供する取引執行または決済サービスと統合された調査サービス（専用の調査サービスを含む。）を受けることができる。更に、投資顧問会社は「コミッション・シェアリング・アレンジメント」および「クライアント・コミッション・アレンジメント」と称する、投資顧問会社がある証券会社を通じて取引を執行しながら、かかる証券会社にコミッションまたはコミッション・クレジットの一部を投資顧問会社に調査サービスを提供する別の会社に配分するように指示できる取決めに参加することができる。こうした取決めに基づいて、投資顧問会社は適用される規制機関の解釈に従って十分な適格性がない商品およびサービス（別々に会計処理される場合に適格となる部分を含む。）を利用しない。

コミッション・シェアリング・アレンジメントおよびクライアント・コミッション・アレンジメントには投資顧問会社が事業を営む法域ごとに異なる法的要件が適用される。コミッション・シェアリング・アレンジメントおよびクライアント・コミッション・アレンジメントに参加することで、投資顧問会社は特定の証券会社を通じて取引を執行することで累積したクライアント・コミッションまたはコミッション・クレジットを使って一つ以上のチャンネルを介した調査サービスの支払いをまとめられ、他の会社が提供する調査サービスを入手することができる。かかる取決めは取引過程における最善執行を促進しながら、仲介・調査サービスの継続的な入手を確保することにも役立つ。投資顧問会社は、かかる取決めについて、とりわけ、この様な仕組みのない場合には投資顧問会社に受けることのできない様々な質の高い調査サービスの受領、独立系のアナリストの利用および資源の利用が確保されるため、投資の意思決定過程において有効であると考えている。

かかる取決めは利益相反を生む可能性がある。例えば、投資顧問会社が調査サービスを受けるためにクライアント・コミッションを使用する場合、投資顧問会社は調査サービス自体の代金は支払う必要がない。更に、このような方法で入手した調査サービスはサブ・ファンドを含めたすべてのクライアント／GSアカウント（調査サービスに関する取決めに関連して証券会社にコミッションを支払ったクライアント／GSアカウント以外のクライアント／GSアカウントを含む。）にサービスを提供する際に使用することができる。適用される法律で認められる範囲内で、かかる商品およびサービスは、各クライアント／GSアカウントが支払う手数料の金額からすると、あるクライアント／GSアカウントに対して別のクライアント／GSアカウントと比べて偏った利益をもたらすことがある。例えば、あるクライアント／GSアカウントのコミッションを通じて代金を支払われた調査サービスが、当該クライアント／GSアカウントの運用に使用されず、他のクライアント／GSアカウントの運用に使用される可能性がある。投資顧問会社に仲介・調査サービスの利益を特定のアカウントまたはアカウント・グループに関係するコミッションまで追跡する計画はない。

指示のない取引執行に関するコミッションの合理性については、様々な要素（支払われるコミッションの一般的水準ならびに提供される調査サービスおよびその他のサービスの内容と価値を含む。）に基づいて投資顧問会社が継続的に評価を行う。投資顧問会社は、コミッションが、投資顧問会社が検証可能な方法で定量化が可能で、十分に開示されている場合に限って、かかる取決めに基づいてコミッションを使用するものとする。投資顧問会社はこの分野における規制の動向および業界標準をモニターし、かかる動向および業界標準を踏まえて自社の慣行を継続的に評価する。

投資顧問会社はプライムブローカレッジ・サービスをクライアント／GS勘定に提供する証券会社（適用される法律で認められる範囲内で、投資顧問会社の関係会社を含むがこれに限られない。）を選ぶことができる。投資顧問会社によるプライムブローカーの選択ならびに当該プライムブローカーに支払う仲介手数料、委託証拠金およびその他の手数料に関する投資顧問会社による交渉に関して利益相反が発生する可能性がある。プライムブローカーは、見込客を紹介する、または投資顧問会社に対して一部

の適格投資者へのサービスに関するプレゼンテーションを行う機会を提供することがある。原則としてこうした資本導入の機会は追加費用なしで提供される。更に、プライムブローカーは有利なまたは市場相場以下の価格で特定のその他のサービス（証券取引の決済、募集代行および保管サービスならびに信用証拠金の提供などを含む。）を提供することがある。かかる資本導入の機会およびその他のサービスは、プライムブローカーを選ぶことによる投資顧問会社（クライアント／GSアカウントではない。）の利益のインセンティブを生む、または当該利益をもたらす可能性がある。更に、投資顧問会社は、投資顧問会社の顧客であるプライムブローカーを選ぶことを奨励されることがある。投資顧問会社は、クライアント／GSアカウント（サブ・ファンドを含む。）のための適当なサービスを入手できるプライムブローカーだけを選ぶものとする。

投資顧問会社は、助言を提供する顧客（サブ・ファンドを含む。）に代わって投資顧問会社が下す議決権の代理行使に関する決定に利益相反が影響を及ぼすことを防止するとともに、かかる決定が投資顧問会社の顧客に対する信託義務に則していることを確保するために策定された方針および手続きを採用した。しかし、かかる議決権の代理行使に関する方針および手続きにかかわらず、投資顧問会社が実際に下した議決権の代理行使に関する決定（ただし、投資顧問会社が、かかる議決権行使の決定が投資顧問会社の信託義務に則していると判断することを条件とする。）が、他の顧客の利益またはゴールドマン・サックスおよび／もしくはその関係会社の他の部門や部署の業務に有利な効果を有することがある。

投資顧問会社およびサブ・ファンドの投資機会および投資活動が制限される可能性：

ゴールドマン・サックスに適用される法的小およびその他の要件ならびに／またはかかる要件を遵守する、適用を制限するもしくはその他関連するよう策定されたゴールドマン・サックスの社内方針により、随時、サブ・ファンドの活動が制限されることがある。ゴールドマン・サックスが助言を行っていない顧客にこうした問題は起こらない。投資顧問会社が、ある種の取引を開始もしくは推奨できない期間またはその他ゴールドマン・サックスが投資銀行業務、マーケットメイク・サービスかその他のサービスを提供するか自己勘定でポジションを保有する企業が発行するかもしれない当該企業に関する一部の有価証券もしくは金融商品に関する投資顧問会社による助言を制限する期間がある可能性がある。一例として、ゴールドマン・サックスがある企業の有価証券の引受けもしくはその他の販売または当該企業に対する助言の提供に従事している場合、サブ・ファンドは当該企業の有価証券の売買を禁じられ、またはその売買に制限を受ける可能性がある。

ゴールドマン・サックスによる自己勘定およびクライアント／GSアカウントに関する投資活動が、サブ・ファンドの投資戦略および権利を制限する可能性がある。例えば、規制された業界、一部のエマージング市場または国際市場において、企業および政府による所有権の定義づけにおいて、また一部の先物およびデリバティブ取引に関して、認可の取得またはその他の政府または企業の承諾を得ずには超えることができない関係する投資者による投資総額の制限が課される可能性があり、制限を超えた場合、ゴールドマン・サックス、サブ・ファンドまたは他のクライアント／GSアカウントが不利益を被り、または事業が制限される恐れがある。一定の所有総額の上限に達するかまたは特定の取引を行う場合、顧客（サブ・ファンドを含む。）のために投資対象を購入もしくは処分する、または権利を行使する、または事業取引を行う投資顧問会社の能力が規制によって制限されるかまたはその他損なわれることがある。その結果として、投資顧問会社は顧客（サブ・ファンドを含む。）に代わって既存の投資対象を売買することを制限する、またはその他権利（議決権を含む。）の行使を制限する可能性がある。潜在的利益相反を回避するために、ゴールドマン・サックスがある企業の有価証券への投資またはかかる投資分の売却を予定する別の顧客またはファンドに投資助言を行っている場合、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドが同一企業の有価証券に投資するかもしれない当該企業への既存の投資分を売却することまたはその他の措置を講じることを妨げる可能性がある。

更に、ゴールドマン・サックスの顧客または企業活動の観点からゴールドマン・サックスがサブ・ファンドのために利用しないことを決定した特定の投資機会、投資戦略または措置がある可能性がある。例えば、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスまたはその顧客（潜在的にサブ・ファンドを含む。）にとっての悪評を受けるリスクまたはその他の不利益を理由に、サブ・ファンドに特定の投資機会を辞退させる、または投資またはその他に関連してサブ・ファンドが特定の手法を使用す

る、特定の条件を求める、もしくは特定の活動か措置に従事することを制限する可能性がある。

ゴールドマン・サックスは多数の企業ならびにプライベート・エクイティ・スポンサー、レバレッジド・パイアウトの買い手およびそれぞれの経営幹部、株主およびパートナーと長期にわたる関係を有し、定期的に金融、投資銀行業務その他のサービスを提供している。更に、ゴールドマン・サックスは、他の投資ファンドに投資するか投資していた、またはサブ・ファンドと取引を行うことが可能な投資者（機関投資家およびその経営幹部を含む。）とも関係を有している。サブ・ファンドの運用に際してゴールドマン・サックスはこうした関係を考慮する。

時々、ゴールドマン・サックスは投資銀行またはその他の任務を引き受ける、もしくはゴールドマン・サックスまたはその顧客として特定の行動に参加する、またはサブ・ファンドに投資を行わせるかもしくは特定の措置を講じさせるかの選択肢が与えられることがあり、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドに投資を辞退させる、またはサブ・ファンドがかかる措置を講じることを制限する権利を留保する。

(2) リスクに対する管理体制

投資顧問会社および各副投資顧問会社において、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がサブ・ファンドのリスク管理を行う。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チームに報告する。

（注１）リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではない。

（注２）上記リスク管理体制は、将来変更される場合がある。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込金額の4.0%（税抜き）を上限として販売会社の裁量により決定される申込手数料を課することができる。

② 日本国内における申込手数料

日本における申込手数料は、申込金額の4.2%（税抜き4.0%）を上限として日本における販売会社の裁量により決定されるものとする。

（注）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

② 日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

（３）【管理報酬等】

（i）管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドから、純資産総額の0.05%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（ii）受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドから、純資産総額の0.02%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（iii）管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドから、以下の料率による年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

純資産総額	料率
500百万米ドルまで	0.050%
500百万ドル超10億米ドルまで	0.040%
10億米ドル超	0.030%

（iv）投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドから、純資産総額の0.80%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（v）販売会社報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドから、純資産総額の0.80%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（vi）代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドから、純資産総額の0.03%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（４）【その他の手数料等】

① 設立費用

サブ・ファンドの設立に関する費用は、サブ・ファンドの資産から支払われ、12ヶ月の期間で償却される。

② その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデューディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用、投資報酬および仲介報酬、保管費用、印刷費用ならびに受託会社の報酬を含むサブ・ファンドの直接的な運営費用も、サブ・ファンドの資産から支払われる。

③ LRFの投資顧問報酬等

サブ・ファンドは、現金の一部をゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー・ゴールドマン・サックスＵＳ\$リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「LRF」という。）へ投資する予定である。サブ・ファンドは、LRFの投資顧問報酬およびその他の費用（LRFの純資産総額の年率0.35%を上限とする。）を間接的に負担する。サブ・ファンドによるLRFの組入比率は、運用状況に応じて変動する。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

平成25年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- （２）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- （３）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- （４）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10.147%（所得税7.147%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金

について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7.147%の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は15.315%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10.147%（所得税7.147%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

III サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記 I ないし III に記載されている取扱いは変更されることがある。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、サブ・ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、サブ・ファンドに保有される資産もしくはサブ・ファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を申請しており、取得できると見込んでいる。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。年次の登録手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。

5【運用状況】

サブ・ファンドは、平成25年6月7日から運用を開始する。

（１）【投資状況】（資産別及び地域別の投資状況）

該当事項なし。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項なし。

②【投資不動産物件】

該当事項なし。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

該当事項なし。

②【分配の推移】

該当事項なし。

③【収益率の推移】

該当事項なし。

（４）【販売及び買戻しの実績】

該当事項なし。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売

① 当初申込み

管理事務代行会社が、平成25年6月6日の午後1時（ルクセンブルグ時間）までに取得申込みを受け付けたブラジルリアルクラス受益証券、メキシコペソクラス受益証券、ロシアルーブルクラス受益証券、米ドルクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券および円クラス受益証券は、当初払込日に、当該クラスの表示通貨による当初発行価格で発行される。

当初発行価格は、以下のとおりである。

ブラジルリアルクラス受益証券：	1口当たり10.00米ドル
メキシコペソクラス受益証券：	1口当たり10.00米ドル
ロシアルーブルクラス受益証券：	1口当たり10.00米ドル
米ドルクラス受益証券：	1口当たり10.00米ドル
豪ドルクラス受益証券：	1口当たり10.00豪ドル
円クラス受益証券：	1口当たり10,000円

当初発行価格には、4.0%（税抜き）を上限とする申込手数料が課されるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

最低申込額は、以下のとおりである。

ブラジルリアルクラス受益証券：	10口または100米ドル以上
メキシコペソクラス受益証券：	10口または100米ドル以上
ロシアルーブルクラス受益証券：	10口または100米ドル以上
米ドルクラス受益証券：	10口または100米ドル以上
豪ドルクラス受益証券：	10口または100豪ドル以上
円クラス受益証券：	1口または10,000円以上

ただし、管理会社または総販売会社は、これと異なる最低申込額を定めることができる。

申込者が送金した即時決済可能な資金は当初払込日までに保管会社の口座に届かなければならない。同日までに支払いが受領されなかった場合、申込みは無効となり、当該受益証券の発行は取り消され、申込金は利息を付さず返金される。

受益証券は適格投資家に対してのみ、かつもっぱら適格投資家の利益のために発行されるものとする。管理会社、受託会社、総販売会社および管理事務代行会社は、単独の裁量により、取得申込みの一部またはすべてを拒絶することができる。

② 継続申込み

計算停止期間を除き、サブ・ファンドの各受益証券は、いずれの取引日においても、管理会社、管理事務代行会社および販売会社が申込みを受け付けた取引日における受益証券1口当たり純資産価格で発行される。1口当たり純資産価格の計算は、当該ファンド営業日に行われる。管理会社、受託会社、総販売会社および管理事務代行会社は、単独の裁量により、取得申込みの一部またはすべてを拒絶することができる。

最低申込額は、以下のとおりである。

（新規申込みの場合）

ブラジルリアルクラス受益証券：	10口または100米ドル以上
メキシコペソクラス受益証券：	10口または100米ドル以上
ロシアルーブルクラス受益証券：	10口または100米ドル以上
米ドルクラス受益証券：	10口または100米ドル以上
豪ドルクラス受益証券：	10口または100豪ドル以上
円クラス受益証券：	1口または10,000円以上

（追加申込みの場合）

ブラジルリアルクラス受益証券：	100米ドル以上
-----------------	----------

メキシコペソクラス受益証券：	100米ドル以上
ロシアルーブルクラス受益証券：	100米ドル以上
米ドルクラス受益証券：	100米ドル以上
豪ドルクラス受益証券：	100豪ドル以上
円クラス受益証券：	10,000円以上

ただし、管理会社または総販売会社は、これと異なる最低申込額を定めることができる。

特定の取引日に取り扱われるためには、取得申込みが当該取引日の午後1時（ルクセンブルグ時間）（以下「締切時刻」という。）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌取引日に受け付けられたものとみなされる。管理会社は、その単独の裁量により、保管会社が要求された支払いを受領できなかった結果発生したあらゆる損失について関連するサブ・ファンドに補償を行うよう申込者に対して要求する権利を有する。ただし、かかる損失が管理会社の故意の不履行または現実の詐欺による場合はこの限りではない。

当初申込期間後の取引日において発行価格の4.0%（税抜き）を上限とする申込手数料が課されるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

③ 受益証券の発行

受益者登録簿に登録された受益証券の保有者の受益者登録簿に明記された数の受益証券に係る権限を証する受益証券は発行されない。各受益者登録簿の記載は、関連するサブ・ファンドの受益証券の所有権を証明する最終的な証拠となる。

④ 取得申込みの拒絶

管理会社、受託会社および投資顧問会社は、単独の裁量により、取得申込みの一部またはすべてを拒絶することができる。取得申込みが拒絶された場合、申込金額は、申込者のリスクにおいて、利息を付さずに返金されるものとする。

⑤ 適格投資家

サブ・ファンドに対する勧誘を米国および／もしくはEUにおいて、または米国および／もしくはEUから行うことはできない。

信託証書上、直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。

ある投資者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

- (i) 自然人または法人であって、1933年米国証券法（改正済み）のレギュレーションSに定める米国人に該当する者
 - (ii) 自然人であって、米国市民または「外国人居住者」（有効な米国所得税法に定められる）。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する個人が含まれる。
 - (イ) 米国移民局が発行した外国人登録カード（いわゆる「グリーン・カード」）を保有している者
 - (ロ) 「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は一般に、(a)ある個人が、ある年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に満たされる。
 - (iii) 個人以外の者であって、(イ) 米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織・設立された、および／または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) 米国の裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 1もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ) 資金源のいかににかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団
- 受益証券の申込者は、サブ・ファンドに対して、直接的または間接的に米国人の勘定で受益証券が取

得され、または保有されることがないことなどを証明することが求められる。受益者はかかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

信託証書上、受益証券の取得または保有がいずれかの国もしくは政府の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、次に定義される「欧州人」が含まれる。

EUは、次の27カ国により構成されるものと定義されている。オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国（以下「EU加盟国」と総称する。）

ある投資者が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

- (i) 自然人であって、いずれかのEU加盟国の市民または「外国人居住者」であって、いずれかのEU加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する個人が含まれる。(イ) いずれかのEU加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人IDカードを保有している者、または(ロ) 前年に183日以上EUに滞在した者
- (ii) 個人以外の者であって、(イ) いずれかのEU加盟国においてもしくはEU加盟国の米国もしくは州の法律に基づいて組織・設立され、および／またはEU加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) EU加盟国に所在する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 上記1に該当する1名もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ) 資金源のいかにかわらず、その所得がEU加盟国の所得税法の適用を受ける財団

受益証券の申込者は、サブ・ファンドに対して、直接的または間接的に欧州人の勘定で受益証券を取得され、または保有されることがないことなどを証明することが求められる。受益者はかかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

受託会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

上記を前提として、各サブ・ファンドに関する英文目論見書に異なる定めがない限り、サブ・ファンドの適格投資家（以下「適格投資家」という。）とは、非米国人・非欧州人のうち、(i)適用される法令もしくは規制に違反しなければ受益証券を取得することができない自然人、会社もしくは法主体、または(ii)(i)に定める者のためのカストディアン、名義人、受託者を除く者をいう。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

⑥ マネー・ロンダリング防止手続および顧客情報確認手続

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）の対応を適切な者に委託することもできる。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者（購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、随時改正または変更されるケイマン諸島マネー・ロンダリング規則（2010年改正）（以下「マネー・ロンダリング規則」という。）または適用法に基づく免除規定が適用されることから、完全なデューディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要と

されないことがある。

- ① 購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行い、買戻代金または配当金が購入申込者に直接支払われる場合
- ② 購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けているか、公認の証券取引所に上場されており（またはそのどちらかの子会社であり）、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成されている場合
- ③ 申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成されている仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資者について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」、「公認の証券取引所」または「公認の法域」は、CIMAがケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネー・ロンダリング規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者に対して買戻代金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる可能性があるか、もしくは違反となる可能性があるか、または受託会社もしくは受託会社のために行為する管理事務代行会社による適用法もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（i）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2008年）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、または、（ii）テロ行為、もしくはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2011年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

（2）日本における販売

日本においては、当初申込期間中の取得申込については当該期間中の国内営業日に、継続申込期間中の取得申込については各取引日に、受益証券の募集が行われる。販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき、当初申込みについては平成25年6月6日までに、継続申込みについては原則として国内約定日から起算して4国内営業日目までに（ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

当初申込期間における発行価格は、以下のとおりである。

ブラジルリアルクラス受益証券：	1口当たり10.00米ドル
メキシコペソクラス受益証券：	1口当たり10.00米ドル
ロシアルーブルクラス受益証券：	1口当たり10.00米ドル
米ドルクラス受益証券：	1口当たり10.00米ドル
豪ドルクラス受益証券：	1口当たり10.00豪ドル
円クラス受益証券：	1口当たり10,000円

継続申込期間における発行価格は、管理会社、管理事務代行会社および販売会社が申込みを受け付けた取引日における受益証券1口当たり純資産価格である。継続申込期間中における取得申込みについては、日本における販売会社においては、口座毎に申込金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して

算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出する（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。）。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの申込金額合計額を受益証券１口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計を算出する。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

継続申込期間中において、日本の投資者は、取引日の午後３時（日本時間）までに取得申込みをすることができる。

受益証券の取得申込みを希望する投資者は、申込総額または申込総口数を明記した取得申込書を当該発行日までに販売取扱会社に提出しなければならない。販売取扱会社（日本における販売会社を除く。）は、かかる取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、当初申込期間中においては、平成25年６月６日の午後１時（ルクセンブルグ時間）までに、継続申込期間中においては、原則として、該当する取引日の午後１時（ルクセンブルグ時間）までに日本の投資者によりなされた取得申込書を管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

申込単位は、販売取扱会社により異なる。申込単位の詳細については、販売取扱会社に照会することができる。

日本国内における取得申込みについては、申込金額の4.2%（税抜き4.0%）を上限として日本における販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算される。

投資者は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

なお、上記「（１）海外における販売」中の事項は、日本における販売においても適宜準用される。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

① 買戻手続

純資産価格の計算が停止されている期間を除き、受益者は、取引日において、保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求することができる。受益証券の買戻しの請求は、買い戻される受益証券の口数または金額を示して行わなければならない。特定の取引日に取り扱われるためには、買戻請求は取引日の締切時刻までに管理事務代行会社が受領していなければならない。締切時刻を過ぎた後に受け付けられた買戻請求は、翌取引日において処理される。

管理会社、受託会社、総販売会社および管理事務代行会社は、単独の裁量により、買戻請求の一部またはすべてを拒絶することができる。

管理会社は、その単独の裁量により、サブ・ファンドの受益証券の買戻しに関して異なる条件および制限を課することができる。受益者は、管理会社が承諾する場合を除き、一旦受領された買戻請求を撤回することはできない。

② 買戻価格

買戻価格は、適用される評価日において計算される、関連するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格（適用がある限りにおいて手数料および税金控除後）である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

③ 買戻単位

受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻請求の場合を除き、買戻請求は0.001口以上その整数倍単位で行わなければならない。これを下回る場合、管理会社はその単独の裁量によりかかる受益証券の買戻手続を進めることができるが、買戻しを行う義務を負うものではない。

④ 買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

⑤ 買戻代金の支払い

買戻代金（送金手数料控除後）の支払いは、通常、適用される取引日から起算して4ファンド営業日目の日（関係する市場において銀行が決済を行っていない場合（例：豪ドルクラスに関しては、シドニーの連邦、州または都市銀行が営業を行っていない場合）等においては以後可及的速やかに）に銀行送金により行われる。

⑥ その他

受益者は、買戻請求が提出された日から受益証券が買い戻される取引日までの期間（もしあれば）中、買戻請求がなされたという条件付で、受益証券の保有を継続する。

受託会社または管理会社は、受益者に対して支払われる買戻代金の全部または一部を控除して、補遺信託証書の他の条項に基づいて受益者の受託会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。受託会社または管理会社は、受益証券に関する買戻代金その他の支払から、経費、租税公課その他のあらゆる性質の賦課金について、法律によって、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているその他の控除を行うことができる。

受益者は、買戻しを行った場合、サブ・ファンドの補遺信託証書若しくは英文目論見書に定められた口数および／もしくは価額、または管理会社が随時定めるその他の最低および／もしくは価額を下回る受益証券を保有する結果を招くような場合には、受益証券の一部の買戻しを行うことはできない。

万一、買戻請求を行った受益者が、サブ・ファンドにより買い戻された受益証券の最終の純資産価格を超過する買戻代金を受領した場合、受託会社または管理会社は、当該サブ・ファンドの超過支払額を填補するために超過の買戻代金を受領した受益者が保有する超過買戻し金の額に相当する数の受益証券を、追加の支払いなく、買い戻す権利を有するものとする。受益者が保有するすべての受益証券について買戻しを行った場合、受託会社または管理会社は、当該受益者に対して支払われた超過額の返還を請求する権利を有するものとする。

⑦ 買戻しの制限等

サブ・ファンドの受益証券一口当たり純資産価格の決定および／またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しは、受託会社が、管理会社と協議の上、自らの単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いか

なる理由に基づいても停止することができる。

- (i) 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または取引が制限もしくは停止されている期間
- (ii) 受託会社が、サブ・ファンドによる投資対象の評価または処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する緊急事態またはその他の状況を構成する事由が存続している期間
- (iii) サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象についての、もしくは上述の証券取引所における時価についての価格もしくは価値を決定する際に通常用いられている通信手段が故障している期間、または、その他の何らかの理由によって、サブ・ファンドが（直接的もしくは間接的に）保有している投資対象の価格もしくは価値が合理的に迅速かつ正確に確定できない場合
- (iv) 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換金または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間
- (v) 受託会社または管理会社が、サブ・ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関係会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネー・ロンダリング防止規制を遵守するために停止が必要と判断する期間

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、受益者名簿上のすべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

⑧ 受益証券の強制的買戻し

受託会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、受益証券の増加、転換または均一化などを実施するために、いつでもその単独の裁量に基づき、理由のいかんを問わず、買戻しが行われていないあらゆる受益証券に関連する取引日において買戻価格または受託会社が決定するその他の価格で買戻すことができる。

上記の一般性を損なうことなく、受託会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、受託会社は、(i) 受益者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して買戻価格で受益証券を譲渡することを要求する通知（受託会社が適切と考える様式による）を行うか、または(ii) 書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または受託会社に買戻請求を提出しない場合、30日の期間の満了時において当該受益者が保有するすべての受益証券について買戻しの請求があったものとみなされる。

- (i) ある受益者がいずれかの国または政府の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったような納税の義務もしくは何らかの不利益を負担するような場合における、かかる者
- (ii) 適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者のために受益証券を取得した者
- (iii) ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかったような納税の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担すると管理会社が判断する場合における、かかる者

(2) 日本における買戻し

日本における投資者は、各取引日に、日本における販売会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の受付時間は、原則として午後3時（日本時間）までとする。

買戻価格は、管理事務代行会社が買戻請求を受け付けた取引日における各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格（適用がある限りにおいて手数料および税金控除後）である。

受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻請求の場合を除き、買戻請求は0.001口の整数倍単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社は、これと異なる単位を定めることができる。受益証券の買戻しを希望する投資者は、買戻口数を明記した買戻請求通知を販売取扱会社に提出しなければならない。日本における販売会社は、原則として、該当する取引日の午後1時（ルクセンブルグ時

間）までに買戻請求を管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

大量の買戻請求があった場合、上記「（１）海外における買戻し」の「⑦ 買戻しの制限等」が適用されることがある。なお、上記「（１）海外における買戻し」中の事項は、日本における買戻しにおいても適宜準用される。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、口座約款に基づき、原則として国内約定日から起算して４国内営業日目に行われる（ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

買戻し手数料は課されない。買戻代金の支払は、口座約款の定めるところに従って販売会社を通じて行い、円貨または各クラスの表示通貨により行われるものとする。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 純資産価格の計算

受託会社は、各評価日の営業時間終了時における関連するサブ・ファンドの表示通貨によるサブ・ファンドの純資産価格およびサブ・ファンドの各クラス受益証券の1口当たり純資産価格を計算し、または適法に選任された計算事務の受託者をして計算させるものとする。

サブ・ファンドの純資産価格およびサブ・ファンドの各クラス受益証券の1口当たり純資産価格を計算するにあたり、受託会社（またはその委託を受けた受託者）は、関連するサブ・ファンドの評価方針および手続に従う。

受託会社または適法に選任された計算事務の受託者によるサブ・ファンドの純資産価格およびサブ・ファンドの各クラス受益証券の1口当たり純資産価格の決定は、悪意または明白な誤りがない限り、最終的なものとする。悪意または明白な誤りがない限り、受託会社は、第三者から提供された評価に依拠して行ったサブ・ファンドの純資産価格およびサブ・ファンドの各クラス受益証券の1口当たり純資産価格の計算における誤りについて責任を負わないものとする。受託会社および適法に選任された計算事務の受託者は、明白な誤りがない限り、公認の価格情報提供元もしくは副投資顧問会社またはその他の第三者により、受託会社または適法に選任された計算事務の受託者に対して提供された評価に依拠したことにより完全な保護を受けるものとする。

管理会社は、過去に行われた純資産価格または1口当たり純資産価格の計算の過誤に対応するために必要な数の新たな受益証券を発行し、またはかかる数の既発行の受益証券を（受益者にかかる買戻しに係る買戻金を支払うことなく）強制的に買い戻すことができる。

サブ・ファンドの純資産価格は、管理事務代行会社により、当該サブ・ファンドの受益証券の表示通貨で計算され、信託証書の規定のほか一般に公正妥当と認められている会計原則に基づき決定されるサブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- (i) 一切の手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- (ii) 一切の投資対象
- (iii) 一切の為替手形、請求払手形、約束手形、および受取勘定
- (iv) 受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- (v) 受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- (i) 一切の為替手形、手形および買掛金
- (ii) 日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（既に発生したまたは期限が到来した関連するサブ・ファンドの投資顧問会社に対する業績連動報酬を含む。）
- (iii) その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限られないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

サブ・ファンドの費用または債務は、受託会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされるものとする。

サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定されるものとする。

- (i) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価されるものとする。
- (ii) ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価されるものとする。
- (iii) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可

能性が低いと考える場合はこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、受託会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。

- (iv) 金融商品取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価されるものとする。ただし、金融商品取引所に上場されているものの、当該金融商品取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日時点のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価されるものとする。
- (v) 未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付けサービス提供者から入手した評価情報を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- (vi) 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価されるものとする。
- (vii) 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- (viii) 上記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または受託会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、受託会社は、関係する投資顧問会社と協議の上で、かかる状況において公平であると受託会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

② 純資産価格の計算の停止

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定および／またはサブ・ファンドの受益証券の発行および／または買戻しは、受託会社の単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- (i) 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている金融商品取引所が稼働していない期間、または取引が制限もしくは停止されている期間
- (ii) 受託会社が、緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する事態が継続している期間
- (iii) サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、上記の金融商品取引所における現在価値を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他のいずれかの者にとってサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値が迅速かつ正確に取得できないと合理的に判断される時
- (iv) 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間
- (v) 受託会社または管理会社が、サブ・ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネー・ロンダリング防止規制を遵守するために停止が必要と判断する期間

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

サブ・ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、平成35年（2023年）９月29日に終了する。ただし、下記「（５）その他 ① ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの決算期は毎年９月30日である。

※第一期決算日は平成25年（2013年）９月30日の予定である。

（５）【その他】

① ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下の場合、平成35年（2023年）９月29日以前に終了することがある。

（i）特別決議により可決された場合

（ii）サブ・ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしての当局による許可または他の承認が廃止または改正された場合

（iii）管理会社との協議を経た受託会社が、その裁量で、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合

（iv）受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

（v）何らかの理由により、サブ・ファンドのいずれかのクラスの純資産価額が25百万米ドル（当該クラスの通貨建てが米ドルではない場合にはその相当額）を下回った場合、受託会社は管理会社と協議の上、そのクラスの発行済みの受益証券の（一部ではなく）すべてを当該受益証券の買戻しを行うファンド営業日に計算される各クラスの受益証券１口当たり純資産価格で買い戻すことができる。その場合、買い戻されるクラスの受益証券の登録されたすべての保有者に対して30日前までに買戻しの通知が行われる。

また、何らかの理由により、ファンドの純資産価額が25百万米ドルを下回った場合受託会社は管理会社と協議の上、その発行済みの受益証券の（一部ではなく）すべてを当該受益証券の買戻しを行うファンド営業日に計算される各クラスの受益証券１口当たり純資産価格で買い戻すことができる。その場合、買い戻されるクラスの受益証券の登録されたすべての保有者に対して30日前までに買戻しの通知が行われる。

（vi）サブ・ファンドは、マスター・ファンドが償還される際に終了することがある。

② 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補遺信託証書を付することにより随時改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更もしくは追加は、適法に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われえないものとする。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合は、かかる承認は必要ではない。

（a）法またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するため

（b）一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるもの

（c）サブ・ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うため

（d）会計年度年初および終了日付を変更するため、もしくは年間収益配分日付を変更するため

（e）その他の会計期間の始まりおよび終了する日付を変更、もしくはかかる会計期間に関連する分配日（中間会計期間および中間配分日を含む。）を変更するため

（f）管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと同意する変更をするため

（g）信託証書から不要となった条項を削除するため

- (h) 管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを替えるため
 - (i) 明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合
 - (j) 当局、法、もしくはトラストが従う他の法、規則の要求を熟考し、従う場合、もしくは追加のサブ・ファンドを設定する場合
- ③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

保管・管理事務代行契約

保管・管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資顧問契約

投資顧問契約は、管理会社と投資顧問会社との間で締結され、以下の規定により終了されるまで効力を有するものとする。本契約は、管理会社または投資顧問会社の90日以上前の書面による相手方当事者への通知により、違約金の支払を要することなく、解約することができる。

本契約は、当事者の書面による合意により、アイルランド金融規制当局の同意を条件として、何時にても変更することができる。

本契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

副投資顧問契約（GSAMニューヨーク）

副投資顧問契約は、両当事者が合意した場合、いつでも終了させることができる。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

副投資顧問契約（GSAMシンガポール）

副投資顧問契約は、両当事者が合意した場合、いつでも終了させることができる。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4 【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（i）分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ii）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

（iii）残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（iv）議決権

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。サブ・ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席または代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

特定のクラスの受益者にのみ関係する事項を協議するために、クラスの受益者のための個別の受益者集会を開催することができる。その場合、信託証書の関連する条項はかかる受益者集会に適用されるものとする。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （i）管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
 - （ii）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限
- を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 廣本 文晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。ただし、確定した判決の執行手続きは、関連する法域の法令に従い行われる。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第３【ファンドの経理状況】

サブ・ファンドの運用は、ファンド証券の当初募集の終了後、平成25年６月７日から開始される予定であり、サブ・ファンドは、現在何ら資産を保有していない。第１期の監査済財務書類は、平成25年９月30日に終了する期間について作成される。

サブ・ファンドの会計監査は、プライスウォーターハウスクーパースのケイマン諸島事務所が行う。

１【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

該当事項なし。

（２）【損益計算書】

該当事項なし。

（３）【投資有価証券明細表等】

該当事項なし。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項なし。

第４【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

サブ・ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

取扱場所 米国マサチューセッツ州ボストン市ウォーター通り40番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社を通じて日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。サブ・ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席しまたは代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（平成24年12月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約34億9,094万円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

平成20年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成21年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年４月末日	37,117,968.52米ドル

(2) 会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、６年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名、また１名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書約１名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

(3) 役員および従業員の状況

氏名	役職名	略歴	
皆川 宏	マネージング・ディレクター	昭和56年 平成22年 5 月	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社入行 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行
服部 努	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和61年 平成22年 2 月	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行入行 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がサブ・ファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、サブ・ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、誠実に行為しないこと、過失、詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、(i) サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは(ii) かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、誠実に行為しないこと、過失、詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成24年12月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価格の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	36	8,232,353,388.47米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成25年3月29日現在における株式会社三菱東京U F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝94.05円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. 管理会社の本国における監査人の商号は、2011年11月30日付で、デロイト・エス・エイからデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテに変更されている。

(1) 【貸借対照表】

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2011年12月31日現在

(単位：米ドル)

資産

	注記	2011年		2010年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1, 30.3	28,709,957	2,700,171	20,457,879	1,924,064
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 30.1, 30.3	1,693,150,491	159,240,804	1,092,111,302	102,713,068
a) 要求払い		1,278,664,882	120,258,432	892,012,702	83,893,795
b) その他のローンおよび貸付金		414,485,609	38,982,372	200,098,600	18,819,273
顧客に対するローンおよび貸付金	30.1, 30.3	8,268	778	189,891	17,859
株式およびその他の変動利回り有価証券	4, 15, 30.1, 30.3	3,219	303	3,328	313
関連会社株式	4, 5, 15	876,775	82,461	873,028	82,108
無形資産	5	325,128	30,578	714,216	67,172
有形資産	5	1,015,610	95,518	1,131,990	106,464
前払金および未収収益	6, 15	29,858,711	2,808,212	25,629,521	2,410,456
資産合計	7	1,753,948,159	164,958,824	1,141,111,155	107,321,504

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）
2011年12月31日現在
（単位：米ドル）

負債

	注記	2011年		2010年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する未払金	15,30.1	1,170,489,092	110,084,499	701,182,390	65,946,204
a) 要求払い		1,170,489,092	110,084,499	701,182,390	65,946,204
顧客に対する未払金	8,15,30.1	445,644,962	41,912,909	310,843,644	29,234,845
a) 要求払い		434,339,135	40,849,596	273,137,559	25,688,587
b) 満期日または予告期間が 確定しているもの		11,305,827	1,063,313	37,706,085	3,546,257
その他の負債	9	1,003,516	94,381	601,160	56,539
未払金および繰延利益	10,15	5,210,946	490,089	6,927,177	651,501
引当金		17,830,642	1,676,972	19,026,977	1,789,487
a) 課税引当金	11	17,140,409	1,612,055	18,207,435	1,712,409
b) その他の引当金	12	690,233	64,916	819,542	77,078
発行済み資本	13	37,117,969	3,490,945	37,117,969	3,490,945
準備金	14	50,099,588	4,711,866	48,009,475	4,515,291
繰越損益	14	85,279	8,020	2,442	230
当期利益		26,466,165	2,489,143	17,399,921	1,636,463
負債合計	17	1,753,948,159	164,958,824	1,141,111,155	107,321,504

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2011年12月31日現在

(単位：米ドル)

	注記	2011年		2010年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	18,30.1	1,254,197	117,957	1,388,818	130,618
<u>内訳：</u>					
保証金および担保証券として 差入れた資産		1,254,197	117,957	1,388,818	130,618
信託運用	21	78,188,588,926	7,353,636,788	68,157,409,394	6,410,204,354

財務書類に対する注記を参照のこと。

(2) 【損益計算書】

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2011年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	2011年		2010年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		13,444,669	1,264,471	8,577,067	806,673
未払利息および類似費用		(4,795,868)	(451,051)	(2,054,782)	(193,252)
有価証券からの収益		348,254	32,753	269,695	25,365
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		19	2	72	7
関連会社株式からの収益		348,235	32,752	269,623	25,358
未収手数料		90,983,509	8,556,999	73,813,018	6,942,114
未払手数料		(38,663,537)	(3,636,306)	(33,219,498)	(3,124,294)
金融業務の純利益		1,874,307	176,279	2,069,174	194,606
その他の事業収益	22	1,316,737	123,839	556,692	52,357
一般管理費用		(28,619,878)	(2,691,700)	(25,999,917)	(2,445,292)
a) スタッフ費用	24,25	(13,422,177)	(1,262,356)	(12,491,667)	(1,174,841)
内訳：					
－ 賃金およびサラリー		(11,084,122)	(1,042,462)	(10,328,886)	(971,432)
－ 社会保障費		(1,484,664)	(139,633)	(1,364,639)	(128,344)
内訳：					
－ 年金に関する社会保障費		(961,286)	(90,409)	(949,520)	(89,302)
b) その他の一般管理費用	16,26	(15,197,701)	(1,429,344)	(13,508,250)	(1,270,451)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,084,998)	(102,044)	(1,253,495)	(117,891)
その他の事業費用	23	(45,819)	(4,309)	(425,234)	(39,993)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(7,338,386)	(690,175)	(4,015,751)	(377,681)
税引後経常収益		27,418,990	2,578,756	18,316,969	1,722,711
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(952,825)	(89,613)	(917,048)	(86,248)
当期利益		26,466,165	2,489,143	17,399,921	1,636,463

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2011年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「MTFG」という。）は、株式会社UFJホールディングス（以下「UFJ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下「MUG」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱UFJ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUG）の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・三菱UFJ（ルクセンブルグ）エス・エイは、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「MUGC」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。MUGCの主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京UFJ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京UFJ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2011年12月31日現在、9,918米ドルの引当金を計上した（2010年：なし）。当該引当金は、貸借対照表の負債側に「引当金：その他の引当金」として含められている。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定された。

当行は、2011年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2010年：なし）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
3か月以下	349,249,075	174,098,600
3か月超	65,236,534	26,000,000
	<u>414,485,609</u>	<u>200,098,600</u>

注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、876,775米ドルおよび3,219米ドル（2010年：873,028米ドルおよび3,328米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2011年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2011年12月31日 現在の資本およ び準備金 米ドル	2011年12月31日 終了年度の損益 米ドル
MUG Cルクス・マネジメント・エ ス・エイ	486,861	100%	1,258,411	421,486
三菱ＵＦＪグローバルカストディ・ ジャパン株式会社	389,914	100%	730,184	147,087

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	873,028	0	0	3,747	876,775	0	876,775
2. 有形資産	12,843,660	618,005	(262,331)	(415,501)	12,783,833	(11,768,223)	1,015,610
a) ハードウェア	2,217,612	123,852	(259,344)	(71,741)	2,010,379	(1,791,744)	218,635
b) ソフトウェア	5,964,666	494,153	0	(192,961)	6,265,858	(5,605,104)	660,754
c) その他付属品、 家具、機器、車両	4,661,382	0	(2,987)	(150,799)	4,507,596	(4,371,375)	136,221
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	(1,620,311)	325,128
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	(1,620,311)	325,128

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
前払法人税	1,524,915	1,790,544
未収利息	778,407	354,631
前払一般経費	4,113,688	6,059,599
信託業務手数料	3,962,135	3,432,212
全体保管手数料	8,211,841	7,415,730
投資ファンド手数料	4,045,082	3,480,559
その他の前払金（主に未収付加価値税（V A T）および富 裕税を含む）	3,954,325	2,509,518
実現スワップ自己損益の中立化	2,538,894	0
管理会社手数料	653,372	517,246
その他の未収収益	76,052	69,482
	<u>29,858,711</u>	<u>25,629,521</u>

注7 外貨建て資産

2011年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、737,271,043米ドル（2010年：861,220,282米ドル）である。

注8 顧客未払金

要求払いのものを除く債務は、残存期間別に以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
3か月以下	11,045,429	37,706,085
3か月超	260,398	0
	<u>11,305,827</u>	<u>37,706,085</u>

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
優先債権者	697,184	287,729
諸債権者	306,332	313,431
	<u>1,003,516</u>	<u>601,160</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
未払利息	319,496	309,021
未払一般経費	271,822	198,285
未払手数料	4,488,637	5,839,691
実現スワップ自己損益の中立化	0	524,442
その他の未払費用	4,922	53,418
その他の仮受金	126,069	2,320
	<u>5,210,946</u>	<u>6,927,177</u>

注11 税金－為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の下況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の下況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2011年12月31日現在、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったため、負の中和ポジションは減少し、当行は536,775米ドル（2010年：1,942,382米ドル）に相当する繰延税の戻入れを行った。繰延税の戻入れは、損益計算書において「経常収益にかかる税金」の項目に表示されている。

ユーロ建て保有され1,653,368米ドル（2010年12月31日：2,263,364米ドル）に相当する繰延税の引当金

残高は、負債の「引当金：課税引当金」の項目に表示されている。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
報酬引当金	680,315	469,542
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3.）	9,918	0
訴訟引当金（注23）	0	350,000
	<u>690,233</u>	<u>819,542</u>

注13 発行済み資本

当行の発行済みかつ全額払込み済み資本は37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2011年1月1日現在の残高	3,711,797	44,297,678	2,442
2010年12月31日終了年度の利益			17,399,921
利益の増加			
－株主への配当金支払			(15,226,971)
－準備金への振替		2,090,113	(2,090,113)
2011年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>46,387,791</u>	<u>85,279</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である富裕税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に富裕税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならない。総額13,387,791米ドル（2010年：11,297,678米ドル）の富裕税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2011年度中、当行は、3,331,113米ドルを富裕税準備金に割り当て、1,241,000米ドルの2005年度富裕税準備金の取崩しを行った。

	2011年 富裕税準備金 米ドル	2011年 富裕税準備金 ユーロ
2006年	2,498,676	2,601,000
2007年	3,304,122	2,800,000
2008年	4,081,958	2,900,000
2009年	373,035	260,000
2010年	3,130,000	2,333,121
2011年12月31日現在の残高	13,387,791	10,894,121

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2011年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2011年12月31日（および2010年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,551,174,237	985,801,720
株式およびその他の変動利回り有価証券	1	1
関連会社株式	876,775	873,028
前払金および未収収益	7,999,462	6,853,634
	1,560,050,475	993,528,383

負債

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,169,586,320	699,269,235
顧客に対する未払金	15,364,060	32,031,297
未払金および繰延利益	1,589,942	1,386,541
	1,186,540,322	732,687,073

当行は、2011年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、通達06／273（改訂済）のパートXVI、ポイント24に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2011年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,558,809,805米ドルであり、内訳は以下のとおりである。

	2011年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,551,146,469
外国為替取引（想定支払金額の2％）	7,663,336
	<u>1,558,809,805</u>

注16 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（VAT）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
財務書類の監査	182,307	195,063
税金アドバイス報酬	17,964	32,473
その他の報酬	96,503	54,099
	<u>296,774</u>	<u>281,635</u>

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

注17 外貨建て負債

2011年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、743,455,076米ドル（2010年：864,643,846米ドル）である。

注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
念書	<u>1,254,197</u>	<u>1,388,818</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	<u>4,199,681</u>	<u>520,170</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2011年12月31日および2010年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

－ 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- － 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- － 信託代理
- － 代理店機能
- － ポートフォリオ運用および顧問

注22 その他の事業収益

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
2010年度に関する富裕税過払いの調整	605,665	0
2005年度、2006年度および2007年度に関する法人税還付金	406,625	0
過年度の付加価値税（V A T）還付金	0	898
過年度の一般経費調整からの利益	172,314	326,651
過年度の利子の調整	435	33,832
過年度の手数料の調整	101,641	177,774
その他	30,057	17,537
	<u>1,316,737</u>	<u>556,692</u>

注23 その他の事業費用

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
固定資産売却損	0	3,307
過年度の一般経費調整からの費用	29,102	28,198
過年度の利子	395	0
過年度の手数料	15,950	43,515
訴訟引当金(1)	0	350,000
その他	372	214
	<u>45,819</u>	<u>425,234</u>

(1) 訴訟引当金は、当行に対する申立てに関するものである。2011年1月に両当事者はすでに和解し、解決した。

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2011年 人数	2010年 人数
上級管理職	13	13
中間管理職	34	24
従業員	62	74
	<u>109</u>	<u>111</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
上級管理職	<u>3,145,747</u>	<u>3,087,116</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2011年12月31日および2010年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
賃貸および関連費用	1,241,132	1,171,181
通信費用	346,873	361,965
専門家報酬	516,430	540,526
データ費用	714,272	557,425
維持費	786,637	694,431
旅費、交通費、出張費	153,661	154,674
業務費用	3,729,670	3,118,331
システム費用	5,687,134	5,668,850
業務契約	1,349,280	690,896
その他の費用	672,612	549,971
	<u>15,197,701</u>	<u>13,508,250</u>

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
法人税	6,038,997	4,548,061
繰延法人税（注11）	(410,968)	(1,479,895)
地方事業税	1,836,164	1,410,071
繰延地方事業税（注11）	(125,807)	(462,486)
	<u>7,338,386</u>	<u>4,015,751</u>

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
富裕税（注14）	619,088	624,197
付加価値税（VAT）	302,793	244,090
その他の税金	30,944	48,761
	<u>952,825</u>	<u>917,048</u>

注28 親会社

2011年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFG）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社に変更された。
持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFG）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、AGDLの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、AGDLは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2011年12月31日（および2010年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注30 金融商品の開示

30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2011年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	559	0	0	0	559
B C L残高	28,709,398	0	0	0	28,709,398
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,627,913,957	65,236,534	0	0	1,693,150,491
顧客に対するローンおよび貸付金	8,268	0	0	0	8,268
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,219	3,219
合計	1,656,632,182	65,236,534	0	3,219	1,721,871,935
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,170,489,092	0	0	0	1,170,489,092
顧客に対する未払金	445,384,564	260,398	0	0	445,644,962
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,254,197	0	0	0	1,254,197
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	1,617,127,853	260,398	0	0	1,617,388,251

2010年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	558	0	0	0	558
B C L残高	20,457,321	0	0	0	20,457,321
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,066,111,302	26,000,000	0	0	1,092,111,302
顧客に対するローンおよび貸付金	189,891	0	0	0	189,891
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,328	3,328
合計	1,086,759,072	26,000,000	0	3,328	1,112,762,400
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	701,182,390	0	0	0	701,182,390
顧客に対する未払金	310,843,644	0	0	0	310,843,644
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,388,818	0	0	0	1,388,818
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	1,013,414,852	0	0	0	1,013,414,852

30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2011年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	65,677,209	0	0	0	65,677,209	551,324
スワップ	382,109,180	0	0	0	382,109,180	4,303,659
合計	447,786,389	0	0	0	447,786,389	4,854,983
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	54,426,488	0	0	0	54,426,488	419,348
スワップ	197,960,012	0	0	0	197,960,012	1,807,221
合計	252,386,500	0	0	0	252,386,500	2,226,569

上記の金額には、取引日が2011年12月31日以前で、評価日が2011年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2010年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	61,232,663	0	0	0	61,232,663	1,033,227
スワップ	490,823,932	0	0	0	490,823,932	6,401,698
合計	552,056,595	0	0	0	552,056,595	7,434,925
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	309,162,814	0	0	0	309,162,814	5,122,431
スワップ	512,266,543	0	0	0	512,266,543	2,802,008
合計	821,429,357	0	0	0	821,429,357	7,924,439

上記の金額には、取引日が2010年12月31日以前で、評価日が2010年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2011年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2011年 簿価 米ドル	2010年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	28,709,957	20,457,879
ＥＵ加盟国	28,709,957	20,457,879
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,693,150,491	1,092,111,302
ＥＵ加盟国	20,122,476	9,713,122
北および中央アメリカ	880,131,405	244,630,008
アジア	792,786,095	837,703,130
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	88,237	2,390
オーストラリアおよびニュージーランド	22,278	62,652
顧客に対するローンおよび貸付金	8,268	189,891
ＥＵ加盟国	0	189,891
アジア	8,268	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	3,219	3,328
ＥＵ加盟国	3,219	3,328
合計	1,721,871,935	1,112,762,400

30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

	2011年 未収想定元本 米ドル	2010年 未収想定元本 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	51,834,359	110,849,480
アジア	6,163,358	242,638,000
アメリカ	62,259,174	12,843,398
スワップ		
アジア	0	246,700,743
E U加盟国	580,574,186	759,964,811
北および中央アメリカ	1,970,380	0
合計	702,801,457	1,372,996,432

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2011

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2011

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2011	2010
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1, 30.3	28.709.957	20.457.879
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 30.1, 30.3	1.693.150.491	1.092.111.302
a) repayable on demand		1.278.664.882	892.012.702
b) other loans and advances		414.485.609	200.098.600
Loans and advances to customers	30.1, 30.3	8.268	189.891
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 30.1, 30.3	3.219	3.328
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	876.775	873.028
Intangible assets	5	325.128	714.216
Tangible assets	5	1.015.610	1.131.990
Prepayments and accrued income	6, 15	29.858.711	25.629.521
TOTAL ASSETS	7	1.753.948.159	1.141.111.155

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2011

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2011	2010
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1	1.170.489.092	701.182.390
a) repayable on demand		1.170.489.092	701.182.390
Amounts owed to customers	8, 15, 30.1	445.644.962	310.843.644
a) repayable on demand		434.339.135	273.137.559
b) with agreed maturity dates or periods of notice		11.305.827	37.706.085
Other liabilities	9	1.003.516	601.160
Accruals and deferred income	10, 15	5.210.946	6.927.177
Provisions		17.830.642	19.026.977
a) provisions for taxation	11	17.140.409	18.207.435
b) other provisions	12	690.233	819.542
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	50.099.588	48.009.475
Result brought forward	14	85.279	2.442
Profit for the financial year		<u>26.466.165</u>	<u>17.399.921</u>
TOTAL LIABILITIES	17	<u>1.753.948.159</u>	<u>1.141.111.155</u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2011

(in USD)

	Notes	2011	2010
Contingent liabilities	18, 30.1	1.254.197	1.388.818
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		1.254.197	1.388.818
Fiduciary operations	21	78.188.588.926	68.157.409.394

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2011
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2011

(in USD)

	Notes	2011	2010
Interest receivable and similar income		13.444.669	8.577.067
Interest payable and similar charges		(4.795.868)	(2.054.782)
Income from securities		348.254	269.695
Income from shares and other variable yield securities		19	72
Income from shares in affiliated undertakings		348.235	269.623
Commission receivable		90.983.509	73.813.018
Commission payable		(38.663.537)	(33.219.498)
Net profit on financial operations		1.874.307	2.069.174
Other operating income	22	1.316.737	556.692
General administrative expenses		(28.619.878)	(25.999.917)
a) staff costs	24, 25	(13.422.177)	(12.491.667)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(11.084.122)	(10.328.886)
- social security costs		(1.484.664)	(1.364.639)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(961.286)	(949.520)
b) other administrative expenses	16, 26	(15.197.701)	(13.508.250)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.084.998)	(1.253.495)
Other operating charges	23	(45.819)	(425.234)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1	(7.338.386)	(4.015.751)
Profit on ordinary activities after tax		27.418.990	18.316.969
Other taxes not shown under the preceding items	27.2	(952.825)	(917.048)
Profit for the financial year		26.466.165	17.399.921

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. ("the Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two mayor shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo - Mitsubishi UFJ, Ltd Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year end all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

As at December 31, 2011, the Bank has booked a provision of USD 9.918 (2010: USD 0). This provision is included on the liabilities side of the balance sheet under the caption “Provisions: other provisions”.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks.

The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision was made before taxation and did not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2011 (2010: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
 Software: 4 years and 5 years;
 Other intangible assets: 5 years;
 Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the balance sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2011	2010
	USD	USD
Not more than three months	349.249.075	174.098.600
More than three months	65.236.534	26.000.000
	<u>414.485.609</u>	<u>200.098.600</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 876.775 and USD 3.219 (2010: USD 873.028 and USD 3.328).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2011, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2011	Result for the year ended 31/12/2011
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	486.861	100 %	1.258.411	421.486
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY JAPAN Limited	389.914	100 %	730.184	147.087

[次へ](#)

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	873.028	0	0	3.747	876.775	0	876.775
2. Tangible assets	12.843.660	618.005	(262.331)	(415.501)	12.783.833	(11.768.223)	1.015.610
a) Hardware	2.217.612	123.852	(259.344)	(71.741)	2.010.379	(1.791.744)	218.635
b) Software	5.964.666	494.153	0	(192.961)	6.265.858	(5.605.104)	660.754
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	4.661.382	0	(2.987)	(150.799)	4.507.596	(4.371.375)	136.221
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	(1.620.311)	325.128
Goodwill acquired for valuable consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	(1.620.311)	325.128

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2011 USD	2010 USD
Prepaid income taxes	1.524.915	1.790.544
Accrued interest income	778.407	354.631
Prepaid general expenses	4.113.688	6.059.599
Commission on fiduciary operations	3.962.135	3.432.212
Commission on global custody	8.211.841	7.415.730
Commission on investment funds	4.045.082	3.480.559
Other prepayments (including mainly VAT & Net worth tax receivable)	3.954.325	2.509.518
Neutralization of realized swap for own result	2.538.894	0
Commission from Management Companies	653.372	517.246
Other accrued income	76.052	69.482
	<u>29.858.711</u>	<u>25.629.521</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2011 the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 737.271.043 (2010: USD 861.220.282).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

Debts other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2011 USD	2010 USD
Not more than three months	11.045.429	37.706.085
More than three months	260.398	0
	<u>11.305.827</u>	<u>37.706.085</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2011 USD	2010 USD
Preferential creditors	697.184	287.729
Sundry creditors	306.332	313.431
	<u>1.003.516</u>	<u>601.160</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2011 USD	2010 USD
Accrued interest expenses	319.496	309.021
Accrued general expenses	271.822	198.285
Accrued commission	4.488.637	5.839.691
Neutralization of realized swap for own result	0	524.442
Other accrued expenses	4.922	53.418
Other suspense receipt	126.069	2.320
	<u>5.210.946</u>	<u>6.927.177</u>

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal balance sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

At December 31, 2011, due to the appreciation of the US dollar against Euro, the negative neutralisation position has decreased and the Bank has written back deferred taxes for the equivalent of USD 536.775 (2010: USD 1.942.382). Deferred taxes written back are shown in the Profit and Loss Account under "Tax on profit on ordinary activities".

The balance of the provision for deferred taxation, which is kept in Euro and amounts to the equivalent of USD 1.653.368 (December 31, 2010: USD 2.263.364) is shown under the liabilities item "Provisions: provisions for taxation".

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2011	2010
	USD	USD
Provision for remuneration	680.315	469.542
Provision for unrealised losses on forward deals (note 2.3)	9.918	0
Provision for litigation (note 23)	0	350.000
	<u>690.233</u>	<u>819.542</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Resultbrought forward USD
Balance at January 1, 2011	3.711.797	44.297.678	2.442
Profit for the year ended December 31, 2010			17.399.921
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(15.226.971)
- Transfer to reserves		2.090.113	(2.090.113)
Balance at December 31, 2011	<u>3.711.797</u>	<u>46.387.791</u>	<u>85.279</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital.

This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 13.387.791 (2010: USD 11.297.678).

During the year 2011, the Bank has allocated an amount of USD 3.331.113 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Reserve for Net Worth Tax of 2005 which amounted to USD 1.241.000.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
 NOTES TO THE ACCOUNTS
 December 31, 2011
 - continued -

Years	2011	2011
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2006	2.498.676	2.601.000
2007	3.304.122	2.800.000
2008	4.081.958	2.900.000
2009	373.035	260.000
2010	3.130.000	2.333.121
Balance at December 31, 2011	<u>13.387.791</u>	<u>10.894.121</u>

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “On-line costs reserve” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “On-line costs”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2011.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2011 (and December 31, 2010) the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2011	2010
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	1.551.174.237	985.801.720
Shares and other variable-yield securities	1	1
Shares in affiliated undertakings	876.775	873.028
Prepayments and accrued income	7.999.462	6.853.634
	<u>1.560.050.475</u>	<u>993.528.383</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

LIABILITIES

	2011	2010
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.169.586.320	699.269.235
Amounts owed to customers	15.364.060	32.031.297
Accruals and deferred income	1.589.942	1.386.541
	<u>1.186.540.322</u>	<u>732.687.073</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “Related Party Disclosures” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2011 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with Part XVI, point 24 of Circular 06/273, as amended. As at December 31, 2011, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.558.809.805 breakdown as follows:

	2011
	USD
Loans and advances to credit institutions	1.551.146.469
Foreign exchange transactions (2% of notional payable amount)	7.663.336
	<u>1.558.809.805</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2011	2010
	USD	USD
Audit of the Annual Accounts	182.307	195.063
Tax advisory fees	17.964	32.473
Other fees	96.503	54.099
	<u>296.774</u>	<u>281.635</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2011, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 743.455.076 (2010: USD 864.643.846).

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2011	2010
	USD	USD
Counter-guarantees	<u>1.254.197</u>	<u>1.388.818</u>

As at the year end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
 NOTES TO THE ACCOUNTS
 December 31, 2011
 - continued -

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the balance sheet nor in the off balance sheet items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2011 USD	2010 USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	4.199.681	520.170

As at the year end, there are no related party balances.

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2011 and 2010:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2011	2010
	USD	USD
Adjustment of overpayment of Net Worth Tax related to year 2010	605.665	0
Income Tax refund related to years 2005, 2006 and 2007	406.625	0
VAT refund for prior years	0	898
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	172.314	326.651
Adjustment for interest previous years	435	33.832
Adjustment for commission previous years	101.641	177.774
Other	30.057	17.537
	<u>1.316.737</u>	<u>556.692</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2011	2010
	USD	USD
Loss on the sale of fixed assets	0	3.307
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	29.102	28.198
Interest previous years	395	0
Commission previous years	15.950	43.515
Provision for litigation (1)	0	350.000
Others	372	214
	<u>45.819</u>	<u>425.234</u>

(1) Provision for litigation relates to a claim made against the Bank. In January 2011 an agreement has been reached between the two parties and claim settled.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
 NOTES TO THE ACCOUNTS
 December 31, 2011
 - continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number or persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2011 Number	2010 Number
Senior management	13	13
Middle management	34	24
Employees	62	74
	<u>109</u>	<u>111</u>

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2011 USD	2010 USD
Senior management	<u>3.145.747</u>	<u>3.087.116</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2011 and 2010, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2011	2010
	USD	USD
Rent and related expenses	1.241.132	1.171.181
Telecommunication expenses	346.873	361.965
Professional fees	516.430	540.526
Data charges	714.272	557.425
Maintenance	786.637	694.431
Travelling, moving, business trips	153.661	154.674
Service fee	3.729.670	3.118.331
System cost	5.687.134	5.668.850
Service contracts	1.349.280	690.896
Other expenses	672.612	549.971
	<u>15.197.701</u>	<u>13.508.250</u>

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2011	2010
	USD	USD
Corporate Income Tax	6.038.997	4.548.061
Deferred Corporate Income Tax (note 11)	(410.968)	(1.479.895)
Municipal Business Tax	1.836.164	1.410.071
Deferred Municipal Business Tax (note 11)	(125.807)	(462.486)
	<u>7.338.386</u>	<u>4.015.751</u>

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2011	2010
	USD	USD
Net worth tax (note 14)	619.088	624.197
VAT	302.793	244.090
Other taxes	30.944	48.761
	<u>952.825</u>	<u>917.048</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2011, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association “Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg” (“AGDL”).

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions (“the Guarantee”). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction.

No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2011 (and December 31, 2010) the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2011, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	559	0	0	0	559
Balances with the BCL	28.709.398	0	0	0	28.709.398
Loans and advances to credit institutions	1.627.913.957	65.236.534	0	0	1.693.150.491
Loans and advances to customers	8.268	0	0	0	8.268
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.219	3.219
Total	1.656.632.182	65.236.534	0	3.219	1.721.871.935
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.170.489.092	0	0	0	1.170.489.092
Amounts owed to customers	445.384.564	260.398	0	0	445.644.962
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	1.254.197	0	0	0	1.254.197
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	1.617.127.853	260.398	0	0	1.617.388.251

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

As at December 31, 2010, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	558	0	0	0	558
Balances with the BCL	20.457.321	0	0	0	20.457.321
Loans and advances to credit institutions	1.066.111.302	26.000.000	0	0	1.092.111.302
Loans and advances to customers	189.891	0	0	0	189.891
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.328	3.328
Total	1.086.759.072	26.000.000	0	3.328	1.112.762.400
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	701.182.390	0	0	0	701.182.390
Amounts owed to customers	310.843.644	0	0	0	310.843.644
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	1.388.818	0	0	0	1.388.818
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	1.013.414.852	0	0	0	1.013.414.852

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2011, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	65.677.209	0	0	0	65.677.209	551.324
Swaps	382.109.180	0	0	0	382.109.180	4.303.659
Total	447.786.389	0	0	0	447.786.389	4.854.983
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	54.426.488	0	0	0	54.426.488	419.348
Swaps	197.960.012	0	0	0	197.960.012	1.807.221
Total	252.386.500	0	0	0	252.386.500	2.226.569

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2011 and a value date after December 31, 2011.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

As at December 31, 2010, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	61.232.663	0	0	0	61.232.663	1.033.227
Swaps	490.823.932	0	0	0	490.823.932	6.401.698
Total	552.056.595	0	0	0	552.056.595	7.434.925
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	309.162.814	0	0	0	309.162.814	5.122.431
Swaps	512.266.543	0	0	0	512.266.543	2.802.008
Total	821.429.357	0	0	0	821.429.357	7.924.439

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2010 and a value date after December 31, 2010.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2011, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2011 Carrying amount in USD	2010 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	28.709.957	20.457.879
EU member countries	28.709.957	20.457.879
Loans and advances to credit institutions	1.693.150.491	1.092.111.302
EU member countries	20.122.476	9.713.122
North & Central America	880.131.405	244.630.008
Asia	792.786.095	837.703.130
Europe, non-EU member countries	88.237	2.390
Australia and New Zealand	22.278	62.652
Loans and advances to customers	8.268	189.891
EU member countries	0	189.891
Asia	8.268	0
Shares and other variable yield securities	3.219	3.328
EU member countries	3.219	3.328
Total	<u>1.721.871.935</u>	<u>1.112.762.400</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

	2011 Notional/ receivable amount in USD	2010 Notional/ receivable amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	51.834.359	110.849.480
Asia	6.163.358	242.638.000
America	62.259.174	12.843.398
Swaps		
Asia	0	246.700.743
EU member countries	580.574.186	759.964.811
North and Central America	1.970.380	0
Total	<u>702.801.457</u>	<u>1.372.996.432</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円への換算には平成25年3月29日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝94.05円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2012年6月30日現在

(単位：米ドル)

資産

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	16,368,514.00	1,539,459
1.2	売買目的で保有される金融資産	12,334,406.00	1,160,051
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	12,334,406.00	1,160,051
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	2,491,535.00	234,329
1.4.1	持分証券	2,491,535.00	234,329
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	2,359,607,712.00	221,921,105
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	2,359,607,712.00	221,921,105
1.6	満期保有目的投資有価証券	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	外国事業純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	1,433,755.00	134,845
1.9.1	有形固定資産	1,433,755.00	134,845
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	1,397,420.00	131,427
1.10.1	営業権		
1.10.99	その他の無形資産	1,397,420.00	131,427
1.12	税金資産	1,490,731.00	140,203
1.12.1	現行税金資産	1,490,731.00	140,203
1.12.2	繰延税金資産		
1.13	その他の資産	25,423,680.00	2,391,097
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	2,420,547,753.00	227,652,516

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2012年6月30日現在

(単位：米ドル)

負債

米ドル

千円

		米ドル	千円
2.1	中央銀行預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	3,102,373.00	291,778
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	3,102,373.00	291,778
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書（短期間で買戻す予定の債券を含む）		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書（債券を含む）		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却後原価で測定される金融負債	2,287,212,414.00	215,112,328
2.4.1	金融機関からの預金	1,454,816,358.00	136,825,478
2.4.2	金融機関以外からの預金	832,396,056.00	78,286,849
2.4.3	債務証書（債券を含む）		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	外国事業純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	0.00	0
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務		
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金	0.00	0
2.9	税金負債	17,443,138.00	1,640,527
2.9.1	現行税金負債	15,826,833.00	1,488,514
2.9.2	繰延税金負債	1,616,305.00	152,013
2.10	その他の負債	11,343,994.00	1,066,903
2.11	要求払株式資本（例えば、共同株式）		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	2,319,101,919.00	218,111,535

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2012年6月30日現在

(単位：米ドル)

資本

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	3,490,945
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	3,490,945
3.1.2	未払込請求資本	0.00	0
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額：	1,636,454.00	153,908
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	外国事業純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	1,636,454.00	153,908
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金（利益剰余金を含む）	50,727,180.00	4,770,891
3.6	＜自己株式＞		
3.7	当期利益	11,964,231.00	1,125,236
3.8	＜中間配当＞		
3.10	資本合計	101,445,834.00	9,540,981
3.11	負債および資本合計	2,420,547,753.00	227,652,516

(2) 損益の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2012年6月30日に終了した期間

(単位：米ドル)

		米ドル	千円
5.1	金融および運用収益および費用（＋／－）	30,722,966.00	2,889,495
5.2	利息収益	7,324,242.00	688,845
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	1,884,285.00	177,217
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	2,457,546.00	231,132
5.2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）	2,982,411.00	280,496
5.2.6	満期保有目的投資有価証券		
5.2.7	デリバティブヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	（支払利息）（－）	3,074,304.00	289,138
5.3.1	中央銀行からの預金	0.00	0
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	112,604.00	10,590
5.3.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債		
5.3.4	償却後原価で測定される金融負債	2,961,700.00	278,548
5.3.5	デリバティブヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用（－）		
5.5	受取配当（＋）	15.00	1
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	15.00	1
5.6	受取手数料（＋）	47,565,588.00	4,473,544
5.7	（支払手数料）（－）	21,450,414.00	2,017,411
5.8	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益（損失）、純額（＋／－）	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産		
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）		
5.8.3	満期保有目的投資有価証券		
5.8.4	償却後原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）	808,053.00	75,997
5.9.1	デリバティブに関するエクイティ商品		
5.9.2	金利商品およびデリバティブ関連		
5.9.3	為替取引	808,053.00	75,997
5.9.4	信用リスク商品およびデリバティブ関連		
5.9.5	商品およびデリバティブ関連		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む。）		
5.10	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.11	ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（＋／－）		
5.12	為替差額、純額（＋／－）		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識除外に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.14	その他の事業収益（＋）	101,124.00	9,511

米ドル

千円

5.15	その他の事業費用（－）	551,338.00	51,853
5.16	一般管理費（－）	14,893,907.00	1,400,772
5.16.1	従業員費用（－）	6,582,921.00	619,124
5.16.2	一般管理費用（－）	8,310,986.00	781,648
5.17	減価償却（＋／－）	470,156.00	44,218
5.17.1	有形固定資産	108,287.00	10,184
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（営業権を除く）	361,869.00	34,034
5.18	引当金（＋／－）	0.00	0
5.19	減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却後原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却後原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（＋／－）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	営業権		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	直ちに損益認識されるマイナスの営業権（＋）		
5.22	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される除却グループからの損益（＋／－）		
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	15,358,903.00	1,444,505
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	3,394,672.00	319,269
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	11,964,231.00	1,125,236
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	11,964,231.00	1,125,236

4【利害関係人との取引制限】

「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因 潜在的利益相反」を参照。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社はその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社が6か月以上業務を停止した場合、C S S F（ルクセンブルグ金融監督委員会）は、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

平成23年12月末日現在、125万米ドル（約１億1,756万円）

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島法に基づき1985年に設立され、トラストの受託者（「受託会社」）として活動する。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2009年改正済）に基づいて信託会社として、およびバーミューダにおいて中央銀行の認可により、業務を行う免許を受けている。受託会社は、世界中の個人および法人に対して信託事務サービスを提供する。

- (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）（「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」）

(イ) 資本金の額

平成23年12月末日現在、6億6,000万米ドル（約620億7,300万円）

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフルサービス金融機関である。

- (3) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（Goldman Sachs Asset Management International）（「投資顧問会社」）

(イ) 資本金の額

平成23年12月末日現在、169万5,000米ドル（約１億5,941万円）

(ロ) 事業の内容

投資顧問会社は、英国EC4A 2BBロンドン市フリート・ストリート 133、ピーターボロー・コートに所在するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルである。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーおよびゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業である。投資顧問会社およびその関連会社は現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人、個人投資家および家族グループを含む広範囲の顧客にサービスを提供している。ゴールドマン・サックス・グループは、1869年（明治2年）に創立された世界の主要な投資銀行の一つである。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループは、ゴールドマン・サックス・グループの投資運用部門に属し、1988年（昭和63年）の設立以来、世界各国の投資者に資産運用サービスを提供している。

2011年（平成23年）12月末日現在、投資顧問会社およびその関連企業は約7,058億米ドルの資産の運用を行っている。

- (4) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（Goldman Sachs Asset Management L.P.）（「副投資顧問会社（G S A Mニューヨーク）」）

(イ) 資本金の額

平成23年12月末日現在、3億1,680万米ドル（約297億9,504万円）

(ロ) 事業の内容

副投資顧問会社（G S A Mニューヨーク）は、1940年米国投資顧問会社法に基づき、投資顧問会社として登録された。主な営業上の住所はアメリカ合衆国ニューヨーク州10282-2198、ニューヨーク市、ウエスト・ストリート200である。

- (5) ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（Goldman Sachs (Singapore) Pte.）（「副投資顧問会社（G S A Mシンガポール）」）

(イ) 資本金の額

平成23年12月末日現在、4,742万米ドル（約44億5,985万円）

(ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーの子会社であるG S A Mシンガポールは、シンガポールにおいて、投資銀行業務、トレーディングおよび自己勘定投資ならびに証券関連サービスを営んでおり、その資産運用部門は内外の有価証券等に係る投資顧問業務、その他付帯関連する一切の業務を営んでいる。

- (6) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（Goldman Sachs Asset Management Co., Ltd.）（「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

平成24年3月末日現在、4億9,000万円

(ロ) 事業の内容

代行協会員は、1996年（平成8年）2月6日に日本法上の株式会社として設立され、同年2月23日に証券投資信託法上の委託会社としての免許を取得している。また、2002年（平成14年）1月18日に投資顧問会社として財務省関東財務局に登録され、同年3月29日に投資一任業務の認可を受けている。2007年（平成19年）9月30日に証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録を行い、2008年（平成20年）1月28日には金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者として登録された。

- (7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）（「総販売会社」）

(イ) 資本金の額

平成23年12月末日現在、9億7,000万米ドル（約912億2,850万円）

(ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・インターナショナル（「G S I」）は、英国法に基づき設立された会社で、国際的に有力な投資銀行である。

G S Iは、1999年（平成11年）に設立されたデラウェア州の法人であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの間接子会社である。

(8) 三菱ＵＦＪメリルリンチＰＢ証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

平成25年3月末日現在、80億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドの受託業務および保管業務を行う。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」）

保管・管理事務代行契約に基づき、サブ・ファンドの資産の保管、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

(3) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（「投資顧問会社」）

投資顧問契約に基づきサブ・ファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(4) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（Goldman Sachs Asset Management L.P.）（「副投資顧問会社（G S A Mニューヨーク）」）

副投資顧問契約（G S A Mニューヨーク）に基づきサブ・ファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(5) ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（Goldman Sachs (Singapore) Pte.）（「副投資顧問会社（G S A Mシンガポール）」）

副投資顧問契約（G S A Mシンガポール）に基づきサブ・ファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(6) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（「代行協会員」）

サブ・ファンドの代行協会員としての業務を行う。

(7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル（「総販売会社」）

ファンド証券の総販売会社として販売および買戻しの取扱いを行う。

(8) 三菱ＵＦＪメリルリンチＰＢ証券株式会社（「日本における販売会社」）

ファンド証券の日本における販売および買戻しの取扱いを行う。

3【資本関係】

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイと三菱ＵＦＪメリルリンチＰＢ証券株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2012年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,871であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2012年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記の(i)および(ii)に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の(iii)に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当

するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

らない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2012年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2012年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持すること

ができる。

(v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。

(vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

(e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。

(f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

(g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。

(h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

(i) 株式の買戻しも認められる。

(j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。

(k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

(l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。

(m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。

(n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

(a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

(b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

(c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

(d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

(e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

(f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

(g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

(h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2011年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、

CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対し提供するように指示できる。

- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、これらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2012年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この

規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるもの

とする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2012年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物

- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
 - (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
 - (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取

引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2012年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(1)項、第6.2(g).7項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - (iv) 本規則、会社法（2012年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること

- (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネ

ラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
 - (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の

目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (v) 監査人の氏名および住所
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (xiii) 投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xxi) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

(B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定

(C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面は発行されない。

第５【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙に図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書の「投資リスク」の項に次の事項を記載することがある。
 - ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨

- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。

- (5) 交付目論見書の「投資リスク」の冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「投資信託は預貯金と異なります。ファンドは、エマージング諸国のハイ・イールド債券を主な投資対象としています。これにより、金利変動等による組入証券の価格の下落や、発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たりの純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。なお、円クラス以外の外貨建てクラスの場合、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、純資産価格の下落や為替相場の変動により、投資元金が割り込み損失を被ることがあります。運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。」

別紙

定義集

「決算日」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別段に定めない限り、各年の9月30日または補遺信託証書に定められたその他の日をいい、（最終計算期間の場合は）サブ・ファンドが信託証書の条項に従って終了する日をいう。

「計算期間」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別段に定めない限り、サブ・ファンドの設立日（最初の計算期間の場合）または各年の決算日の翌日から、翌決算日までの期間をいう。

「管理事務代行会社」とは、サブ・ファンドの管理事務代行会社として行為するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーおよびその承継会社またはいずれかのサブ・ファンドにつき管理事務代行会社として行為する者として任命され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「代行協会員」とは、サブ・ファンドの代行協会員として行為するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社およびその承継会社またはサブ・ファンドの代行協会員として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「代行協会員報酬」とは、代行協会員に対して支払われる報酬をいう。

「関連会社」とは、ある者（会社である場合）に関して、その持株会社、子会社、かかる持株会社の子会社、当該者または上記に基づくその関連会社が発行済株式の3分の1以上を実質的に所有する会社（またはその子会社）をいい、それには、その一人または複数のパートナーが、直接または間接に、もしくは法人を通じて、当該者（会社である場合）の発行済株式の4分の3以上に対して実質的に権利を有する社団を含み、かつ当該社団のパートナーも含む。当該者が、個人、社団その他の法人格なき団体である場合、「関連会社」とは、当該者により直接または間接に、もしくは法人を通じて支配されている会社をいう。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨であるドルをいう。

「豪ドル」とは、オーストラリア連邦の法定通貨であるドルをいう。

「日本円」とは、日本の法定通貨である円をいう。

「監査人」とは、ケイマンのプライスウォーターハウスクーパースまたはそれ以外に受託会社の同意を得て、管理会社によりサブ・ファンドの会計監査人として指名されたケイマン諸島に本拠を置く公認会計士または公認会計士事務所をいう。

「当局」、「CIMA」とは、ケイマン諸島金融庁をいう。

「実質的所有者」とは、受益証券の実質的所有者をいう。

「ファンド営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、シンガポールおよび日本において銀行が営業している日で、かつ、ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびシンガポール証券取引所が営業をしている日（ただし12月24日を除く）、または管理会社および受託会社が定める日をいう。

「国内営業日」とは、日本において銀行が営業している日をいう。

「ケイマン諸島」とは、英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。

「セント」とは、1米ドル、1豪ドルまたはサブ・ファンドの補遺信託証書および英文目論見書で定められるその他の通貨の100分の1をいう。

「保管会社」とは、サブ・ファンドの保管会社として行為するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーおよびその承継会社またはサブ・ファンドの保管会社として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「取引日」とは、以下の日をいう。

ブラジルリアルクラス：サンパウロ証券取引所が営業をしているファンド営業日

メキシコペソクラス：メキシコ証券取引所が営業をしているファンド営業日

ロシアルーブルクラス：RTS証券取引所が営業をしているファンド営業日

米ドルクラス：ファンド営業日

豪ドルクラス：オーストラリア証券取引所が営業をしているファンド営業日

円クラス：ファンド営業日

「信託証書」とは、管理会社および受託会社の間で締結された信託証書（随時変更される）をいい、添付された別紙およびサブ・ファンドその他の関連して締結される補遺信託証書を含むことがある。

「信託財産」とは、信託証書に基づき信託により保有されているまたは保有されるとみなされるサブ・ファンドに帰属するあらゆる資産をいう。

「総販売会社」とは、サブ・ファンドの総販売会社として行為するゴールドマン・サックス・インターナショナルおよびその承継会社またはサブ・ファンドの総販売会社として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「販売会社」とは、受益証券の販売について総販売会社から委託を受けた者をいう。

「日本における販売会社」とは、サブ・ファンドの日本における販売会社およびその承継会社またはサブ・ファンドの日本における販売会社として選任されるその他の者をいう。

「公課・費用」とは、ある取引、売買に関する、印紙税および租税公課、政府徴収金、ブローカレージ手数料、銀行手数料、名義書換手数料、登録手数料、訴訟その他の法律費用およびすべてのその他の費用、義務および負担（信託財産の設定、信託財産の増加、受益証券の創設、発行、消却、販売、交換または購入、投資対象の取得、処分もしくは保有、保護に関する他の取扱い、収益の回収に関するかそれ以外かを問わない。）であり、それにより当該公課、費用、負担が支払われることになった取引、売買または他の事由が生じる以前に支払われなければならないか支払われなければならないことがあるものをいうが、純資産価額を確定する際に考慮される手数料、費用、公課を意味するわけではない。

「特別決議」とは、信託証書の条項に従い正当に招集し開催された受益者集会で挙手により議決権を行使する受益者によって行使された議決権の4分の3以上を構成する多数が支持した決議または投票が正当に要求された場合は、当該投票により行使された議決権の4分の3以上を構成する多数により可決された決議をいう。

「重過失」とは、過失の水準を超える主観的状态であり、ある者が他の者に対して負う注意義務に違反した場合の結果について認識しながら配慮を怠った場合におけるものをいう。

「受益者」とは、

(a) サブ・ファンドの存続中、法的所有者かつ受益証券の所有者として受益者名簿に随時記載される者をい

い、共同所有者として同様に記載される者を含む。および

(b) 信託証書の規定に従うサブ・ファンドの終了から受託会社の手元にサブ・ファンドの資産が残存しなくなる日までの間に、受益者名簿にサブ・ファンドの終了日付で記載されている者をいう。

「収益」とは、管理会社により信託財産から生じる収益の性質を有すると判断されるあらゆる利息、配当およびその他の金額をいう。

「英文目論見書」とは、サブ・ファンドについて、受益証券の募集に関してサブ・ファンドまたはそのクラス受益証券のために発行される予定の、随時補足もしくは更新されうる募集目論見書、英文目論見書その他の募集書類またはその附属書類をいう。

「当初払込日」とは、当初発行価格でブラジルリアルクラス受益証券、メキシコペソクラス受益証券、ロシアルーブルクラス受益証券、米ドルクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券および円クラス受益証券が発行される日（平成25年6月7日）をいう。

「当初発行価格」とは、以下の金額をいう。

ブラジルリアルクラス受益証券：	1口当たり10.00米ドル
メキシコペソクラス受益証券：	1口当たり10.00米ドル
ロシアルーブルクラス受益証券：	1口当たり10.00米ドル
米ドルクラス受益証券：	1口当たり10.00米ドル
豪ドルクラス受益証券：	1口当たり10.00豪ドル
円クラス受益証券：	1口当たり10,000円

「投資対象」とは、英文目論見書の規定に基づき許容され、信託財産の投資の目的で管理会社により選択された、その性質、収益を生み出すかどうかを問わず、あらゆる資産またはその一部分を成すものをいう。

「管理報酬」とは、信託証書に基づき管理会社に与えられるあらゆる金額をいう。

「管理会社」とは、サブ・ファンドの管理会社であるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイおよびその承継会社をいう。

「純資産価額」とは、サブ・ファンドについて、信託証書に基づき決定される、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの債務を控除した額をいう。

「1口当たり純資産価格」とは、信託証書に規定された評価日に受益証券口座の純資産価額を、評価日現在発行済みの受益証券数で除し、1セント単位に四捨五入した額、またはサブ・ファンドについて補遺信託証書および英文目論見書に定められるその他の端数を切り捨てた額をいう。

「非適格者」とは、①受益証券を取得および保有することが国や政府当局の法律や規則に違反することになる者、②受託会社もしくは管理会社の意見において、サブ・ファンドが、そうでなければ負担もしくは被ることのなかった納税義務を負担し、もしくは他の金銭上もしくは商業上の不利益を被る可能性がある状況（かかる状況が、直接もしくは間接に当該一もしくは複数の人物に影響するか否か、単独もしくは関係するもしくは関係しないその他の人物に該当するか否かを問わず、または受託会社もしくは管理会社にとってかかる状況に該当すると思われる状況）に置かれることになる一または複数の人物、③21歳未満の者、④米国人、または⑤ケイマン諸島に在住もしくは居住する人物（ケイマン諸島において設立された免除会社および非居住会社を除く。）をいう。

「受益者登録簿」とは、信託証書の条項に従い備置される受益者の登録簿をいう。

「登録事務代行会社」とは、サブ・ファンドの登録事務代行会社および名義書換代理人として行為する受託会社により管理事務代行契約に基づき任命された管理事務代行会社または信託証書の条項に従い受益者登録簿を保管するその他の者をいう。

「買戻通知」とは、サブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラス）の受益証券について、信託証書の定めにしたがって、受益証券の買戻しを請求する通知をいう。

「買戻価格」とは、受益証券が、買戻される価格をいい、信託証書の定めに従い決定される。

「ファンド決議」とは、信託証書の定めに従い、適法に招集され開催されるサブ・ファンドの受益者の集会で、挙手の方法によるか、投票が議決権の4分の3以上の多数により適正に要求されかつ決定された場合には投票の方法により、参加した受益者が有する議決権の4分の3以上の多数により採択された決議をいう。

「補遺信託証書」とは、各サブ・ファンドについて、サブ・ファンドを設立し、随時変更または補足されることがある補遺信託証書をいう。

「終了日」とは、各サブ・ファンドについて、関連する補遺信託証書または英文目論見書の条項により定められた日または状況をいう。サブ・ファンドの存続期間は、法および一般法の制限のもと、受託会社と協議した上で管理会社はその裁量に基づき、または管理会社および受託会社の同意の上で行われた受益者集会の特別決議により延期されうる。

「トラスト」とは、信託証書に言及された名称（または、受託会社および管理会社が随時決定するその他の名称）で認識される信託証書により設定されたユニット・トラスト型投資信託をいう。

「受託会社」とは、受託会社としての役割を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドおよびその承継会社をいう。

「受託報酬」とは、信託証書の定めに基づき受託会社に与えられるあらゆる金額をいう。

「受益証券」とは、サブ・ファンドの未分割の持分をいい、文脈上要求される場合には、当該サブ・ファンドのクラスの受益証券およびその端数をいう。

「米国」とは、アメリカ合衆国ならびにそのいずれかの州およびコロンビア特別区を含むその領土および属領をいう。

「米国人」とは、(1)1933年米国証券法（改正済）のレギュレーションSに定義されている米国人をいい、随時、(i)米国に居住する自然人、(ii)米国においてまたは米国法に基づき設立され、創設されまたは組織されたパートナーシップ、会社またはその他の法人、(iii)遺産管理人または管財人が米国人である財団、(iv)受託者が米国人である信託、(v)米国に所在する米国外の機関の代理機関または支店、(vi)米国人のためディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、(vii)米国で組織され、設立されまたは（個人の場合）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者により保有される一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、(viii)(A)米国外の法域の法律に基づき組織されまたは設立されている場合、および(B)米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されている場合（ただし、自然人、財団または信託ではない認定投資家（米国証券法に基づくルール501(a)で定義される。）により組織されまたは設立されかつ所有されている場合にはこの限りではない。）のパートナーシップまたは法人を随時含む米国人、ならびに(2)米国商品取引所法（改正済）に基づくルール4.7に規定されている「非米国人」ではない者をいう。

「評価日」とは、ファンド営業日または管理会社が受託会社の承諾を得て随時定める日もしくは英文目論見書に定められるその他の日をいう。

「年」とは、暦上の年をいう。

「適格投資家」とは、(i)適用される法令に違反しなければ受益証券を取得または保有することができない自然人、会社もしくは法主体、または(ii)(i)に定められた者のためのカストディアン、名義人もしくは受託者を除く非米国人または非欧州人をいう。

「表示通貨」とは、各クラスの受益証券が評価される通貨をいい、各クラスの表示通貨は、ブラジルリアルクラス受益証券については米ドル、メキシコペソクラス受益証券については米ドル、ロシアルーブルクラス受益証券については米ドル、米ドルクラス受益証券については米ドル、豪ドルクラス受益証券については豪ドル、円クラス受益証券については日本円とする。

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2010年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成されるミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a) 不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b) 適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c) 状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの2010年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人

パートナー

2011年4月21日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2010 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprise agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprise agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2010 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte S.A., Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

April 21, 2011

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2011年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの2011年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人
パートナー

2012年3月14日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2011 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors' for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2011, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 14, 2012

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。